

寛政十二庚申 歳

御用向 并 廻状書留

足立元樹 記

足立家文書01

(解題) 本文書は江州高島郡で、代々の帯刀人(郷土)であった足立藤(東)右衛門と、当地支配の郡山藩海津代官との様々な交渉をまとめたもので、概ね郡山藩主柳澤保光期の寛政十二(1800)年から、保泰・保興を経て、同保申期の嘉永元(1848)年までの記録となっている。著者の藤右衛門は、足立元樹の雅号を名乗っているが、当地は近江聖人中江藤樹の故地(高島郡小川村)に近く、或いは聖人に私淑した故とも察せられる。

高島郡足立家は源義朝麾下の藤原系武将として、頼朝挙兵に功績があり、武州足立郡を安堵され、幕府公文所に重きをなした足立(藤原)遠元を祖とし、その末子遠貞が近江に移住し、土地の豪族饗庭氏と縁を以て定着した一族と伝えられている。故に歴代藩主から帯刀人(郷土)として遇されており、またその由緒から京都文化人との諸縁を持ち、伊藤仁斎長男の東涯門下であり、青蓮院宮人の歌人並河基広との親交も伝えられている。またその故か交友録には公家侍や僧侶・豪商の名も散見される。

記録の大半は、財政が常に逼迫していた郡山藩庁からの献納(融通)要請で、その様々な要請理由と、筆者の応諾折衝が生々しく記録されており、当地の豊かさと藩の依存度が窺えるものとなっている。郡山本領では三手の代官とそれに属する大庄屋が、傘下の十数ヶ村を束ねる大庄屋制行政が敷かれていたが、何故か北近江領では金堂・海津の両手に大庄屋は存在せず(名誉称号としての「大庄屋格」はあった)、数人の帯刀人が非公式に村々を束ねるのみで、しかも郡山藩は売官的に帯刀人を濫造していたので、かなり複雑な行政形態であり、それだけに先任帯刀人の東右衛門等の苦勞は大変なものがあつたと察せられる。加えて藩が京の豪商からの金融手段として「京講」を組織するに当たっても、彼等と文化的交際があつた東右衛門等の協力が不可欠で、講の実質的運営は帯刀人によって行われている。これらの具体的理解を得るため本文書には(参考資料)として「累年記事」を青字で適宜挿入し、また付属の紙片を適宜挿入した。

なお本件は、足立家末裔である足立 忠氏の全面的ご協力により成し得たものであり、様々なご教示を頂いたが、文責は「郡山古文書愛好会」にあることを、感謝と共に明らかにしておきたい。

1 (注) 文中の西洋数字は原資料の関係で付したもので、途中混乱もある。

寛政十二庚申 歳

御用向并廻状書留

足立元樹 記

(注) 寛政十二庚申(1800)年は郡山藩主保光期に当たるが、翌享和元年に伊勢(四日市)領一万三千余石が上知(信楽代官支配)となり、御代知として添上・葛下郡等で一万四千余が与えられた。石高は若干増加したものの、四日市周辺の代替として奈良東北の山岳地では経済的に大きな損失となった。

2 (挿入)

御評定席列座

寺社奉行

大目附 月番

郡代

町奉行

御目付 月番

御勘定奉行

日記方 公事日御裁許<sup>二</sup>ハ

御家老・御年寄 月番

御立会被成候

御勘定奉行席

御馬廻席

大小姓席

以上熨斗目着用

本侍分之録四十名

御徒目付席

相之間席

御勘定席  
御徒士席

是迄席ト申候

録三十名

小給人・小人目附・組同心

是ヲ席外ト云

3

御役席

御家老・御城代・御一族・大寄合

御年寄・御年寄並・寄合衆

御用人・寺社御奉行・御番頭・御用人見習・御用人並

御旗奉行・御鍵奉行

奥御用達・御奏者番・大目附・郡代・町奉行・御留守居・御弓鉄炮頭・御物頭

御前様付・御側御用役・御留守居助役・御廣式御用達・京都御留守居

御使番・御近習取次役・御目附・十人・御普請奉行

御勘定奉行・御台所頭・御金奉行・御書院詰・御徒士頭

御番方組頭・御側詰・松の間詰・御長柄頭・御近習組・御醫師・御馬廻り

大小姓組・大小姓並

御徒目付・相ノ間組・勘定衆・惣与力・御徒士・御徒士並

(注) 以上の挿入部分は郡山藩の最高評議機関である「評定席」の構成を示すとともに、役席順列を示している。分限帳に示された役席順では「御鍵奉行」までが銀馬代、「御物頭」までが独礼、「御徒頭」までが家老支配、大小姓並までが月並出仕の所謂上士(御目見)で分限帳上巻、御徒士並までが下士とされていた(分限帳中巻)。

(以上別紙)

寛政十二年庚申二月三日

御役所飛脚到来

中飯・酒等出ス  
祝儀百文紙式折

御用之儀有之間、明四日朝五ツ時麻上下着

当御役所江可罷出候 以上

二月三日 鎮目政次郎 印

右之通差紙到来<sup>三</sup>付、四日朝麻上下刀等

用意致し貝津へ罷越候処、今中氏御内談

有之、則麻上下一刀<sup>二</sup>御役所へ罷出候処

帶刀苗字御免被仰付候 五十川藤右衛門

右之書付頂戴致し罷下り、則麻上下帶刀

<sup>二</sup>右御禮<sup>三</sup>御役所へ罷上り、此より家中

一統御礼<sup>三</sup>廻り相済し、其日帰村致ス

(注)「貝津」は「海津」のことであり、以下度々出てくる。鎮目は海津代官と思われる。郡山藩北近江

領には金堂と海津に代官所が在ったが、後に金堂(近江八幡)に統合された。

本書書留人「足立藤五郎(号藤樹)」の父親「足立平五郎」の隠居が認められ、同時に藤五郎に

「帶刀苗字」の継承が認められたもの。帶刀苗字御免迄はあくまで「五十川(村)藤右衛門」で

あり、両刀は差せなかった。なおこれにより「帶刀苗字(帶刀人)」の継承は家中武士と同様に藩

(郡代)の許認可事項であるが、その身分は「家」では無く個人的なものでことが分かる。

なお郡山藩における「帶刀人」は、所謂「郷士・無足人」と同様の特別身分で、藩主御目見(御

機嫌伺)等、地方名家としての特別扱いがなされた。

右家中へ禮物左之通り

鎮目氏 老歩式朱

同心吉田幸次へ三匁  
鍵持仁らくへ 老匁六分

手代 今中專治様

銀三両 ウチへギ<sup>二</sup>載

小川吉郎右衛門様

〃 式両

名倉喜平次様

〃 同断

書役 村田喜藏様

〃 銀五匁 小へキ

内藤助五郎様

〃 同断

タマリ覚兵衛へ 式匁三分

郷宿金ヤ平三郎へ 式匁五分

右之通支度<sup>二</sup>持參御礼相済

(注) 以上は事前に準備した礼金であるが、身分により金種及び額が違っているので、左記に解説す

る。代官鎮目(席順では下士であるが、幕末には大小姓組等の上士兼任が多かった) 〃 金一分二

朱

同心(席外・足輕中位) 〃 銀三匁、鍵もち(席外・足輕最下位) 〃 銀一匁六分

手代(席外・足輕上位) 〃 銀二匁三匁、書役(席外・足輕下位) 〃 銀五匁

銀で統一すると 一両〃四分〃十六朱が銀約六十匁(變動) 〃 銀六匁文(變動) 〃 銀十四匁(変

動)

江戸中期金一両の現在価値二十万円(若干高めであるが)と想定すると概算・・・

金一両〃二十万円、金一分〃五万円、金一朱〃一万二千五百円、

銀一貫〃金十六兩二分二朱(變動) 〃 三百三十二万五千円、

銀一兩(四匁三分) 〃 一万四千元、銀一匁(錢百文) 〃 三千三百円、銀一分〃三百三十円、

錢一貫文〃三万三千元、錢一文〃三十三円、錢十六文〃五百三十円

(なお銀〇両の公式通貨は発行されていないので、藩札を利用したのだろう)

代官〃七万五千元、同心〃九千九百元、鍵もち〃五千三百円、手代〃二万八千〃四万二千元

書役〃一万六千五百円、タマリ〃七千六百元、郷宿〃八千二百円

へギは剥板・折板で、略式のお盆のこと。

5

又、中間中江即刻披露

貝津半切百枚ツ、代銀老匁八分也

西浜 井関吉兵衛殿

〃 吉郎治殿

石田九郎左衛門殿 以上三軒八即日持参

石庭 伊丹官藏殿

太田 足立新治郎殿 此二軒ハ以使跡方遣ス

翌五日晚両村役人衆西・南 為披露吸物<sup>二</sup>

酒進し候、則藤兵衛殿・善次殿・孫助殿・長兵衛殿

右四人為御祝儀扇子箱二本持参也

(注) 西浜等は海津代官所管内で親交がある帯刀人であろうが、この時点では僅かに五名である。

一 右御免ノ御礼状国表へ遣し可申由<sup>二</sup>

下書御出し被成候、則今中氏御取次被下候  
其文言左之通

一筆啓上仕候、然<sup>者</sup>今般私父足立平五郎儀

病身<sup>二</sup>付、帯刀苗字差上隠居仕度奉願上候通

被為 仰付被下置、私儀帯刀苗字

御免被為 仰付被下置、重々冥加至極

難有仕合奉存候、右御禮奉申上度捧恐礼候

御序之節宜様被仰上可被下奉願候 恐惶謹言

足立藤右衛門

二月四日 名乗書判

松 銀平様

御家来中様

如是相認 但し紙ハ杉原横折<sup>二</sup>裏白也

上包ハ半紙<sup>二</sup>常ノ通り

(注) 筆頭手代今中の教示により、国許郡代等に、帯刀苗字の地位継承礼状を作成送付した。

なお郡山藩に於いては「郡代」が郷方の最高責任者であった。つまり幕府の「郡代」は大型の代

官であつて勘定奉行の配下であるが、郡山藩の「郡代」は逆に勘定奉行や代官の上司である。

また名字の「山」を抜くのは漢風で、一種の敬称である。

御郡代

松山銀平様

堀江傳太夫様

蒔田清馬様

小宮山庄蔵様

加賀美七十郎様

中野莊助様

玉川礒右衛門様

以上十三通

相認同月八日庄屋使<sup>二</sup>頼ミ、今中氏へ書状  
相添へ遣し申候

(注) 同役が随分多いようだが、相互牽制の意味もあつて、複数性がとられていた。なおこの中には

「格・並」も含まれている。

7

一 四月十日御領分村方御廻村為御見分、今晚

小宮山庄蔵様・岡野祖右衛門様御入来、此方<sup>二</sup>御宿

仕り候也

(注) 郡代并勘定奉行衆(配下)の近江領見分で、永荒地等の確認を行つたが、この様な場合も帯刀人

宅が利用された。

一 同月十二日酉ノ中刻、若殿様御逝去被遊候由、鳴物音曲御停

止来月朔日迄、但し普請方ハ廿五日迄遠慮可致由

(注) 柳澤松平家第四代保光の嗣子保民(鉄五郎)【安永九年二月十二日〜寛政十二年四月十二日】は、

寛政七年に將軍家齊に拜謁、従五位下造酒正に叙位され、高崎藩主松平輝和の娘を正室に向え、

盤石の体制であつたが二十一歳で卒去した。生母木野氏幹子女 松涼院殿梁山靈泉大居士。

このため急遽弟の保泰が嗣子となつた。

一 四月十七日出御廻状廿一日昼村方へ来

同廿三日麻上下着、御役所<sup>二</sup>御悔申上候、太田・南・手前<sup>レ</sup>三人  
同時小川吉郎右衛門様病氣為見舞、菓子袋弐匁分入志  
持参、足立四人ノ名前也、此わり五分ツ、

(注) 銀弍匁は6〜7千円に相当する。代官手代への四人連名見舞い品としては妥当な額だろう。

以下「東・南・西」と言う略称が出るが、東「東右衛門」、「南」多右衛門、「西」太平治家である。なお東右衛門は本書記述の「元樹(藤右衛門)」のことで、以下「東右衛門」と記される。

一 御次男右八郎様閏四月廿二日江戸表御指子御願

相濟、若殿様と申上候由、則御改名<sup>マサ</sup>将八郎様と

申上候、御実名<sup>ヤスヒロ</sup>ハ保泰と申上候故、ヤス・ヒロ・マサ・ミツ

等之字ハ御遠慮申候由被仰候也

(注) 第五代保泰(勝三郎・右八郎・得八郎・将八郎・信近・光雄とも)は天明二年十二月廿三日生、

寛政十二年五月に將軍家齊に拜謁、十二月從五位下美濃守に叙任、後に甲斐守。

「御指子」は「御嗣子」の誤記と思われる。

右ニ付銘々実名書付御役所<sup>二</sup>留置度由

被仰候故、足立四人一紙<sup>二</sup>書付、今中氏迄差出し

申候事、六月十六日<sup>二</sup>認メ庄屋へ遣し置候也

一 八月晦日夜、毛見御泊り、手前印鑑其次手<sup>二</sup>今中氏へ出ス

同夜御国方飛脚来り候、其趣ハ九月五日 殿様大

津御止宿之由也、夫故御代官御毛見も当村切<sup>二</sup>、翌早朝

(注) 「次手」は「ついでこ」と読む。

8

海津へ御帰り、明日二日立<sup>二</sup>御出津可被成所、又朔日晚飛脚

参り候由<sup>二</sup>二日朝出し御廻状来、其趣ハ 殿様今

般御帰国被遊候<sup>二</sup>付、五日夜大津駅御止宿之旨申談置

候所、御延引相成八月廿五日江戸御発駕<sup>二</sup>、九月八日夜

大つ御止宿之趣、勢州表方申達候間、七日昼迄<sup>二</sup>出津

可致由、九月二日朝出<sup>二</sup>申来所、京都之私用を兼四日

立<sup>二</sup>罷上り候所、小松之宿<sup>二</sup>御代官<sup>并</sup>今中氏<sup>二</sup>懸御目<sup>二</sup>

候所、又々御延引<sup>二</sup>晦日江戸御発駕、十二日大津御止宿之由

申来候故、此間<sup>二</sup>毛見仕舞度故、罷下り候由被仰候故、同

道致罷帰り申候

又御状来、殿様御帰城<sup>二</sup>付、十日昼迄<sup>二</sup>被致出津候様、此間申

置候得共、又候御延引被 仰出候間、追<sup>二</sup>御発駕御日限相究

候ハ、其節申遣候間、夫迄<sup>者</sup>出津之儀相見合可被申候、右

申度如此候 以上、右之通九月八日出即日來拜見致し候

一 九月廿六日出御廻状来、来月朔日殿様大津御止宿

之間、銘々上津可致旨申来、則太田・南・西三人ハ病氣

書付被遣、手前ハ請書飛脚へ為持帰ス、即廿九日立

出津即時御代官へ届申候

浅井郡方大浜仲右衛門殿

新井 高原又兵衛殿

当郡方 井関吉郎次殿

手前

四人也

朔日昼前方石場へ出張、即石場<sup>二</sup>御代官へ菓子

進上スル、代四匁、又茶代として手前共分、三百文置

即手札左之通、紙ハ小奉書の相原也

(注) 大津宿「石場」は現在の「京阪石場駅」周辺である。「相原」は上質紙の産地。

9

殿様へ 江州浅井郡帯刀人大庄や格

大浜仲右衛門

帯刀人 高原又兵衛

同高嶋郡帯刀人 井関吉郎次

帯刀人 足立藤右衛門

右之通 御家老へ忝枚 同断

又御本陣へ差出書付左之通

殿様益御機嫌能被為遊御着、恐悦至極<sup>二</sup>

奉存候、猶又乍恐為可奉窺 御機嫌、参上仕候

江州浅井郡帯刀人

江州高嶋郡帯刀人

又御家中へハ

先刻私共儀於石場 殿様御目通<sup>江</sup>

罷出、冥加至極難有仕合奉存候、乍恐右御禮

為可申上、参上仕候 江州浅井郡

江州高嶋郡

10

如此之書付ヲ以

御家老 柳沢新五郎様 御年寄 大山正監様

御用人 清水一馬様 御目付 清水馬之允様

御目付 塚本條助様 御用達 谷沢慎吾様

右之御旅宿へ御禮<sup>二</sup>参り相済申候也

(注) 大山將監が通名であるが、藩主の「将八郎」を憚って「正監」としたのか。

寛政十三年辛酉年 御年礼

(注) 寛政十三辛酉(1801)年、二月享和改元。

正月四日早朝出立致し、郷宿<sup>二</sup>些度支度

致し、正九ツ時御役所御禮申上候

尤四日夜金や泊也

(注) 「正九ツ時」は正午のこと。「金や」は郷宿平三郎の屋号である。

此方方南ト手前兩人出ル 太田ト西ハ不参

西浜ノ石田氏ト井関氏人ト石庭ノ伊丹氏ト也

御祝義物ハ海津<sup>二</sup>一緒<sup>二</sup>認め有之候

此割七匁七分三リツ、

(注) これらは海津代官管下の帯刀人である。祝儀は六人計で銀四十六匁四分で、約十五万三千元。

外<sup>二</sup>金屋へ三匁 下男下女式人へ 五分ツ、

是ハ此方方拵持参スル事也

此わり忝匁ツ、

塩津方ハ平塚善四郎殿斗也 都合七人同席ス

(注) 郷宿支払計は四匁であるが、これを宿泊の四人で支払いか。塩津は浅井郡の中心地。

11

一 去十二月十六日若殿御叙爵被為蒙仰、則

美濃守様ト申上候由、十二月廿八日出御廻状有之候

一 二月廿日村田喜藏殿死去<sup>二</sup>付、此方四人連名

<sup>二</sup>悔状・香儀四匁三分、村方方善次被参候故

言伝申候、此わり忝匁分ツ、

(注) 村田は代官手代の見習書役であり、四匁三分は銀一匁(約一万四千円)である。

一 三月 殿様於御居間、河州慈雲律師ヲ

御請待<sup>二</sup>、五穀成就御祈禱護摩

三日御執行被 遊、則御領分中銘々へ被其灰下候

(注) 慈雲尊者、享保三(1718)年〜文化元(1805)年は江戸後期の真言宗僧。大坂中之島に生れ、父の遺言により十三歳で法楽寺において出家、密教(梵語)を学ぶ。生駒山の草庵に隠居

して梵語（サンスクリット）を極め『梵学津梁』を著す。郡山藩主保光の帰依を得て、河内高貴寺を整備し、正法律の本寺とした。

一 五月、村田氏舎弟富助殿、後役被仰付候由

為祝義此方四人方南鐮沓片、六日七日新次郎殿

以序御持参被成候、此わり弍匁ツ、南へ渡ス

(注) 二月死亡の村田喜蔵の後任として、弟富助が任用された（このクラスは原則在地採用）ので、祝儀として足立家四人衆から「南鐮二朱銀」を贈ったもの。南鐮二朱銀は極めて良質の計数銀貨で、表面には「以南鐮八片換小判一兩」と明記され、金二朱の価値が保証されていた。秤量貨幣としては金一兩が銀六十四匁として金二朱は銀八匁となり、四人二匁宛の割り当てとしたもの。朝鮮貿易においても良質の秤量銀貨として使用されていた。

「以序」は「ついでをもって」と読む。

享和二年壬戌正月三日昼前を発足

(注) 享和二年壬戌（1802）年

年頭御礼例年之通り四日之朝相濟、夕方帰村

此方三人・西浜二人、浅井ハ中原助左衛門・川越伊兵へ・平塚善四

以上八人同席

祝義物わり、西浜へハ不送亥年分ト為替<sup>二</sup>致ス也

并<sup>一</sup>金や分祝儀ハ此方四人わり沓匁式分南へ遣ス

(注) 享和二（1802）年年賀。平塚善四郎の「郎」が脱落。祝儀物わり西浜分は詳細不明だが、何らかの相殺事由があったものか。郷宿（金や）分は四名合計で四匁八分となる。

12

一 七月 鎮目氏御役替被仰付、後役保坂周平様

十三日夜当村御泊り<sup>二</sup>而、翌日貝津御着、同十五日

御引渡し<sup>二</sup>付銘々可参候由、先役方申来り候故、為

惣代南と手前早朝方参り申、夕方方帰村致候

右御祝当方四人方保坂氏へ南鐮沓片、三本入添

同心池田善助へ沓

先役鎮目氏へ、為御暇乞御祝儀

南鐮沓片、三本入添

右御旅宿へ持参

八ツ時於御役所御引渡し、当方・西浜一緒<sup>二</sup>濟

浅井帯刀中<sup>并</sup>庄屋・高嶋庄屋、同日<sup>二</sup>相濟申候也

右二口祝儀物、四人わり五匁四分六厘南へ遣ス

(注) 「三本入」は祝儀扇子を添えたものか。ここでも「南鐮二朱銀（銀八匁相当）」が使われている。

「浅井帯刀」は海津傘下の浅井郡の帯刀人、高嶋は同じく高島郡を意味する。

五匁四分六厘の四人分合計は二十一匁八分四厘であるが、祝儀分が十八匁で、残り三匁八分四厘が祝儀扇子代か（因みに別掲載の「諸色定書」では家督お礼の扇子代は銀五分となっている）。

六月晦日ノ夜大水安曇川所々切

一 太田切レ所普請奉行名倉へ見舞、此方三人中々

菓子曲物入遣ス、代此三ツわり八分三厘西へ遣ス

(注) 安曇川（あどがわ）は京都市花背付近から若狭路に沿って北上し、朽木付近で西に方向を変え、琵琶湖に注ぐ暴れ川。足立一族は、この河口デルタが本拠で、河口から3 kmほど上流に太田がある。曲物<sup>二</sup>まげもの（ワツバ・木製の円筒形容器）、代金は計二匁四分九厘（約八千円）。

享和三年癸亥正月年頭御礼

(注) 享和三癸亥（1803）年

例年之通三日之昼を発足、四日之朝相勤夕方

帰宅、太田・南・手前三人・西浜三人・浅井二人・石庭老人同席

献上<sup>并</sup>包物当年ハ西<sup>二</sup>而拵らへ、則此方四人割也

此当り拾四匁七分八厘ツ、西へ遣ス

(注) この計算では計五十九匁一分二厘となり、約一兩で現代換算二十万円弱となる。

亥六月

一 銀六匁八分 足立四人分也、老入前老匁七分ツ、当

右者此度村方御冥加銀差上候<sup>二</sup>付、御満足<sup>二</sup>被

思召、御酒料として頂戴仕候

(注) 通常の冥加銀は、営業許可等に関する特別税であるが本件は一種の融通である(参考「累年記事」197参照)

九月廿二日晚

一 村田氏老母死去<sup>二</sup>付香儀遣ス、此わり八分九り八毛ツ、

(注) 前年倅の喜藏が死去、弟の富助が書役に任用されている。

合計金額が分らないが、喜藏の香奠が銀一両(四匁三分)であったことから、これに包代を付加し五分割したものか。

同日

一 今中氏当九月中旬、御歩並三人扶持御加増

被蒙仰、御祝為御酒料南鐐一片当方四人<sup>方</sup>

遣ス、南・手前兩人乍序持参致し候

此わり式匁ツ、

(注) 代官手代筆頭の今中専治が「御徒士並」に昇進した祝金である。つまりは一代抱の足輕身分から下士ながら、れつきとした侍身分への昇進である。正直言つて南鐐二朱(約二万五千円)は少ないような気もする。

(参考「累年記事」197)

享和三亥年十二月 帯刀人ハ別上南鐐一片ツ、

御殿様 御仕法<sup>二</sup>付、御冥加銀 御代官 保坂周平様

一 銀三匁八百八拾六匁式分 五十川村分

為御冥加差上候銀高也、亥年<sup>方</sup>四ヶ年<sup>二</sup>割、老ヶ年<sup>二</sup>九百七拾老匁五分五りツ、

当亥年分相打高、五百六拾五石七斗四升<sup>二</sup>割  
老石<sup>二</sup>付、老匁七分式りツ、

(注) 五十川村は現在の高島市新旭町饗庭付近にあり、東右衛門の本拠。

この村対象高一石当り、年一匁七分二厘の抛出で、計九百七十一匁余となる。これは換算 約三百二十万円である。

子年 同断、内九百三拾七匁五分七り 上納

差引 三拾五匁五分過、村高打へ入

丑年 同断

寅年 凶作<sup>二</sup>付半銀、四百六拾八匁七分八り 納

半銀残、半銀卯年 上納

(注) 亥年から子・丑・寅の四ヶ年子定が、寅年不作で半額納入、翌卯年に残半額を納入。帯刀人は別に一人宛南鐐二朱(銀八匁)を上納。

享和四年甲子正月御礼例年之通三日昼後

(注) 享和四甲子(1804)年、二月改元文化元年。

発足四日ノ朝相勤候、南ト手前二人

包物ハ井関氏方<sup>二</sup>出来る、惣<sup>レ</sup>五拾九匁七分

八人わり老入分七匁四分六り五毛

外三匁金屋祝儀

老匁同 下女二人 此四人わり老匁ツ、

合<sup>而</sup>八匁四分六り五毛ツ、一 御領分一統御冥加銀、亥子丑三ヶ年差上候<sup>二</sup>付手前共別上南鐐一片上納 但し当郡八人一緒<sup>二</sup>納一 二月朔日小宮山庄藏様御談じの筋<sup>二</sup>付、貝津へ御越被成御帰りの節一寸御挨拶<sup>二</sup>出候



文化二年丑正月御礼例年之通三日昼後発足

(注) 文化二乙丑(1805)年。

四日朝相勤 献上物ハ西<sup>二</sup>拵へ惣割七匁三分六リ  
又金や三匁五分

〃 下男女百五十文 此わり四人 一人分老匁式分三リ

(注) ここは銀と銭が混在しているが、銭百五十文は、ほぼ銀一匁五分(変動で一匁四分二厘)なので四人計四匁九分二厘で一致する。

内式分三リハ目録□(臺直逢引カ)

残り合<sup>而</sup> 八匁三分六リツ、当る也

(注) 惣割七匁三分六厘と金屋分割一匁二分八厘の合計が八匁五分九厘となるが、目録代割二分三厘は別口として差引、各分担が八匁三分六厘となる。

一 八月殿様御末子様柳生家へ御養子<sup>二</sup>被遣候由

(注) 保光六男の俊豊【寛政二(1790)年〜文政三(1820)年】は、柳生俊則の養嗣子となつた。

一 九月二日毛見大通、小宮 庄蔵様・山田宇左衛門様御休<sup>二</sup>也

(注) 「大通」は郡代<sup>并</sup>勘定奉行クラスによる近江領全般の作柄調査(検見)。

小宮山は何度も来訪しているが、「山」が欠けており、これは漢風では無く単なるミス。

山田氏様御代官方御勘定<sup>二</sup>御成被下候<sup>而</sup>方、当年十二年ブリ<sup>二</sup>参り候<sup>而</sup>由<sup>二</sup>、此方へも御立寄有之候、依<sup>而</sup>金米糖半斤ツ、曲物入御両所へ差上候

此わり老匁式分九リツ、 南・西

此方<sup>并</sup>五郎兵衛共四人連名

(注) 山田(氏様はミス)は、以前代官であったものが、勘定奉行に出世して大通に来訪したので、歓迎の意味で金平糖一斤献上したが、四人計で五匁一分六厘、換算一万七千円とかなりお高い。

一 九月十四日測量方御奉行伊能勘解由・高橋善助・坂部貞兵衛上下十三人 湖辺御通行相済

(参考「累年記事」194)

文化二丑年九月十四日

測量方御奉行 伊能勘解由

高橋善助

坂部貞兵衛 上下十三人

右湖東ヨリ巡々湖辺御通行、海津御泊へ湖辺村絵図<sup>并</sup>

村高等書付差出ス、夫ヨリ湖辺ヲ量リ、分間ヲ記シ

御巡行相済

又、街道筋ヲ鉄のクサリを引、間敷を量り被成候

高百石<sup>二</sup>付金老両也

右の通納候所、大工方中井様へ願申上、大工高掛り銀

御用捨<sup>二</sup>成

(注) 中井は京都大工頭で上方一円の大工・杣・木挽を支配し、配下の保護に当たった。

伊能忠敬の測量には、村方(大工免除)での費用負担があったようである。

一 九月廿五日願書差上之序、保坂様病氣為御見舞

生姜漬老曲三人連名也、此割八分三リ 南へ遣ス

(注) 保坂周平は鎮目代官の後任(12参照)。生姜漬が二匁四分九厘(換算約八千円)

文化三寅年礼例年通廻状来、然候所差支依有之

(注) 文化三丙寅(1806)年

書付差出し候、其文 乍恐以書付奉申上候

一 当寅年始御礼、目出度奉申上候、御上様倍御機嫌能御超歳被  
為 遊奉恐悦候、右例歳之通以参可申上之処、此節  
私義所勞<sup>二</sup>罷在候<sup>二</sup>付、乍恐右以書付御断奉申上候  
文化三年正月三日  
恐惶謹言

御代官様

(注) 超歳(チヨウサイ)は越年のこと。

16

南・太田兩人相勤マル 金屋 同下女へ祝義わり  
老刃式分六厘ツ、

三月廿八日 名倉喜平次殿、金堂御役所被引越

後役大村弁助殿為祝義 南鐮老片、四人連名

南方惣代として五月廿日持参被成候、此わり式分□分

(注) 名倉は代官手代であるが、安曇川決壊の補修奉行を務めている(12参照)。

南鐮<sup>二</sup>朱銀は銀八匁相当であり、四人割では二匁であるが相場により変わる。

一 柳沢権太夫様御隠居被成、暫ノ御遠慮<sup>二</sup>而御帰役被成候

五月廿七日保坂氏御病氣<sup>二</sup>付見舞、手前相勤太田と

并組合村方モ被参同道也、砂糖漬一斤曲物入但三品入代四匁三分

当所三人連名也、此三ツわり老刃四分四り

(注) 何の砂糖漬か分からないが、換算約一万四千円。

七月十七日保坂氏御死去、廿二日表向御披露、同廿四日

送式九ツ時、依之太田・南・手前未明<sup>二</sup>発足、西浜石田氏<sup>二</sup>而

支度致し御悔申上、送葬之節御供申候、即

焼香ハ三手代衆・両書役、浅井郡六人・西浜三人・此方三人

香義ハ此方四人中々南鐮一片也、此わり式分老分三ツ、

但しへぎ代共

(注) 保坂は享和三(1802)年から文化三(1806)年までの短い海津代官であった。

香奠は南鐮<sup>二</sup>朱銀であるが、このところ何でも「南鐮一片」である。相場変動もあろうがへぎは結構高いのか。

八月廿四日為助役、鎮目甚三郎様引越、則当村中食休ナリ

廿五日村々御引渡し<sup>二</sup>付参上、此方四人不参様申来候得共、其廻状延着

外<sup>二</sup>御借入御相談<sup>二</sup>付、太田・手前兩人引越、乍序鎮目氏挨拶申候

仍<sup>二</sup>御酒料銀五匁四人連名<sup>二</sup>差出し候、

此わり老刃式分五りツ、太田扣ナリ

(注) この甚三郎と金堂代官として転任した政次郎との関係不明であるが、恐らくかなり近い血縁者(息子)であろう。

九月朔日御講御談し<sup>二</sup>付、小宮山庄蔵様・加賀美七十郎様

京都御留守居樋口与兵衛様、右御三方金堂方段々浅井郡ヲ

御通り海津へ御越被成、則二日早朝方参ル、太田ハ前日方被参居

三日<sup>二</sup>一統御談シ有之御酒被下候、翌四日朝七ツ時方帰村仕候

御三方五日御帰り札場<sup>二</sup>而御挨拶申上候、太田へ御立寄、中食休

小松泊り之由也

(注) 小宮山・加賀美は郡代クラスであり、京都留守居樋口もほぼ同様のクラスである。この来訪は京都講の依頼と思われる。「札場」は、おそらく海津の高札場であろう。

17

十一日毛見大通中野莊助様・山田彦左衛門様、当村休也

(注) 毛見大通は14参照。彦左衛門は宇左衛門の誤記か。

十四日今中氏方仕法帳<sup>并</sup>御演舌書到来、則写し置

十五日昼後右二冊深清水村へ遣し村継<sup>二</sup>而返上ス

十九日十八日出之御廻状、先日小宮山氏・加賀美氏・樋口氏

御談し之通、弥当廿二日京着之積可致、且京都<sup>二</sup>通  
御世話申上相働可申由也、則海津方ハ今中氏出京之  
由、郷宿ハ柳馬場四条上ルツるかや彦三郎也

廿一日発足<sup>二</sup>而上京廿二日夕着

十月十六日昼京発足十七日夕帰宅、都合廿三日京逗留也

(注) 先の小宮山等の来訪は、京都に於講(金策)への協力依頼であり、東右衛門自身が京に出向くことになった。

右之賄 六拾四匁四分 老日二匁八分当

式拾目 道中上下賄

四匁 右荷物賃ノ当

又式匁七分老り 京宿茶代式朱一片三人割

合 九拾匁匁老分老り 御勘定元方方受取

(注) 京都出張の手当てであるが、二十三日合計が九十一匁一分一厘で、換算約三十万円となる。

一般に江戸の金使いと言うが、この様な算定は金・分・朱の四進法では殆ど不可能である。

右初会之節御出席 小宮山氏・渡邊氏

京 樋口与兵衛様・同八兵衛様、添役増田半右衛門様

海津方ハ 今中專治様

右京都調達銀集御取結御世話仕候ニ付、為御称美棧留御袴地一反被下也

(注) 今回の京都出張の目的は、京都商人からの金策であったが、十五万石大名家の重臣が寄集まっ

ても、海津の帯刀人の世話が無ければ進められないのが実態であった。なお先般やつと侍身分に昇

格した今中が同席しているのも興味深い(器量人だったのだろうか)。

なお褒賞の生地は、本来インドのマドラス(現チェンナイ)から渡来した織りの綿布で、これは後に日本で織られた物だろうが、かなりの高級品である。

一 八月廿八日、江府若殿様御方、御男子様御出生九月十五日

御七夜御祝義有之、象之助様と称シ申上候由

(注) 保泰の正妻である大垣藩主娘戸田との長子であるが、二歳で早世。

一 九月廿八日、大殿様御発駕十月十二日御入国之積之処、大井川

一日差支ニ付、十二日御機嫌能御入国

一 十二月十一日、御代官増田半右衛門様、従京都御引越被成、則当村<sup>二</sup>而

昼休也、御内室・娘兩人・下七人也、久々ノ挨拶ニ出済し候

(注) 増田は、先般急死した保坂の後任であるが、先般十月の京都合会にも出席している。

同十二日、助役鎮目氏方増田様へ御引渡有之、此方三人・北四人一緒ニ

出ル、浅井・塩津モ引継キ次ニ村々相済

此方四人方南簾一ツ・酒三升持参致ス

此わり式匁老分南へ遣 此わり九十文ツ、太田扣也

(注) 例によって南簾ニ朱銀であるが、七月保坂香奠の割は二匁一分三厘であり、この間の相場変動を

表している。なお酒三升は錢建で計360文であるが、これは概ね銀三匁六分に当たり、換算約一万二千円である。

同日夜、鎮目氏旅宿へ浅井・高嶋帯刀中一緒ニ御餞別ニ出ル、則

両郡十六人中方金百匁出候、此わり□□

(注) 鎮目は、七月保坂代官死亡により、八月に助役として臨時赴任していた(金堂代官の縁者か)。

ここで浅井郡・高嶋郡が海津代官所支配であり、当時両郡の帯刀人が十六人であることが分かる。

なお百匁(匁)は、本来は一匁が十文、百匁が一貫文を意味しているが、一両が錢四貫の初期時代に、金一分は錢一貫ニ千文ニ百匁であったことから、錢が変動相場制になってもそのまま金一分が錢百匁となり、さらに金百匁と言ひ慣わされたものである。従って金一両が銀六十匁とすれば、金一分は銀十五匁で、十六人割は九分四厘となる。それでは何故「一分」と言わずに「百匁」と言ったのか、百匁は村方では殆ど使われないが、参勤交代道中記には多用されている。これは

合計計算を行う場合に、「銀一分」と混同しない為であろう。実際に現代の解説では金一両と銀一

両、甚だしきは銀一貫目と錢一貫文が混同されているものさえ見かける。

卯年始御禮例年通り正月三日昼後発足、太田卜南・手前也

(注) 文化四丁卯(1807)年。

四日御礼相勤雪降ル、外<sup>三</sup>西浜と相談有之、仍<sup>而</sup>下男卜弥三八雇也  
太田ノ下男ハ戻し、三人泊り五日朝舟<sup>二</sup>而帰ル  
年礼包物わり八匁三分八り

一 京都御屋敷稻荷社御建替<sup>二</sup>付、御頼ミの由、則  
手前共方南簾沓片献上也

殿様五両・増田氏老歩・手代衆弍朱ツ、之由、井関氏口演也

(注) 京都壬生屋敷の鎮守社建替献金であるが、或いは帯刀人は京の拠点として利用していたのか。

井関も高島郡の帯刀人であり、当然に献納したであろう。

藩主五両、代官一分、手代二朱、帯刀人南簾二朱のバランスが面白い。

なお京都屋敷については、このHP掲載の豊田家文書「諸色定書」三十五参照願う。

三月廿三日・廿四日・廿六日、式会目<sup>并</sup>新講一冊出来<sup>二</sup>付、去秋ノ通り  
十七日発足<sup>二</sup>而出京、同廿九日京出立<sup>三</sup>而四月朔日帰村  
此賄五十四匁八分上下家来トモ入

(注) 京商人金策のための講会参加出京であろう。

六月廿一日、霜降村又兵衛、苗字帯刀御免之由為

披露五色半切百枚来ル

(注) 現在の高島市新旭町旭(饗庭)。饗庭又兵衛は京大黒屋の別家で、大黒屋又兵衛として江戸で古着屋として大成功する(植田知子氏論文参照)。この頃から郡山藩は積極的に帯刀人を増やす策に出る(一種の売官策)。

一 五月廿二日、象之助様御逝去之由、御停止触有之候

(注) 保泰長子象之助公、御年二歳 御本腹、善功院殿真相覺夢大童子(正覚山 月桂寺)

音曲普請の停止触れであるが、日限不明。

七月十九日、海津角野藤太夫・同藤右衛門苗字帯刀

御免之由、為披露半切弍百枚連名<sup>二</sup>而来

同廿四日出御廻状到来、則八月二日朝太田・霜降同道<sup>二</sup>而行

則二日昼後御談し有之、尤兩郡一緒也、同夕方升藤宅<sup>二</sup>而御酒

御肴御吸物被下、三日朝方升藤宅<sup>二</sup>而兩郡相談有之

手代小川吉郎右衛門殿、御国表御引取被仰付、御国<sup>二</sup>而時計番之由

一段下り也

書役内藤助五郎殿、手代格<sup>二</sup>成、大津御蔵御留守居被仰付

伊藤浜右衛門殿跡役也

書役村田富助殿、手代被蒙仰則祝義南簾一片<sup>二</sup>弍升切手添

五人連名<sup>二</sup>而持参、霜降大又取替此わり老匁七分四り

□□百八十三文遣ス

(注) かなり大幅な人事異動であり、新任増田代官による刷新か。手代小川が帰郡降格になり、書役喜藏の後任である弟富助が早々と手代に昇進している。

村田氏方此方仲間中<sup>并</sup>庄屋中へ、三升樽大鯉老本郷宿へ来

同八月四日早朝、舟<sup>二</sup>而角浜迄還ル、太田慎・霜降又・田井庄屋・

三尾里庄屋同船也

(注) 村田は異例の昇進で大盤振舞か(但し酒三升のうち二升は昇進祝い切手流用)。

19

名倉常蔵殿・高橋彦次郎殿、書役被蒙仰、為挨拶南簾一片ツ、  
此方五人連名<sup>二</sup>而遣ス、太田取計被成候、九月十五日也 此わり三匁三分  
四り

(注) 内藤・村田の手代昇進に伴う補充任用。なお例の南簾二朱は銀八匁三分五厘と銀相場が下落。

九月廿日立、京都御講登り廿九日迄<sup>二</sup>相濟

十月八日帰村、此賄四十九匁分

京逗留中式匁八分ツ、道中上下廿四匁也

加々美七十郎様・中野莊助様御加増

小宮山庄蔵様、御奏者番被仰蒙二席上り也

樋口與兵衛様、御鍵奉行式拾表御加増、此二方へ京都<sup>二</sup>而各一緒<sup>二</sup>

御恐悦申上、此割四匁当

各勤方は迄通り

(注) 京講金策成功の褒賞として関係者が夫々昇進加増を受けている(小宮山は二段階)。

十月十日、殿様御発駕之由

文化五

(注) 文化五戊辰(1808)年。

辰年始御禮例年之通、正月三日昼後発足(大又・南・手前)

四日御礼相勤 尤当春ハ帯刀人三人も増候故、海津・西浜邊

夕方帰村 朔日相勤当日ハ当邊ト塩津計也

年礼包物わり

四月十一日、宗門御改今中氏・村田氏 保・ミツヒロノ字ハ勿論、菊・

虎・ハル、男女名可禁ノ由

(注) 寛政十二(1800)年に、嗣子保民急死により急遽保泰が嗣子となった時に、禁忌となつて  
いるが、八年後に至つて何故に再徹底されているのだろうか(7参照)。

廿二日、大坂米平四拾目之郷印、饗庭七ヶ村印形当村<sup>二</sup>而調印

可致旨、大村氏・村田氏方南・手前・太田三人へ申来ル、則

廿三日組合銘々印形持参<sup>二</sup>而調印、翌廿四日海津へ納

(注) 大村・村田は海津代官手代。四十貫目郷印の意味は不明だが、銀四十貫とすれば約一億二千八百  
万円に相当する。恐らく饗庭組全体の産米抵当権か専売権では無いだろうか。

米平は当時大坂の代表的両替商、米屋平右衛門のこと。享保年間に諸藩大阪蔵屋敷から江戸藩  
邸に送る資金と、江戸商人が大坂に送る資金を為替相殺する手法を確立し、大坂十人両替とな  
つた豪商。郡山藩の蔵元(掛屋)でもあつた(分限帳下213御扶持者五十五人扶持)

六月廿一日、十四日出廻状村々六月勘定触ト一緒<sup>二</sup>来、其趣ハ来ル廿七

日御用向有之候間、廿六日夕着之積り<sup>二</sup>而罷越候様申来ル、則

次へ遣ス、太田慎・霜降大又・手前三人名当ナリ

廿六日、昼後四人同道<sup>二</sup>而行、但し南共也

廿七日夜、於福善寺両郡一緒<sup>二</sup>御酒・お吸物等被下、但両郡<sup>二</sup>而六十人程

也

廿九日早朝方帰村

(注) 福善寺は海津の浄土真宗寺院、大勢の供応のため使用か。

この供応は次に述べる朝鮮使節の接待費用分担の根拠しであつたと思われる。

七月四日、御状到来、一筆令啓上候、然<sup>者</sup>先達<sup>而</sup>御觸有之候朝鮮信使

対州迄来聘<sup>二</sup>付、諸御普請等之御入用村々納方之儀<sup>二</sup>付、御国元方

御雛形ヲ以納方被仰越候<sup>二</sup>付、自分儀全四日出立<sup>二</sup>而郡山表<sup>江</sup>罷出

直<sup>二</sup>出京之積<sup>二</sup>有之候、然候所御国元方も御領分村々

相納候儀<sup>二</sup>付、御国元之振合を以、江州御領分も可相納旨被仰越

間違候<sup>而</sup>者不相濟、金堂両手共同様<sup>二</sup>有之方高嶋惣代<sup>二</sup>

帯刀人之内老入、浅井郡方老入、地方役人有之義<sup>二</sup>付、御自分

乍御太儀出京之積<sup>二</sup>取計置候、右<sup>二</sup>付明日中<sup>二</sup>七ヶ村印形

其元<sup>江</sup>相对持参、尤先達<sup>而</sup>二条御番所表<sup>江</sup>書上候村高<sup>并</sup>引物

等書上之通之書付も、一所<sup>二</sup>其元方<sup>江</sup>持参いたし候様、別紙<sup>二</sup>

相触候間、可致持参存候、御受取無間違海津御役所へ、村々印

形書付明後朝持参可有之候、其砌得<sup>与</sup>尚又可申談候、右可申入如此候

恐惶謹言 増田半右衛門印

辰七月四日

(注) 二条御番所は京都西役所(奉行)のことか。朝鮮通信使の様な幕府賦課は、藩を通さず奉行所等で直接村々に指示する例がある(大川普請役金も同様)。

六日早朝海津行同夜帰村 浅井方大浜氏来一同<sup>二</sup>出 右朝鮮一件也  
八日発足上京九日着、両郡村高帳面<sup>并</sup>永荒無地村弁高帳面  
廿日<sup>二</sup>西御役所へ相納廿二日帰宅

(注) 大浜は浅井郡大庄屋格帯刀人の大浜仲右衛門(近江領には大庄屋制は無いが格付けとして存在し、東右衛門の祖父多右衛門もそうであった)。なおここで、当時の朝鮮通信使事情を考えたい。寛政三(1791)年、幕府は江戸迄の通行経費を削減する意図をもって、対馬での「易地聘礼」を打診させたが朝鮮側はこれに同意せず、通信使派遣の延期となった。しかし朝鮮側にも派遣費用の削減意図が生じ、文化七(1810)年によく「易地聘礼」が実現することとなった。しかし、そのために対馬に迎賓館を設ける等の新たな負担が生じ、西国各地で事前の費用負担問題が生じることとなった。

八月十日、御用状来  
以書付申達候、然<sup>著</sup>村々御講之儀<sup>二</sup>付、申談候儀有之間  
明後十一日御自分、当所郷宿平三郎方迄可被罷出候、尤  
其節三尾里村庄屋彦四郎罷出候様、夫方被申越、一緒<sup>二</sup>  
可被出候、右申達候 以上  
八月九日 増田——印

右<sup>二</sup>付十一日三尾里村同道<sup>二</sup>出候所、則太田慎殿罷被出、井関  
澤村太次右衛門・上の山五郎左衛門・寺久保源左衛門等也、増田氏御宅  
<sup>二</sup>御談し有之候也、同夜銘酒三升鯉式尾、御頭より  
為持被遣候

(注) 村講(藩金策のため村方で主催の頼母子講の様なものか)の開催についての要請。

同日、両郡取為替義定一札帳面奥印致ス  
同十五日、於霜降村初会相勤、尤組合一村方式人ツ、出席帳面相認候

21

十七日、御用状到来

一筆令啓達候、秋冷之砌弥無御障御暮之由、珍重御儀御座候、然<sup>著</sup>  
当冬納御見込之内、六拾貫目之儀可成事<sup>三</sup>候ハ、勘弁之上致  
調達、九月頃相納呉候様、先頃自分出府之砌被仰談候  
得共、不残九月頃<sup>二</sup>勘弁之儀<sup>者</sup>出来不申候得共、可成事  
<sup>二</sup>候ハ、得<sup>与</sup>申談致、調達候程宛十一月迄<sup>二</sup>追々相納候様  
為致可申旨申上候、然ル処九月下旬<sup>二</sup>ハ是非御入用之

儀有之候間、少し成共致調達候様致度存候間、精々相  
頼式三拾貫目成共、九月下旬<sup>二</sup>致調達相納呉候様、取  
計申談呉候<sup>而</sup>、残銀之処<sup>者</sup>調達次第追々相納呉  
候様呉々御頼<sup>二</sup>付、九月下旬迄<sup>二</sup>銀式拾貫目為致調達  
可申旨申置候間、近頃乍御太儀右式拾貫目之銀子  
高嶋・浅井<sup>二</sup>而歩安之処致勘弁、九月下旬迄<sup>二</sup>郡山へ  
相納候様、両郡相談之上宜御取計可有之候、勿論残  
銀四拾貫目之所<sup>茂</sup>、十一月中<sup>二</sup>致調達相納候積り<sup>二</sup>  
有之候間、是又心当テ被致候様致度存候、尤右之  
次第浅井郡大濱仲右衛門・林傳右衛門・橋本清蔵<sup>江茂</sup>申遣候  
間、宜相談之上御取計有之、前段之銀式拾貫目九月  
下旬迄<sup>二</sup>致調達候様、御取計可有之候、右可申入如斯  
御座候、恐惶謹言 八月十四日 増田半右衛門 印

足立新次郎殿 太田  
井関吉郎兵衛殿 西浜  
足立東右衛門殿 五十川

(注) 増田代官から冬納(調達)分銀六十貫目について、何とか九月中旬に前納するよう郡山から指示があり、種々折衝の結果、取敢えず九月下旬までに二十貫を郡山へ前納し、残四十貫についても十一月中に納めて欲しい旨、高嶋・浅井両郡の帯刀人に強硬な依頼があったもの。本来、帯刀人はこの様な公的立場にはないが、特定の帯刀人は実質的に「大庄屋」的役目を

担わされている。

九月朔日夜御用状来、則京都御留守居様方御召し趣也 朝鮮人一件也

三日早朝出立上京、四日昼前着同五日立大津迄出、六日帰村

七日海津行八日逗留九日夕帰宅

(参考「累年記事」195)

文化五戊辰年

琉球人国役銀

高百石二付拾六匁三分

納銀百拾七匁三分八厘八毛 但大工高引残り也

(注) これを逆算すると村高(大工高引)は七百二十石一斗七升余となり、二十七石強が大工高。なお村高は検地收穫量で算定されるが、これに大工高等が加算されているので差引修正している。

同五年辰ヨリ申迄五ヶ年ノ間

朝鮮人国役金 百石二永式百文ツ、納

高百石二付金壹両也 此銀村高二百匁三分八厘八毛ツ、

納金 右之通納候所大工方

中井様願申上、大工高

掛り銀御用捨二成

(注) この計算はさらに複雑で、賦課は村高(大工高修正)百石二付金一両と四進法の金建である。これを七百二十石一斗七升に当てはめて算定するのは容易ではない。そこで利用されたのが仮想通貨永樂錢による永錢勘定である。つまり永樂錢を金一兩二錢一貫目二千文という固定相場としてこの場合五年間で、百石二付一兩(永錢千文)であるから、一年では同二百文になる。そこで琉球人国役高七百二十石一斗七升の村高であれば、一兩四百四十文三分四厘になる。仮に一兩の銀相場価格が六十七匁であれば九十六匁五分一厘(五年間では四百八十二匁五分一厘)になるが、この時点の銀相場が不明であるため算定は不可能。

名倉常藏殿婚禮、先月有之候由二付、則式升樽切手遣し候也

(注) 名倉常藏は補充任用された海津代官書役。

十三日夕御用状来 十四日海津行

十六日発足上京朝鮮人掛り御用向并御講相勤、十月三日帰宅

御講方賄六拾式匁受取 但十二日四匁ツ、

片道十四匁也

十月廿二日、角野藤右衛門続目為披露青半切百枚来

(注) 角野家はこの七月に帯刀人。

十一月六日御用状、太田・南・手前三人へ来、則太田へ遣ス也

来八日両郡共村々郷宿<sup>二</sup>而相談有之<sup>三</sup>付、海津表へ罷越候様申来候也

同八日行九日帰村油ヤ泊り也、太田・手前二人

廿一日郡山御廻状村方来

柳沢新五郎様 御一族被仰付

豊原権左衛門様 御家老職被仰付

(注) 柳澤新五郎は、柳澤吉保の父安忠の養子(兄安吉の長子)を祖とする柳澤一族で、いわゆる柳澤新五郎家であるが、幕末分限帳では「大寄合」で御一族では無い(経歴等で変わるのか)。

22

十二月十三日、今中氏御内室死去 此方五人連状悔状并香儀 金壹歩

十五日村方ノ便り二頼ミ遣ス也 此割三匁三分四厘

(注) 代官手代今中専治の妻、今中は異例の出世を遂げた器量人で、通常南鐮二朱のところ、その倍の一分はかなり弾んだ額である。五人割から逆算すると十六匁七分となり、一兩が銀六十六匁八分の相場価格になる。

文化六

(注) 文化六己巳(1809)年。

巳年年始御禮例年之通御廻状 十二月廿五日來

雪降二付四日朝、南・霜ふり・手前三人、今津方舟二乗り

昼海津着昼後年禮相勤、西浜・海津ハ朝相濟

献上ハ一緒二差上、其外祝義物ハ此方分海津二認候也

此わり八匁九分八リ

献上わり

同廿五日、相談之事有之間、海津郷宿江立合候様、大浜・橋本方

井関氏へ申來候趣、井関方使札來り候得共、太田ハ婚禮事二付

不参、手前も風邪氣二付不参、此段使札遣し候

(注) 大浜・橋本は浅井郡の帯刀人。

三月廿日、京都御講登り四月三日帰宅、御賄銀六拾目井関方受取濟

四月十四日昼方、新次郎殿同道海津行、郷方御講惣勘定

十五日・十六日帳面差出し昼後帰宅

(注) 足立新次郎は一族(太田)の帯刀人。

五月八日、村田氏内室四月廿八日死去之由二付 香儀・悔状四人連名

庄屋へ頼ミ遣ス 此わり四匁一分六リ 百疋 南引かへ也

(注) 村田富助は代官手代。総額十六匁六分四厘は、ほぼ金百疋(一分)で、南が両替したのでであろう。  
なお金百疋については17(注)参照。

九日、去秋朝鮮人御用二付、両度出京入用銀來、則請取書差上候也

廿四日海津出御廻状、村方へ來

京御留守居樋口与兵衛様、此般江戸御奥御年寄被仰付候

大津御蔵小宮山庄蔵様、江州両手御引受被仰付候由

祝義式百疋銘酒三升、惣代新次郎殿上津、此入用十人わり 五匁九

分六リツ、

(注) 京都留守居樋口は、京講開設の功勞により鑓奉行格に昇進したが、再度の栄転である(幕末分

限帳では家老格)。小宮山も同様に席上がりしていたが、近江領全般を担当することになった。

祝儀総額はほぼ一両(換算二十万円)近い

九月八日、御毛見当村休、大通十二日休小宮山庄蔵様・小林俊左衛門様

十八日七ツ時、飛脚到、大坂米平切替証文饗庭七ヶ村印形、当方

二而調印可致申來、即刻組合村々へ人足遣し同夜調印

濟し、翌十九日早朝飛脚返ス、尤兩郡五十三ヶ村一紙証文也

塚本條助様、京都御留守居役 御大目附ヨリ出役也

(注) 米屋の証文切替印形を半日で集めて、翌朝飛脚に渡すとは何と素早いことか、米屋の威力も感

じられる。塚本の大目附から京都留守居出役は一見降格気味で、京都留守居の重要性が増したのか

も知れないが、本書寛政十二年に藩主付添の「目付」として記録があり(10参照)、そもそも大

目附は誤記の可能性もある。

23

村田氏再婚調 祝義

此わり式匁壹分

(注) 五月に内室死去で、半年を待たず再婚・・・

十一月廿一日、郷方調達講銀勘定井関氏・角野・手前三人立会

廿三日帰宅

文化七年庚午正月、年頭献上包物割 九匁三分式り

(注) 文化七庚午(1810)年

御年禮例之通三日昼後発足、四日夕帰村 南・手前・大又同道也

四月十二日、郷方調達講銀勘定十三日帰村



御廻状

当夏 殿様御帰国御順年之處、先頃方御痰腫

御出膿、未疔不被 遊候<sup>二</sup>付 若殿様<sup>江</sup>御暇被為

蒙 仰、京都御火消御交代被遊度段 且

殿様御儀其俣御在勤被遊度、御願之通相濟

候段、江戸表方申来候、尤御痰腫御容躰<sup>者</sup>

聊御安事申上候御次第<sup>二</sup>者無之候 以上

午四月十二日

(注)「御安事」は「御安事」であろう。「未疔不被遊」は「いまだしかとあそばされず」と読む。

右之通此度御家中触有之旨被仰越候間、写之

相触候<sup>二</sup>付、此段可被致承知候、右可申入如斯候 以上

四月廿二日

増田半右衛門 印

右之御触状村方一緒也 五月三日拝見

(注) 保光は翌文化八年八月五日に隠居、嗣子保泰が相続する事に成る。

京都火消晚については、掲載十二(仮) 諸色定書 十七・五十七 参照。

京都歴史災害研究14号「京都天明大火における大名火消の実態」(京都府大藤本准教授) 参照。

御触状

尚々早々被相廻、留<sup>里</sup>方当方へ可被相返候 已上

一筆令啓達候、然者此度 若殿様 御国許<sup>江</sup>

御暇被為蒙 仰、大津駅可被遊 御泊之處、同所

御蔵屋鋪<sup>二</sup>御止宿可被遊旨被 仰出候、右<sup>二</sup>付来ル十九日

頃江戸表御発駕被遊、来月朔日大津御屋敷

御止宿之御積り申来候、依之各方先格之通

御目見之儀、此度<sup>茂</sup>各名前を以、先頃相伺置候<sup>二</sup>

付、無指支被罷出候面々、則別紙帳面<sup>江</sup>罷出候之旨

書記可被相廻候、尤病氣等差支候ハ、其段書記被

相廻、留<sup>里</sup>より海津<sup>江</sup>可被相返候、且亦大津<sup>江</sup>被罷

出候面々<sup>者</sup>、御止宿一日前広<sup>二</sup>大津<sup>江</sup>罷出、自分罷出候

旅宿へ可被相届候、尤麻上下時分之紋付着用之

積<sup>里</sup>可被相心得候、右之趣相触候 以上

五月十二日 増田半右衛門 印

別紙<sup>二</sup>大津<sup>江</sup>罷出候面々并 不参之下書

一 御触之趣奉畏候、御止宿之節、無間違私儀大津表へ

罷出可申候、為其御請申上候 以上 何某 印

一 御止宿之節罷出可申候、私儀病氣罷在、乍恐不

参仕候<sup>二</sup>付、右御断申上候 以上 何某 印

右之通拝見御請書付印形致シ次へ回ス

五月十七日九ツ半時

五月廿九日立、晦日昼大津着、則御代官御宿へ届ケ 御宿南保

堺や長兵へ

御蔵小宮山様へも届ケ 浅井・高嶋両郡九人より

小宮山氏へ 半切千枚

内藤助五郎様へ南鐮一ツ

然ル所、大井川廿四日方廿七日迄御川留<sup>二</sup>付、御延引

同月五日御止宿<sup>二</sup>相成、明ケ六ツ時方支度<sup>二</sup>而石場へ出向イ

金堂・海津両御代官・両手代今中氏・名倉氏其外帯刀人十五人一緒也

石場播磨や<sup>二</sup>休息、茶代式百疔ハ御代官方出ル

御代官へ例之通、御菓子進上致ス、代五匁 浅井・高嶋九人より也

25 (挿入)

私共儀大津於石場

御通筋<sup>江</sup>罷出、其上於大津

御蔵屋鋪 御目見<sup>江</sup>被為

仰付、重々冥加至極難有仕合二  
奉存候、乍恐右御禮奉申上度  
参上仕候

高嶋郡帯刀人

足立太右衛門

五十川

同断 井関吉郎治

西浜

同断 足立東右衛門

五十川

同断 角野藤太夫

海津東町

浅井郡大庄屋格

林 傳右衛門

塩津

帯刀人

橋本清蔵

塩津

同断 河越伊兵衛

塩津

同断 平塚善四郎

塩津

同断 大浜太郎兵衛

大浜

蒲生郡帯刀人

西川忠治郎

同断 宇野善次郎

坂田郡帯刀人

西村勘右衛門

同断 松井松五郎

神崎郡帯刀人

中村治兵衛

同断 清水六三郎

(注) 寛政十二年では浅井郡大浜仲右衛門が大庄屋格であったが、当年は大浜太郎兵衛に替わり、林傳  
右衛門が大庄屋格になっている。

## 26 (挿入)

右口上書を以御礼廻り

奥御年寄

樋口与兵衛様

御用人

穴沢伊右衛門様

御目付

産田潤蔵様

同

山口十蔵様

文化七庚午六月五日 記事

## 27 (挿入)

覚

大津着届ケ之節

大津御當蔵御奉行

一 半切千枚

小宮山庄蔵様

代十三匁八分

同

大津御蔵御留守居

一 南鐐一片

内藤助五郎様

右ノ郡中へ出ス

御逗留中為御見舞

貝津

一 菓子

御代官

増田半右衛門様

金堂

御代官

太陽寺利右衛門様

代々

貝津支配

今中專治様

式拾式匁

金堂支配

名倉喜平次様

石場御出向イ之節

一 五匁 菓子

増田氏へ

御本陣へ持参

一 拾匁 菓子一折 樋口様へ

右ハ浅井・高嶋九人わり  
外<sup>二</sup>

石場 播磨や茶代

金貳百疋 両御代官方出ル

文化七六月五日記

(注) 原文「太陽寺」は分限帳では「太陽寺」となっており以下訂正する。

28

若殿様草津方四ツ半時大津御屋鋪御着、於御殿御目見御詞有之候

樋口与兵衛様、御家老代<sup>二</sup>御出被成候<sup>二</sup>付、則御本陳御礼廻り<sup>二</sup>

お菓子一折進上、代十匁

銘々大津逗留之中増田氏・太陽寺氏・今中・名倉四人へ見舞

菓子進上ス、代貳拾式匁

右進上三口合三拾七匁

此わり四匁壹分式り

林傳右衛門・橋本清藏・河越伊兵衛

平塚善四郎・大浜太郎兵衛

足立太・井関吉郎次・手前・角野藤太夫

べ九人

右無滞相濟六日帰村

(注) 増田への五匁を含めての合計である。

九月十六日、京都御講出勤之儀断状、井関氏込人足遣ス

并村方分組合分掛銀押当金五両通式冊共添

同日十六日四ツ時十五日出御状海津方来、両人之内京出勤可致旨也

依之南出京

十七日八ツ時飛脚到来、大坂米平証文切替<sup>二</sup>付、饗庭組ノ分此方へ

印形取寄調印可致様申来、則組合へ申遣し同夜調

印済し翌朝飛脚へ為持返し候

廿二日、御毛見大通大嶋権兵衛様・小林俊左衛門様

十月十二日、郷方御講勘定、同日古借金頼書出し候、御酒料持参 此割  
六匁一分六り

同御代官増田氏御養子有之<sup>二</sup>付、祝義金百疋持参

此わり 貳匁貳分七りツ、官藏 新次郎

九郎左衛門 太右衛門

吉郎次 手前

べ六匁八分一り差次

又兵衛 外<sup>二</sup>貝津三人別段也

(注) 増田代官への養子祝儀金、金百疋(金一分)であるが、七名の合計が十五匁八分九厘であり、一

両は銀六十三匁五分六厘となって銀相場の変動を示している。なお差次の六匁八分一厘は割(二

匁二分七厘)の三分分であるが、上段に書かれた石庭(伊丹官藏)、西浜(石田九郎左衛門・井関

吉郎次)の分が清算済みであることを示すのであろう(17(注)参照)。

十一月十二日、御用状飛脚夕方来、翌十三日早朝庄屋同道して行

十三日、村田氏御宅<sup>二</sup>御用談、此わけ当夏若殿様御入国<sup>二</sup>付、京都

御役御勤被成、江府両方御入用其上米下直<sup>二</sup>付、御六ヶ敷有之候由

依<sup>而</sup>先年御談じ之御見込金残りの内、九拾貫目両郡<sup>二</sup>て調達致し呉候

様被仰聞候事

此割方 三十べ目浅井・十べ目塩津・十二べ目谷組・三町・八べ目山

方・廿べ目水組・十べ目饗庭組

(注) この当時、藩主保光は、交代帰郡の筈が病により在府となり、若殿(保泰)が帰郡した。これに

より藩主が江戸で参勤役を務めると同時に、若殿が京火消役を務めると言う二重役となった。こ

の二重役負担と米価の下落により財政難に成ったという「口実」で、金策を速めることを求めた

もの。なお銀九十貫は約千五百両に相当し、換算価値は約3億円であるが、この程度の要請が代

官手代の案件として語られている(23四月十二日参照)。

29

十二月二日頃、増田氏御末女死去<sup>二</sup>付、当方四人方香儀南簾一片

十三日太右衛門惣代、此四人わり貳匁五分ツ、

(注) 増田代官の末娘香奠であるが、例によって南鐮二朱銀である。ただ合計が拾匁になり、これでは金一両(二朱が八片)が銀八十匁になり、添物を含むにしても銀価格の下落が著しい。

文化八年

(注) 文化八年末(1811)年。

未年禮例之通、三日昼発足、慎・太・手前同道、今津方舟仕立  
四日朝相濟帰村

二日十三日差紙<sup>三</sup>付、南・手前同道海津行、浅井ハ大浜・林・橋本  
西浜ハ井関都合六人、同夜増田御宅<sup>二</sup>御演舌之趣

一 旧冬江戸表 殿様御隠居被遊度旨、樋口氏へ被仰聞候  
処、御国表御家老中方兼<sup>而</sup>御隠居之御儀ハ、今五六ケ年も

御留メ申上候事故、何卒御隠居御取繕<sup>并</sup>諸入用之所  
相積り才覚致し呉候様、樋口氏へ被仰聞候<sup>二</sup>付、無抛  
旧冬御上り被成候、則御隠居御繕ひ<sup>并</sup>御入用およそ

六千兩位之処、歩安之口調達之儀被仰候由、則  
両手御代官上津<sup>二</sup>御演舌有之候趣、又々銘々へ被仰聞  
則、六千兩之訳 三千兩 大坂米平

千兩 大津木嘉  
千兩 金堂手  
千兩 海津手

(注) 米平は大坂両替商米屋平右衛門(19四月廿二日(注)参照)、木嘉は不明であるが大津の材木商か。それにしても隠居費用が六千兩(約十二億円)で、北近江領に限って二千兩(四億円)の負担は無茶苦茶である【西矢田宮座年代記(郡山古文書クラブ発刊)には一切記録が無い】。或いは樋口のスタンドブレーカ。

二月廿七日、右金談之義<sup>二</sup>付、組合代<sup>二</sup>太右衛門<sup>与</sup>貝津行、次手を以

旧年大村弁助殿、小給人成有之由、為祝義銀壹兩四人方、遣し候、此わり 壹匁壹分

(注) 隠居費用金策の相談のため海津行のついでに、代官手代大村の小給人昇格祝いとして銀一兩(銀四匁三分)を渡しているが、大村は小給人でさえなかったことになる。

三月四日拝見

以書付申達、然ハ申談候御用之儀有之候間、各方兩人共一所<sup>二</sup>  
当 御役所へ一兩日之内<sup>二</sup>可被罷出候、右為可申入如斯御座候 以上  
右<sup>二</sup>付、同六日南・此方同道<sup>二</sup>参上、則善五郎<sup>二</sup>休息致し出る

30

宗旨相改候節

一 一本紙改 右<sup>者</sup>御用銀<sup>并</sup>御講等出精相勤候<sup>二</sup>付  
御思召を以被 仰付之

右之通御書付を以、被仰付頂戴仕候<sup>而</sup>、則家中へ御礼廻り則  
金百匹増田氏へ、酒四升今中・同大村・同村田、酒三升名倉・同高橋  
右南・手前兩名<sup>二</sup>遣し候、此わり拾七匁ツ、

翌七日夕、藤次郎殿、次左衛門殿、宗治、平兵衛、外<sup>二</sup>庄左衛門呼  
藤兵衛殿 隠居不参 他行也 又西ハ在京故酒肴遣ス  
南以上七人、酒・飯、但鱒アラ吸物・早鮓にしめ・多ひ菜ひたし也  
八日朝、藤次郎式人・治左衛門式人・宗治、連名<sup>二</sup>酒三升切手来

(注) 大名領内の帯刀苗字免許は、原則として領内に限られ、公儀奉行所等においては、帯刀は勿論、苗字も名乗れなかった。しかし宗門改帳に於いて庄屋等が作成する百姓連記式記帳ではなく、武家用の家族單記式(一本紙)で示されている場合は、公儀に於いても苗字名乗りを認めた。即ち単なる帯刀人より一段格上と公認されたので、代官始め手代・書役にまで礼物を行い、一族で祝宴を開いたのである。

十五日昼方海津行、調達講勘定十七日帰村

廿四日、廿二日出御用状来太田へ遣ス、京御講内調達金銀証文切替之事

四月四日、太田修藏殿海津行、右証文取替利銀受取

(注) 太田の足立修藏は、翌年四月に帯刀御免となる。

同十八日、十七日出之御用状到来、其趣ハ

兼御談之御用金千両之口割賦之義、九月調達<sup>一</sup>有之候得共  
郡山表方可成事<sup>二</sup>候ハ、當時方七月迄之内<sup>二</sup>調達相納呉候

様、被仰越候間此段申入候、尤金堂手之分ハ五月中<sup>二</sup>相納候由  
有之候、依之当手之分も餘り延引<sup>二</sup>相成候<sup>而</sup>も如何<sup>二</sup>候

間、可相成事<sup>二</sup>候ハ、早々調達いたし被申候様致度事<sup>二</sup>  
有之候、宜御取計可有之候、右申入へく如此御座候、恐惶謹言

右拝見いたし太田へ遣し候、此金子当組合分五月上納

(注) 保光隠居費用の海津分担金一千両の督促である。郡山藩庁が如何に北近江の財力に依存しているかを物語っている。

(参考) 「累年記事」 197)

文化八末年 五月<sup>二</sup>調達

御殿様堯山御隠居<sup>二</sup>付、御頼調達銀

一 金百拾八両 金六四 饗庭組七ヶ村

此銀七貫五百五拾式匁

此割 三千五百七拾四石五十九升壹合

高石<sup>二</sup>式匁壹分壹りん打<sup>二</sup>して 九匁六分壹り三毛不足

(注) 海津割当 金一千両、

内饗庭組分 百十八両

饗庭組割当 銀七貫五百五十二匁となる(金相場 一両<sup>二</sup>六十四匁)。

饗庭組石高 三千五百七十四石五十九升一合

同 集金額 銀七貫五百四十二匁三分八厘七毛(一石当り 二匁一分一厘の割合として)

同 不足額 九匁六分一厘三毛(一石当り 二毛七糸 分が不足する)

(同198)

右割当り 壹<sup>ノ</sup>五百七拾七匁式分 代金廿四両式分朱

壹匁式分

(注) ところで、この数字の意味であるが、これを石当二匁一分一厘で逆算すると

七百四十七石四斗四升となるが、これは五十川村の石高とほぼ一致するので、恐らく当村分の試算額であろう。代金は当然その銀を金建に直したもので、当村負担額は 二十四両二分二朱及び建不能分の残銀である(一両<sup>二</sup>銀六十四匁であれば、一朱は銀四匁なので、これ以下は交換不能)。

右御隠居金献納仕候<sup>二</sup>付 為御称美被下之

御米 九俵 文政元寅年

御米 九俵 卯年

御米 九俵 辰年

御米 九俵 巳年

同八年末八月六日、美濃守様御家督被為蒙仰、甲斐守様<sup>与</sup>奉称候

30 (続)

七月十九日御用状到来

一筆令啓上候、然<sup>者</sup>申談度儀有之候之間、各方乍御太儀来ル廿一日当方  
へ被罷出候様致度存候、右為可申入如是候、恐惶謹言

太田ト井関吉兵衛ト手前ト角野藤太夫也

右<sup>二</sup>付廿一日貝津行、太田ハ不参、浅井ハ大浜・橋本・林、川越ト平塚  
ノ息<sup>レ</sup>八人御座敷<sup>二</sup>於て御演舌有之、御先代 永慶寺様・真光院様御百  
回忌<sup>二</sup>付江戸表所々御普請御繕等御用多ク被為有候<sup>二</sup>付、金堂・海津両手  
へ八百貫目、当暮調達御頼之趣 海津三百貫目・金堂五百貫目 被仰聞  
候

(注) 保光隠居経費二千両が片付いた途端に、今度は吉保夫妻百回忌を迎えての普請修繕代として銀八百貫(約一万二千五百両)の無心であり、まったく酷いものである。

吉保公 永慶寺殿保山元養大居士

正徳四甲午(1714)年十一月二日 甲州山梨郡岩窪村 龍華山 永慶寺

享保九甲辰（1724）年四月十二日 同国同郡小屋舗村 乾徳山惠林寺へ御改葬  
 吉保公之御前様 曾雌甚左衛門盛定様御女於定様 真光院殿海月映珊大姉  
 正徳三癸巳（1713）年九月五日 右同上

一 御代官増田氏、御馬廻り席<sup>二</sup>被仰付候由、依之此組四人方

南鐮彦片御酒料として差上候、此わり紙・水引代共式<sup>三</sup>三リツ、手前扣  
 （注）増田代官は諸金策の功により昇進したが、これが同レベルの「大小姓組」からか、一段下の徒  
 士レベルからかは分からない。なお幕末分限帳中（一段下徒士身分）には「御徒目付」と記載  
 されており、明らかに左遷降格されている（或いは代替わりの息子かも知れないが）。

八月八日昼後方海津行、先月御頼ミの三百<sup>レ</sup>目郷判之事、両郡集会

九日朝当村八・九早納相収メ、四ツ時御内分へ橋本・大浜・井関・手前  
 四人出ル

減少之儀御願御談し申上候所、左候ハ、先ツ二百<sup>レ</sup>目郷判相頼、百<sup>レ</sup>目  
 ハ御国表へ御断可申上様増田氏被仰、乍併三百<sup>レ</sup>目之心持<sup>二</sup>而百<sup>レ</sup>目ハ当  
 時有余<sup>二</sup>致し置様承知仕罷帰ル、夕方又々此後郷判之儀御免被成下候様  
 之願書認メ差出し候、十日又々願書認直し納ム、猶又金談有之  
 昼後帰村、願書之写し別有

（注）吉保遠忌にかこつけた臨時賦課三百貫について、当然ながら難航している様子が窺える。

当八月五日、大殿様御隠居御伺之通被為仰蒙、堯山様と奉唱候

同六日美濃守様御家督被為 蒙仰、甲斐守様と奉称候

右之旨御郡代中<sup>レ</sup>方村方へ御廻状申来、八月廿七日当村拝見

（注）郡山藩主は吉保以来、美濃守か甲斐守を名乗っており、保光に続いて保泰も甲斐守を名乗った。  
 これは柳澤家が甲斐源氏武田家の末裔を称したこと由来するのだろうか。

九月四日、御毛見御休、六日大通御休、小宮山庄蔵様・後藤善兵衛様  
 当八月十五日、両御殿様御隠居・御家督 御公儀へ御禮被 仰上

其節御家老柳沢権太夫・同平岡宇右衛門・同豊原権左衛門・御年寄富  
 川重郎左衛門、右四人御目見へ相済候段、村方へ御廻状申来ル

九月十五日、御隠居・御家督恐悦、海津御役所麻上下着<sup>二</sup>而申上ル

太田ト南ト手前同道ナリ

一 村田富助殿三婚姻<sup>二</sup>付、祝義南鐮一片、此四人わり式<sup>三</sup>三リツ、手前扣  
 （注）文化六年に村田氏再婚祝義記事があり、今回は再々婚となるため三婚と表記したのか。

それにしても南鐮二朱銀一片が九匁式分（一両<sup>二</sup>銀七十三匁六分）とは銀の暴落である。

九月、柳沢権太夫御退役、御隠居被仰付

十一月四日、於江府鷹ノ鷹御拝領有之、御上使ハ春日佐太郎様ノ由、御  
 廻状有之候

（注）將軍鷹狩の獲物（雁）を家督祝義として拝領。雲雀よりは高級品。

一 御家督<sup>二</sup>付、先例之通献上可仕候条、書付差上候事

一 此度 大殿様被為遊 御隠居、殿様 御家督被為

蒙 仰、重々恐悦至極奉存候、乍恐為御歎御扇子代献上仕度  
 奉存候、何卒願之通被為 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候 以上

文化八未年十月 高嶋郡十人

右献上 御扇子箱料 金一両 十七人 御帯刀人 浅井七人 外<sup>二</sup>大庄屋格

〃 高嶋十人 三人

此わり四匁四分三文ツ、海津掛屋へ遣ス

（注）十七名で四匁四分三厘割ならば、合計七十五匁三分一厘で、昨今の銀暴落による金一両に符合す  
 るが、外大庄屋格三人には疑問があり、内にてあろうか。

十二月廿九日、足立太平治帯刀御免

(注) 五十川足立一族の「西」家の跡目相続で、東右衛門の従弟と思われる。なお太平治は既に苗字御免となっているので、更に「帯刀」御免となっているのであって「帯刀」のみを許されたのではないので以下についても誤解なきよう願う。

## 文化九

壬申正月

(注) 文化九壬申(1812)年。

御年禮例之通正月三日発足<sup>二</sup>、四日朝相勤帰村

献上<sup>并</sup>包物わり七匁三分杓り

今中氏旧冬晦日、御勘定席之由、南鐮一年禮之節祝義致し候

此五人わり杓六分杓りツ、扣

(注) 今中専治は海津の筆頭代官手代として、享和三(1803)年に下士とはいえ侍身分(おそらく御徒士並)となった器量人であるが、九年後に更に下士勘定席に上がったものである。ただ文化十一年には死去している。

村田氏 小給人被仰付候由、祝義として酒五升持参代六匁式分五り

此わり杓式分五り 太田扣

(注) 村田富助は兄死去に伴い手代見習いの書役に任用されたが、数年で手代に昇進し、さらに席外とはいえ小給人に昇進した。

四月六日、足立修藏帯刀御免也

(注) 太田の足立家跡目であろうか。

四月十七日、日光御代参之由

(注) 家譜附録「十二日、於御座殿、賜日光御名代使之御暇、有御懇之上意」

五月廿三日昼後着御廻状拝見

## 33

一筆令啓達候、此度 殿様御国許<sup>江</sup>之御暇被為蒙

仰、大津駅御止宿可被遊旨被 仰出候、右<sup>二</sup>付当十九日頃江戸表

御発駕、来ル晦日頃<sup>二</sup>ハ大津駅御止宿之御積り<sup>二</sup>有之候、依之

各方先格之通、御目見<sup>江</sup>之儀、此度も各名前を以相伺置候

<sup>二</sup>付、無差支被罷出候面々、則別紙帳面<sup>江</sup>罷出候旨書記可被

相廻候、尤病気等差支候ハ、其段書記可被相廻候、且又大津<sup>江</sup>

被罷出候面々ハ、御止宿一日前<sup>二</sup>大津<sup>江</sup>罷出、自分罷

出候旅宿<sup>江</sup>可被相届候、尤麻上下持参可被罷出候、右之趣

相触候、可被得貴意候 以上

五月廿二日

増田——

十一人

追<sup>而</sup>申入候、此度ハ御入部之儀<sup>二</sup>付、大津表相済候上、御国

許<sup>江</sup>罷出御歎可被申上候、尤五本入御扇子一箱臺附

<sup>二</sup>差上候、先年御入部之節之先格相見<sup>へ</sup>申候、此度も

御国許<sup>へ</sup>被罷出候儀ハ先達<sup>而</sup>相伺、御聞濟<sup>二</sup>有之<sup>二</sup>付、此

度之処<sup>茂</sup>先格之通差上物を以、御国許<sup>江</sup>可被罷出候、尤

両郡方為惣代罷出候先格<sup>二</sup>有之候、浅井郡方ハ大庄屋

格之面々三本入御扇子一箱臺付、帯刀人面々は又

三本入御扇子一箱臺附差上候先格<sup>二</sup>付、浅井郡<sup>江</sup>も

同様申遣候、此段承知可有之候、猶又御国許<sup>江</sup>為惣代

被罷出候名前之儀ハ、於大津表<sup>二</sup>可被申聞候 以上

(注) 保泰は既に文化七年に保光名代として、京都火消役務のため帰国しているが、藩主としては今回が初の帰国(入部)である。従って帯刀人総代として出郡し、祝儀の扇子箱を差し上げる者を事前に届出るよう指示したもの。なお文中「浅井郡<sup>江</sup>も」とある部分は「高島郡<sup>江</sup>も」の誤写。

右即刻霜降<sup>へ</sup>遣ス

五月廿三日

則請書

一 御触之趣奉畏候 御止宿之節無間違

私義大津表へ罷出可申候、為其御請申  
上候、以上 某 印

又追御廻状

一筆令啓達候、然ハ殿様江戸表御登駕之儀、当月十八・九日頃之内ニ有  
之候様、兼而御沙汰有之候、左候得ハ来廿九日・晦日頃、大津御止宿ニ可  
有之候、併爾今睨与いたし候御便り、無之候得共、右之振合付自分儀来ル  
廿七日海津出立ニ而大津表へ罷出候間、其積りニ而被申合、出津可被致候右  
可申入如是候 以上

五月廿五日

増田

(注)「爾今睨与(いまもって、しかと)」と読む。

右即日霜降へ遣し候

右之趣ニ付、当方三人廿八日出立 同夜大津へ着

翌早朝増田御氏旅宿へ参上<sup>并</sup>御藏戸沢仙助様・内藤助五郎様

着之届ケ申上候 則戸沢氏・内藤氏両家へ

杉原半切百枚ツ、三人連名<sup>ニ而</sup>持参

代百八十六文ツ、

(注)代金計は五百五十八文になるが、これは約銀五匁六分に相当し、換算約一万八千円となる(高級紙である)。

大津御旅宿<sup>ニ而</sup>

御代官増田氏へ 汐美饅頭一箱

高嶋郡七人

金堂手同太陽寺氏へ 同

浅井郡七人 連名

海津御支配今中氏 同 壺箱ツ、

此わり

大村氏

金堂 同 名倉氏 同 壺箱

(注)「汐美饅頭」は大津市の藤屋内匠(創業寛文元年)の名物菓子で、現在でも茶道・慶弔に使わ

れている。

34

殿様弥十九日江戸表御登駕、六月朔日大津御止宿、御宿割申来  
朔日四ツ時方石場へ出張、播磨屋<sup>ニ而</sup>休足

(注)播磨屋は八丁筋の播磨屋市右衛門の脇本陣(四ツ時は十時頃)。

然ル処、石部御立<sup>ニ而</sup>石山へ御参詣、八ツ半頃大津御入駕  
銘々ハ最寄<sup>ニ而</sup>支度致し御本陳前亀屋<sup>ニ而</sup>休足

両手一紙<sup>ニ而</sup>名前 差出ス

(注)石部宿は現在の湖南市にあり、草津宿を経て大津宿手前の石山寺に立寄ったので、大津着が八ツ半(午後三時頃)となったもの。

夕方於御本陳御目見へ被仰付、御詞有之

皆無変事哉、遠方太儀 ト也

(注)御目見の上、殿様から短くとも直接言葉をかけられるのは、滅多にないことであろう。

夫より御家老 豊原権左衛門様 御年寄 穴沢伊右衛門様

御用人 今井新左衛門様 道中御目付 産田潤蔵様・西倉郷蔵様

右へ御礼廻り

私共儀大津於石場、御道筋へ罷出、其上於大津御本陳御目見<sup>江被為</sup>  
仰付、重々冥加至極難有仕合<sup>ニ而</sup>奉存候、乍恐右御礼奉申上度参上仕候  
浅井郡七人・高嶋郡七人・蒲生郡式人・坂田郡式人・神崎郡式人  
右之通無滞相濟 但 此の度ハ石場<sup>ニ而</sup>御茶出し不申候

播磨屋ノ茶代、一昨年之通御代官方出ル由

御国表<sup>ニ而</sup>罷出候事、小宮山氏へ内々相窺候処、暑氣之時分故

延引之儀尤可然候由被仰聞、銘々引取候也

(注)大津蔵奉行の小宮山から、暑氣の時分に郡山まで出向くことは無い旨聞かされ、時期を見て出郡のこととして、夫々引取った。



六月廿二日海津行、郷方御講勘定、廿四日朝帰宅  
九月十五日御毛見御泊り、十九日大通り小宮山様。後藤様 無休

十月十二日夜、海津方御廻状来

一筆致啓上候、然ハ今般 殿様御入部為御祝義、此節被為  
請候<sup>二</sup>付、各方郡山表<sup>江</sup>被罷出、御祝義之御歎被申上候日限  
之儀、来ル廿二日迄<sup>二</sup>郡山着之積可申合旨、御代官此節

出藩<sup>二</sup>付、右出郡先キ方被仰越候間、被得貴意右日限

<sup>二</sup>無間違、物代被申合郡山着可有之候、右之段得貴意候 以上

十月十一日

名倉常藏

十一人名当

今中專治

(注) 六月は暑気もあり、入部祝儀の出郡は見送ったが、十月中旬に出郡中の代官から、二十二日まで  
に祝儀出郡の指示があり、急遽その手配を行った。

右<sup>二</sup>付、十八日角野藤右衛門同道<sup>二</sup>而十九日京着、廿日廿一日ハ

金談、廿二日郡山行、然ル処 殿様御風邪<sup>二</sup>付廿八日

35

御祝義御歎申上、則御鐘之間<sup>二</sup>而御酒・御吸物頂戴、御殿拝見  
等被仰付、御丁寧之御事也、別記<sup>二</sup>委敷書記ス

右郡山行惣代ハ浅井方林傳右衛門・高原又兵衛、高嶋ハ角野藤右衛門ト

手前

(注) 角野藤右衛門は文化四(1807)年に同姓藤大夫と共に帯刀苗字御免を得た新参(海津の商  
人)であるが、かなりの分限者で、この後しばしば顔を出すことになる。

十一月十九夜、右郡山へ不参之銘々へ御廻状有、其趣ハ

殿様御家督為御祝義、来ル廿一日朝四ツ時揃、当

御役所<sup>二</sup>而御酒・御吸物被下置候間、麻上下着右刻限無

間違可被罷出候、右申入度如此御座候 以上

十一月十七日

又廿日夜飛脚来修藏夜中<sup>二</sup>被参候

右<sup>二</sup>付太右衛門殿・太平治殿兩人被出候、太田兩人・霜降ハ不参之由  
尤村々庄屋も同日九ツ時<sup>二</sup>有之候由、皆々廿日昼方被参候也  
同断御酒代村方へ五匁四分被下、但し凡九十軒<sup>二</sup>六り当り也  
此披露十二月朔日宮へ壹升上ケ、村中小前銘々庄屋宅<sup>二</sup>而  
酒三献、但盃ハ三ツ目也、肴いさざ・豆腐<sup>二</sup>二品也

(注) 「三ツ目」は酒用の小椀。「いさざ」は琵琶湖固有の小魚。

十一月晦日、霜降饗庭氏へ金談<sup>二</sup>付 御国表御仕法<sup>二</sup>付、

非常之御手当金御頼ミナリ

御代官と村田氏と御越被成候、南<sup>二</sup>而中飯出し夫方霜降へ

御出、同夜南<sup>二</sup>而御泊り候也

御手土産として半切三百枚南へ、同断手前へも被下之

右<sup>二</sup>付二日霜降内談<sup>二</sup>行

又十五日大村氏霜降へ御越アリ

廿日霜降内談<sup>二</sup>行

36 (以下40迄挿入)

文化九壬申十月

御入部御祝儀出勤諸造用 覚

林 傳右衛門 浅井 塩津

高原又兵衛 浅井 新井

足立東右衛門 高島 五十川

角野藤右衛門 高島 海津

37 (挿入)

覚

一 七匁 焼杉三本入

扇子一箱  
臺付操足

(注) 焼杉は扇子の材質、繰足は装飾のある台足であろうか詳細不明。

一 拾老匁式分 同 五本入

扇子一箱  
操足臺付

一 九匁五分 桐五本入

御扇子一箱  
右同断

一 式匁老分四り 紙・水引代

一 拾七匁式分 御代官様

手代三人様  
書役

一 十六匁老分 御菓子料

一 六拾三匁老分四厘 小宮山様  
御菓子料

(注) ほぼ金一両で、二十万近い出費である。

38 (挿入)

十月十七日と十一月二日迄

一 八拾目 高原分

又三拾匁供料

同十八日と十一月二日迄

一 七拾五匁 林分

又三拾匁供料

同断

一 七拾五匁 足立分  
又三拾目供料

同断

一 七拾五匁 角野分

又三拾匁供料

一 四百式拾五匁

二口合 四百八拾八匁老分四り

此割 廿老人

老人前

廿三匁式分四り宛

(注) 出郡諸経費を両郡の帯刀人等で分割負担した計算書である。

総経費が四百八十八匁一分四りで、現在換算が約百六十一万円。

帯刀人等二十一人で分担が二十三匁二分四厘で、換算約七万七千円になる。

39 (挿入)

名前差支ノ字 保 ミツ ヒロ

菊 虎 春 岸 文 元 友

(注) 名前禁忌は、7寛政十二年四月、19文化五年四月にも記述があり、少し異なっているが繰返しの意味不明。

40 (挿入)

浅井郡

大浜仲右衛門 大浜

林 傳右衛門 塩津

橋本清蔵 塩津

高原又兵衛 新井

川越伊兵衛 塩津

平塚善四郎 塩津

南部甚助 塩津  
林 忠右衛門 塩津  
大浜太郎兵衛 大浜  
平塚甚兵衛 塩津

高嶋郡

足立慎次郎 太田  
足立太右衛門 五十川南  
井関吉兵衛 西浜  
伊丹官蔵 石庭  
井関吉郎治 西浜  
足立東右衛門 五十川東  
角野藤太夫 海津中小  
饗庭又兵衛 霜降  
角野藤右衛門 海津中子  
足立太平治 五十川西  
足立修蔵 太田  
右 次第不同

(注) 浅井郡十名、高島郡十一名、合計二十一名両郡帯刀人等の名簿である。各々の町村名を記す。  
なお以下の文中で「慎」は「新」、「太」は「多」と混用されるので注意のこと。

41

文化十年

癸酉年始例之通御廻状来 大雪 三日四ツ時発足

(注) 文化十癸酉(1813)年。

四日朝相勤御酒・御吸物例之通也 献上包物此方<sub>二</sub>而認メル  
献上五匁五分 御扇子十一箱料

- 一 八匁六分 御代官
- 一 壹歩貳朱 三手代

(注) 三手代の一分二朱は、一両<sub>二</sub>六十四匁八分として二十四匁三分。従って一人当たり八匁一分。何故か代官とほとんど差が無い。代官が銀建てで、手代が金建てでも不自然である。合計は合っているが何らかの誤記か。

- 一 五匁ツ、 両書役
- 一 三匁 見習大村亀蔵
- 一 三匁四分 同心幸治
- 一 貳匁七分 御門番

貳匁八分 紙・目録・臺へぎ  
八分 かけ欠

合六拾匁六分四り

内壹匁六分五り 掛や貳人分献上物わり  
残り五十八匁九分九り、九人わり 六匁五分五り也

(注) 合計六十匁六分四厘から掛屋負担分を差引、残五十八匁九分九厘を九人で割ると六匁五分五厘。

又 三匁五分 金や祝義  
壹匁四分 下男女三人  
拾匁八分 西・手前下男三人 雑用  
十五匁七分 此六人わり 貳匁六分貳り ツ、

増田氏婚礼祝義南鐮一片 太田貳人・霜降一人・当方三人連名

此わり壹匁三分五り

(注) 例により南鐮二朱銀であるが、六人合計が八匁一分で、金一両<sub>二</sub>銀六十四匁八分の相場である。

三月六日、以廻状申達候、然ハ此度村々<sub>江</sub>御頼入被成度、御用儀有之<sub>二</sub>付、来ル十日当 御役所へ召呼候間、其砌<sub>者</sub>乍御太儀各方一緒<sub>二</sub>被罷出候様致度存候、右可申入如此御座候 以上 増田——印  
三月五日

慎次郎殿

吉郎兵衛殿

東右衛門殿

十日、村々一人ツ、也、井関・手前・修蔵ト浅井郡仲間中同席御演舌、  
村々兩郡同席也

御仕法ニ付、村々へ御頼ミ金、石二八匁ツ、五ヶ年ニ差上候様、御返濟ハ  
御講之徳金之積

42

仕法書別ニ有、十日晚郷宿ニ而御酒・御肴等被下、翌十一日御礼申帰村

(参考 「累年記事」 198)

文化十四年

御頼御用金

石打

銀八匁ヲ五ヶ年ニ上納

壹ヶ年分 石壹匁六分ノ積

当村有高割、式匁壹分式リツ、打

酉・戌・亥・子・丑

五ヶ年合、五ノ九百七拾九匁九分式リ

右之銀、寅年御通返上献納ニ成

(注) かなり複雑な金融策であるが、当村石高は既出である。

当村高七百四十七石四斗九升 五年石当り銀八匁ニ銀五貫九百七十九匁九分二厘

これを五カ年に分割納入 一年当り 銀一貫百九十五匁九分八厘

言い換えれば 一年石当り銀一匁六分ニ銀 同左

当村有高云々は意味不明(計算上は五百六十四石一斗になる)。

この返還について、本文は講徳金予定とあるが、六年目の寅年に献納となった(50 去西五

カ年・・・参照)。なお、この寅年は改元により文政元(1818)年となった

四月十二日、組々方兩三人ツ、惣代ニ罷出、御理願候共、段々御演舌ニ

付御請申上候事

同廿日郷方御講勘定廿一日帰村

七月、若殿象之助様 御卒去ニ付、七月十四日方六日迄三ヶ日御停止  
右為悔当方六人惣代ニ多右衛門殿七月十八日御役所行

(注) 象之助は既に文化四年五月二十一日に卒去(18参照)。これは同じく本腹で二歳卒去ながら三男  
の将八郎である。なお音曲中止期間は「十六日迄」である。

将八郎公 御年二歳 御本腹 謙享院殿良応有順大童子 文化十癸酉年七月三日 正覚山 月桂寺

九月廿六日、御毛見御泊り大通り休ミ玉川磯右衛門様・高橋惣左衛門様  
十月廿二日、海津方御用状来其趣 以書付申入候、然者

先頃方御代官出府ニ御座候処、此度高嶋・浅井之内ニ而大浜仲右衛門・

橋本清蔵・林傳右衛門・平塚善四郎・足立慎次郎・井関吉兵衛・足立東

右衛門、右之衆中へ御上方御談被成度御用向有之間、急々御国表

罷出候様、今夕御代官方急飛脚を以申来候間、近頃乍御苦

勞、此差紙着早々仕度次第、当方へ被罷出候ニ及不申候間、明

後廿三日出立、直ニ御国表へ可被罷出候、御用之次第一向不申来

候間、何れ御国表ニ而御談可有之候、万一不快・足痛ニも

有之候ハ、駕籠ニ而成とも被罷出候様申来候間、不參不相成

候間、急々可被罷出候、此段申入度如此御座候 以上

村田

大村

今中 印

飛脚を以申来儀ニ候得ハ、請書

御国表へ差出候間、左之通

乍恐御請奉申上候

一 此度 御上御用向ニ付、御国表へ明廿三日出立罷出候様被

仰付奉畏候、無遅滞可罷出候 以上

十月廿二日——

右二付廿三日大雨、廿四日早朝発足、廿六日昼郡山着、御代官様

御旅宿へ相届、尤足立修蔵殿・磯野や源兵衛殿同道也、外二沢村庄や

太次右衛門・井関吉兵衛、浅井郡方大浜仲右衛門・林傳右衛門・橋本

清蔵・高原又兵衛・平塚善四郎、都合十人也

大意ハ郷判御借入之金銀両手<sup>二</sup>而凡三千貫目内 貳千<sup>レ</sup>目余 金堂

九百<sup>レ</sup>目程 海津

43・44

右之口々御利足年<sup>二</sup>四分四厘式毛六糸<sup>二</sup>而、五年之間之所応対

致し呉候様、被仰出候<sup>二</sup>付、左候得ハ京都郷方御講も破れ可申候得

者、一向大乱<sup>二</sup>及候間、両御講ハ御立被成候様、段々御掛合申上候<sup>二</sup>而

右講ハ相立候様と御聞入被成候、尤両講共算用書大積差上候事

其外御入箇富川様・斉藤様・加々美・渡部等方御演舌書別紙<sup>二</sup>

有之候

十一月六日立<sup>二</sup>而帰国 御賄被下 銀四十五匁

鏝四<sup>レ</sup>百四十七文

(注)事情は複雑であるが、京講で調達資金が高利なので、約銀三千貫を近江両手資金に低利(年四分四厘式毛六糸)で振り替えたという事だろうか。これに対して、それでは折角融資に応じてくれた京講との紛議になりにかねないという事だろう。撤回させたのだろうか。

十二月廿二日、御廻状来、戊年頭御禮正月七日御役所へ可申旨也

文化十一

戊年

(注)文化十一甲戌(1814)年。

御年禮正月六日四ツ時出立、七日朝相勤昼過方帰村

但 浅井郡ハ橋本・林・高原・南部・大浜

当郡ハ井関兩人・足立四人・霜降・角野兩人 同席也

(注)今回は何故か祝儀割の記事が欠けている。

三月六日、郷方御講勘定七日帰村

五月廿日、宗旨御改、今中氏・村田氏

同日御廻状到来

以廻状申達候、然者此度 殿様御帰城之節、御廻京之

砌其元方大津駅<sup>江</sup>罷出、御目見等被 仰付候処、当

時御檢約之儀故、以来<sup>者</sup> 御省略<sup>二</sup>而罷出候<sup>二</sup>者不

及旨被 仰出候段被仰遣候、此段廻状を以相触候間

銘々承知可有之候 以上

五月十七日 増田——

十一人 当名

尚々此度<sup>者</sup>

御廻京無御座、伊賀路通り被為遊御旅行候、是又承

知可有之候 以上

(注)従来参勤交代は、大津宿経由で京立寄りの東海道を利用していたが、経費節減のため、今後は伊賀路を東海道の繋げるので、大津宿での御目見は中止するとの通知。なお「檢約」は当時よく使われていた誤字。

六月 海津磯野源兵衛殿帯刀御免披露

八月廿二日御書到来

一筆致啓上候、秋冷之砌弥御安平被成御凌、愛度奉存候

然<sup>者</sup>当年之処、二三<sup>十</sup>ヶ年<sup>茂</sup>無<sup>之</sup>豊作之年柄<sup>二</sup>付、浅井郡

45

検見請村々より毛付田之分、惣入毛同様<sup>二</sup>相受申度存候間

御見分なし<sup>二</sup>相済候様、願面差出し候<sup>二</sup>付、高嶋水所村々

<sup>茂</sup>内々承り候処、同様之振合<sup>二</sup>申居候間、一統相願之



た。再建費用は 銀一貫四百十二匁三分四厘（現代換算約四千五百万円）であり

金換算（一兩〓六十四匁）では約二十二兩一朱と銀三分四厘

京講落札金二十一兩三分二朱 七十五匁六分六朱不足

文化十一年 右郷藏普請入用之義、御願申上候所

当年為御救と御米被下之

一 御米三拾式俵

此代 七百六拾九匁貳分八厘

(注) この出費に対して藩から米三十二俵が支給された（実際には年貢米から差引）。

郡山藩に於ける一俵は四斗、従って十二石八斗である。

この時期の一石当り価格は銀六十匁一分（逆算算定）。

十二石八斗で七百六十九匁二分八厘 差額六百九十三匁六厘が村負担

都合五十四、五%が藩援助額となるが、別に代官等への謝礼が生じる。

内御礼包物 貳百疋 御頭 増田半右衛門 様

三百疋 今中喜治 様

大村弁助 様

村田富助 様

老歩 名倉常藏 殿

高はし彦次郎 殿

銀一両 龜藏

(注) この合計が 金一両(四分)で銀六十四匁と銀一両(四匁三分) 合計六十八匁三分。

46 (続)

七日夕方追講之義両郡相談、八日朝増田様御宅<sup>二</sup>而又々御談

廿三日御廻状村方へ来、其文

今度増田半右衛門代り園崎園平、其村々支配代官被

仰付候間、可得貴意者也 真 十郎

正月十七日 中 覺右衛門

真柄 不明

雨 嘉右衛門 雨宮  
志 忠太夫 志村

小 庄藏 小宮山

玉 磯右衛門 月番也 玉川

御役処ノ御添書ハ廿二日出也

両郡村々

(注) ここに至って増田代官が罷免され、園田が任命された。郡代連名の御状であるが、漢風表記で姓が略されているので、不明の人物がいる。

右二付廿四日、増田氏へ御見舞のため手前海津行、浅井郡方も来ル

同日去戌九月分御講勘定帳出来ル

二月十九日、御廻状来、其文

以廻状申達候、然者当御役所跡御代官園崎園平

弥来ル十九日郡山表出立、大津泊り翌廿日小松泊り

廿一日此表<sup>江</sup>着いたし候間、翌廿二日引渡二付、各方

廿一日夕迄<sup>二</sup>当方へ可被罷出候、右為可申入如斯御座候

以上 役所

二月十五日 十二人連名

同廿一日昼、当村御弁当也

同日八ツ時より海津行 翌廿二日、於御役所御引渡有之、夕方帰ル

右二付園崎園平様へ 太田式人 霜降一人

御祝義金老歩 当所三人 西浜式人

此わり老匁六分五リツ、 石庭一人 東町一人

但し紙・水引共 〆十人連名

(注) 十人の合計十六匁五分、祝儀金一分が十六匁(金一兩〓六十四匁)、五分が包代か。

47

増田半右衛門様へ餞別 太田式人 霜降又兵衛

金老歩 当所三人 井関吉郎治

紙・水引共

伊丹官藏

此わり式刃六厘ツ、

八人連名

(注) 合計十六匁四分八厘、ほぼ同様。なお何故か西浜と東町の一名が抜けている。

廿一日夕大村弁助殿退役、村田富助殿退役 被仰付候也

(注) 増田代官の転任と同時に手代二名が退役(免職である)、古参の今中専治は先年死亡しており、正に総入替えである。或いは昨年十一月の京講問題が関係しているのか・・・

三月七日、御廻状来 其文

以廻状申達候、然者京都追御講取繕之儀者、当秋迄御延講之

旨申来候間、各方出京被致候事者相見合可被申候、右為

可申入如斯御座候 以上

園崎園平

三月六日

同十日夜御飛脚来、今中禎助様方御状来、手前ト慎二郎殿

十一日四ツ時迄可参旨申来候得共、手前風邪ニ付不参

慎二郎殿計被行、十二日帰村、塩 太兵衛御借金之事之由也

(注) 今中禎助は左に手代新役とあり、本件詳細不明。

小宮山庄蔵様御役御免

海津手代衆新役、益田連蔵殿・今中禎助殿・小川太蔵殿

三月廿日立、京御講出勤廿八日帰宅

四月七日昼御廻状来、郷方御講ニ付御談し有之間、太田

修蔵・手前可参之由也、則八日二両人行、十二日帰ル

同廿五日御用状来、慎次郎・手前兩人可参旨也、手前行

五月十三日、京講勘定調へニ付、林・大浜方状来、南方行く

廿二日、又々御用状着次第可参候旨、慎次郎・手前兩人へ来

村々へ宗旨廻状来、一緒ニ遣ス

48

御廻状来、十二月廿日夕拜見

以廻状申達候、然者来子正月四日当 御役所罷出年始御礼

可被申上候 以上 十二月十九日園崎園平 印

高嶋 十式人名当

(注) 文化十三丙子(1816)年。

文化十三子正月 三日昼後発足、四日相勤帰村

但シ当郡塩津例年之通同席

此わり五匁六分五厘式毛

同八日、若殿御誕生、御名喜代丸様と奉称候由

(注) 保喜(久菊丸・保惠)様 本腹 (58文政五年に死亡記事あり)

九月、京御講満会ニ付、出勤可致被仰聞候 依而

廿日発足出京、十月五日帰宅

十一月廿一日、於江戸表、則姫様御死去之由、廿七日方十二月

十一日迄御停止触アリ

(注) 喜久子様 後則子様 御生母大野氏幹子女、安中藩主内藤信教に嫁すが離縁。

観興院殿月渾相雪大姉 文化十三年十一月二十日 正覚山 月桂寺 表向八廿一日(大過去帳)

十二月十八日御廻状来 以廻状申達候、然者来丑之

丑 御年禮正月四日例年之通、当御役所へ罷出可被

申上候、以上 十二月十五日 園崎——

十一人

(注) 文化十四年丁丑(1817)年。

包物 覚





右四人へ祝義銀壹兩ツ、足立四人連名 慎次郎

勤之

(注) 手代今中・小川の金堂転任に伴い、文化四(1817)年に書役任用の名倉・高橋が手代に昇進し、新たに河合・那須が書役に補任された。この四人について足立家四人から銀一兩ツ、が贈られた。銀一兩(四匁三分) 藩札は、概ね錢四百三十文で換算一万四千円。

御毛見廿五日御昼休 手前宿

御通 晦日 御昼休 同断 雨宮嘉右衛門様・前本定右衛門様

若殿喜代丸様、久菊様<sup>与</sup>御改名被遊候間、ヒサと謂候名 可憚由

同御名乗ハ保喜(ヤスチカ)様と申由、チカ<sup>与</sup>謂候名、是又可憚候由

右九月八日之御廻状村方へ来

(注) 保喜(48 参照)

去西年<sup>与</sup>五ヶ年村々

又、御頼ミ金ハ献納ニ任候ニ付、御満足ニ思召、村々庄屋へ

大和柿木綿壹反ツ、帯刀人銘々へ同壹反ツ、被下之

(注) 大和柿木綿は本多内記時代に、鮮やかな柿色の衣装が歌舞伎で使われ、大和名産品となった木綿生地で、藩内で褒賞品としてよく使われている。

上ノ山大村五郎左衛門、帯刀御免為披露、美濃紙式帖来ル

外浅井ニハ弓削村細江休左衛門・宮部村宮部藤九郎。川道村塚田長左衛門

野寺村横田佐兵衛、四人帯刀御免ナリ

文政二卯年

(注) 文政二己卯(1819)年。

御年禮 例年之通四日ニ罷出候御廻状、大雪ニ付

正月六日拝見

六日発足、村方同道<sup>ニ</sup>手前老人相勤候

七日朝、献上物差上御礼申上ル、林忠卜浅井六人

八日暮過帰宅 手前同席

献上物、南ニこしらへ、塩津三人ヲ加へ十四人也

此わり六匁五分、外ニ金や入用わり 三匁式分五リツ、

七月朔日、大御前様長享院御逝去被遊、音曲鳴物・普請方停止

海津十日出御触十一日夜来ル

十七日御悔、南と手前相勤、麻上下ニテ御役所へ申上ル

御霊供献上老人分、七分八り六毛ツ、

(注) 保光正室永子、松平右京大夫輝高娘 長享院殿南山嶺寿養大姉

文政二年六月晦日 正覚山 月桂寺 表向ハ七月朔(大過去帳)

「家譜附録七月二日、由保泰母喪、免守護大手御門之事給・・・」

51

八月廿七日、御毛見当村御泊り

九月二日、大通 雨宮嘉右衛門様・内山半外様、御休

十二月十六日、殿様四品被為蒙仰候由、廿七日御廻状村方へ来ル

(注) 「四品」は従四位下のごとで、一般大名にとっては極位である(通常は従五位下で止まる)。

文政三年

(注) 文政三庚辰(1820)年。

辰正月御年禮 三日昼前発足、四日朝相勤夕方帰村

井関式人・此方三人・角藤・磯源

献上 林忠・平善<sup>ハ</sup>九人同席

包物わり 七匁九分

(注) 角野藤大夫(藤右衛門か)・磯野源兵衛・林忠右衛門・平塚善四郎

殿様御任官御祝義扇子料献上 海津<sup>二</sup>認メ出来ル

四品 此わり壺人前 庄屋方一緒<sup>二</sup>

七匁九分弍毛ツ、 掛屋遣ス

(注) 正確には「任官」ではなく「叙位」と言うべきだが、当時の通例である。

二月二日、別先納ノ儀<sup>二</sup>付、海津行 三百金御頼被成候得共

不調之段御断申上候事

二月十日、右別先納太田方百金・当方百金、都合弍百両調達

(注) 「〇〇金」は金両の別称。「先納」は通常十二月の当年年貢の一部を前納する事であるが、本件は仕法(融通)銀を約束よりも早く納入することである。

追<sup>而</sup>申達候遠在之分ハ来ル十七日夕詰<sup>二</sup>到着之積、可被罷出候 以上

以廻状申入候、然<sup>者</sup>旧臘 殿様被為遊

御任官候為御祝儀、御赤飯被下置候<sup>二</sup>付

各方来ル十八日朝五ツ時麻上下着、当

御役所<sup>江</sup>罷出、頂戴可被致候、右為可申入

如是候 以上

五月十四日 園崎園平

猶々此廻状程能順達之上、追<sup>而</sup>当方へ可被相返候 以上

52

同十八日未明<sup>二</sup>発足、此方三人・太田・浅井郡等同席<sup>二</sup>

御赤飯、小へき<sup>二</sup>載銘々へ出ル、頂戴して帰ル、同日村々モ済

五月、小荒路村大村五郎左衛門、帯刀続目為披露半切紙来ル

五月廿四日、錦之進様御死去被遊候<sup>二</sup>付、廿四日方六月四日迄

鳴物音曲停止御触来ル

(注) 「停止」部分の原文は「町止」とある(以下同)。

保泰四男信行 錦之進公 御生母野島氏遊良子女 桂樹院殿天了英大童子

文政三庚辰年五月二十四日 松泉山 円満寺

七月、霜降村饗庭又兵衛殿続目為披露 海津半切一包来

金千五百両献納被致為御褒美、御紋付御上下

御扶持米被下之候由也

(注) 饗庭又兵衛については(18 六月二十一日)参照。千五百両の献金は流石に物凄い。

この時期には、度々の改鑄で通貨価値が下がり始めるが、それでも二億数千万円は有るだろう。

なおこれにより、扶持が下されているが、これは「永上金<sup>二</sup>付御扶持」であって、一定額以上を献

上した場合にほぼ無条件に与えられるものである。

(参考) 「累年記事」 198)

文政二乙卯年十二月十六日

御殿様御任官 四品

乍恐以書付御請奉申上候

旧臘 御殿様御任官被為 遊候御入用金三ヶ年

無利足之元銀、置居<sup>而</sup>調達之儀、御頼被 仰聞

候<sup>二</sup>付、村中相談仕候所、近来困窮村之儀<sup>二</sup>御座候間

御断奉申上度候得共、此度之儀<sup>者</sup>格別之儀故、書

面之割合通り調達仕候<sup>二</sup>付、此段書付を以、御請

奉申上候 以上

文政三辰年八月 饗庭組七ヶ村庄屋・年寄

一金百七拾弍両

此訳 八両 梅原村

十両 下古賀村

三拾両 三尾里村

四十弍両 太田村

十七両 霜降村

三十両 田井村

(注) 無利息での三年間献納(融通)であるが、何故か本件は本文に記載されていない。

52 (続)

九月、御勘定奉行出田清助様、御郡代並被蒙仰候

(注) 勘定奉行からの郡代昇進だが、「並」は「席」は変わらず「職」だけが変わるといふ事である。なお幕末分限帳では「松之間席」で郡代席とはかけ離れている。

同月八日、於江戸表、御前様御逝去被遊候二付

廿八日迄鳴物御停止御触

(注) 保泰正室 戸田采女正氏教娘貞子 承天院殿坤厚至順大姉

文政三庚辰年九月五日 正覚山 月桂寺 表向八八日

十月十八日、柳生但馬守様、御逝去之由御触、一日ノ停止

(注) 保光第十九子俊豊 久治郎公 御生母大野氏幹子女

要信院殿大有宗根大居士 武州豊島郡下谷 円満山 広徳寺

文政三庚辰年九月十七日 表向八十七日、八日(大過去帳) 柳生但馬守様江御養子  
約一ヶ月程度の差異がある。

吉郎治事

十一月、井関九郎右衛門殿、続目為披露海津半切百枚来

十二月、足立平左衛門殿、名字帯刀御免 同上百枚

〃 石庭村野崎善兵衛殿、同断二付 同百枚来

同月、印藤別書様御郡代並被蒙仰

(注) 印藤は幕末分限帳では「寺社奉行」に大出世している。「平左衛門」は大田の足立一族。

当七月、園崎氏・益田氏・名倉氏・高橋氏銘々昇進二付

銀老両三升樽 銀一両二升ツ、

祝義いたす

此わり 六匁八分八リツ、西へ遣ス

(注) この昇進記事は、いづれも昇進内容不明で、祝儀も大したものではない。

十二月晦日、角野藤太夫殿、続目為披露海津半切百枚来

年頭の御廻状なし

53

文政四辛巳正月御年禮

(注) 文政四辛巳(1821)年。

三日昼方発足四日朝相勤、四日夕帰村

一 御扇子十七箱 但當十四人 此方三人・太田平・霜降

北浅井三人 井関式人・角の式人・大村・野崎  
塩津ノ林 平塚 〆十三人同席

代八匁五分

一 拾匁 園崎氏 足立慎次郎

一 廿五匁五分 益田・名倉・高橋・八匁五分ツ、 同 太右衛門

一 十式匁 川合・那須 六匁ツ、 井関吉兵衛

一 三匁三分 田中甚平 伊丹官蔵

一 三匁 御門五郎助 足立東右衛門

一 壹匁 かけちし 同 太平治

一 七分 紙のし 磯の源兵衛

〆 六拾四匁 角の藤右衛門

〆 六拾四匁 大村五郎左衛門

一 式匁 目録臺へき代 饗庭又兵衛

合 六拾六匁 内老匁七分 角野氏式人分 井関吉郎治

式匁五分五里 北浅井三人分 野崎善兵衛

残り六十壹匁七分五里 足立平左衛門

十二人わり五匁七分五厘ツ、  
角野藤太夫

又 三匁七分 金や祝義  
北浅井 川越伊兵衛

老奴五分 同下男女へ  
林忠左衛門

五匁七分  
平塚善四郎

此六人わり八分七厘ツ、

二月、磯野源兵衛殿 続目為披露半切紙来

御廻状村方へ

一 四月十六日御日附<sup>二</sup>、御老中様方御奉書廿四日着

御殿様、関東筋川々御普請被為蒙 仰候

此段大小百姓末々迄も可為申聞候 以上

右<sup>二</sup>付、御入用金高老石<sup>二</sup>五匁余打被仰付 当村内割

六匁六分五厘ツ、

54

尤六月・八月・十月三度<sup>二</sup>上納、当村老<sup>レ</sup>式百五十目余りツ、

(参考 「累年記事」 199)

文政四年巳四月十六日之御日付<sup>二</sup>、御老中様御連名

御奉書廿四日御到来、関東筋川々御普請御用

被為蒙仰候、依之五月十七日、村々庄屋御召<sup>二</sup>付

御役所へ罷出、被仰聞候

御公務<sup>二</sup>付御用銀、高百石<sup>二</sup>付、凡五匁余り相掛ル

(注) 「高百石」は有り得ない誤記で、「高一石」が正当。

三<sup>レ</sup>七百五拾三匁当村分、奉御請申上候事

村持高<sup>二</sup>割、石<sup>二</sup>六匁六分五厘打<sup>二</sup>成、是ヲ六月・八月

十月、三度<sup>二</sup>上納仕候様之御書付渡り、当年之所

六朱之御利足、御下被下思召、元銀八来午・未<sup>二</sup>ヶ年<sup>二</sup>

御返済之御積被仰候、御代官園崎園平様

同五年午十二月、半金元利御返済、残半銀献納<sup>二</sup>

仕度、一統御願申上候所、御満悦<sup>二</sup>思召、当村御米十九俵被下之

(注) 五十川村高は 七百四十七石四斗九升であるから、三貫七百五十三匁は石五匁二厘割である。

ただここには、「村持高石に六匁六分五厘」とあるので、村持高は五百六十四石余となるが、実勢に近いと思われる。なおこの御用金は六朱の利足とあるが、当時の利息計算は月利であり月利六朱(0・6%)は年利換算で約7・2%(当時の商事利息は約12%)に当たる。この元利合計を翌年・翌々年に返還するという企画であるが、村側としてはこれが不可能なことは承知しているので、半額分は献納扱いとする返済免除を申し入れたものである。藩としては「満悦」であり、米十九俵を下げ渡した(実際は年貢から七石六斗を差引する)。

54 (続)

七月十八日、江戸御役人 論所地改役人手代、小野貢助様

同手つき御普請方 町田新右衛門様

右兩人川原市村助郷願ひ<sup>二</sup>付、御ついでを以、村方御見分ノ為

被来候、同廿七日上通り岡迄、遠近七ヶ村巡村、弁当持参報恩寺御休

太右衛門札場<sup>二</sup>御挨拶、廿八日下通り田井村始新庄迄八ヶ村

御巡村、手前早朝田井村へ出張、札場<sup>二</sup>御機嫌窺相勤

廿九日朔日、川南九ヶ村御巡村、晦日海津名倉健治殿当村

泊り<sup>二</sup>御出被成、川原市御旅宿へ御見舞被成候

右名倉氏へ太右衛門・手前両日ノ御機嫌窺相勤候届書一札

二相認差出し候事

右江戸御役人へ十ヶ年ノ御免状<sup>并</sup>人別帳下帳差出し、外<sup>二</sup>

困窮村ノ願書差上候也、七日竹生嶋御参詣、直<sup>二</sup>御発足之由也

(注) 論所地改出役、江戸幕府の争論地の臨検分などを担当する役人。

河原市村は現在新旭町安井川、この助郷願調査のついでに安曇川付近村々の巡見を行ったもの。報恩寺は高島市饗庭にある曹洞宗寺院

十月二日出御差紙飛脚、十七日二拝見、道中御奉行所  
石川主水正様方川原一・安養寺ヲ始、外十三ヶ村一紙也  
右二付、廿五日江戸表へ罷出候趣、京都御留守居青山  
段之進様へ御届ノため、手前廿日発足ニテ上京スル  
江戸行ハ佐十郎・源之丞、廿五日立、十二月九日夕帰村

(注) 勘定奉行 石川忠房(文政二〜十一年)、道中奉行兼任。

助郷に関する指示がなされた様だが詳細不明。なお助郷に関する指示は、藩を取り越して直接  
村々に行われたため、幕末大混乱の一因となり、旗本領等の弱小村々の疲弊反発が著しかった。

和州本領に於いても元治二(1864)年、草津・土山助郷命令に対し反対運動を起こし、大庄  
屋等が出府し、藩の非公式な援助を得て、撤回させた例がある(和州郡山藩「幕末庄屋記録」郡  
山古文書クラブ平成二十九年発刊)

十二月十六日、石庭村伊丹易左衛門殿、帯刀披露半切紙来

文政五

(注) 文政五壬午(1822)年。

壬午年正月御年礼、例年通四日ノ朝相勤 太田二人

当方三人

献上包物わり

三拾三匁四分八り

此方六人わり

五匁六分 金や祝義わり 耆人九匁八分六り五毛

外二式拾匁六分五り 去秋海津役所衆中

南へ遣ス

昇進二付祝義わり

(注) この計算はデータ不足で良く分からない。

55

四月、京都御火消当分御免被蒙 仰候儀

則御老中青山下野守様方被 仰聞候由、村方へ御触

有之候

(注) 篠山藩主青山下野守忠祐、老中(享和四年〜天保六年)  
これは文政四年、関東川浚普請用命による火消役免除である。

同廿七日、宗旨改益田氏・高橋氏

(注) 代官手代、益田連藏・高橋彦次郎

五月廿五日、太田足立慎次郎殿続目相済、為披露海津ノ

半切百枚来

文政五壬午年

一 殿様御儀、当年御前厄被為 有之候二付、先格之通、銘々

最寄ニテ御祈禱仕、御札差上候様、御役所方御内意ニテ

被仰聞、先例之通海津宮ニテ御祈禱相頼、御札差

上候事

一 銀四十六匁八分七厘 金三步宮へ御札 閏正月十五日方

一 〃 式匁六分 御札入箱臺共 廿一日迄七ケ日

一 〃 耆匁八分 さい銭式百文

〆 五拾一匁式分七厘

右、十四人わり三匁六分七厘ツ、

56 (挿入)

御祈禱入用 閏正月十五日方廿一日迄七日ノ間

一 銀四十六匁八分七厘 金三百疋宮御札

一 〃 二匁六分 御札入箱 臺共

一 〃 耆匁八分 銭式百文 さいせん

〆 五拾一匁式分七厘

十四、此わり 三匁六分七厘ツ、

(注) 「海津宮」は朱印附の海津天神社と思われる。

本文と内容は同じであり、特に挿入の意味は無い。閏正月は享和三年・文政五年・天保十二年。

金三百疋（三分）が銀四十六匁八分七厘は、金一両が銀六十二匁四分九厘の相場。  
銀二百文が銀一匁八分は、銀一貫銀九匁の相場。

即ち金一両銀六貫九百四十三文の銭安相場。以上見事に三貨が共用されているが、琵琶湖の北端でどの様に最新の相場価格を知りえたのだろうか。

よく言われる「上方の銀使、江戸の金使」は単に傾向を言った言葉で、この計算を金両建てを行うのは不可能であり、江戸でも計算は銀建てでなければならなかった事が分かると思う。

## 55 (続)

八月廿日、御毛見、村御泊り

九月六日、大通り御休、高橋惣左衛門様・渡辺弁蔵様

同七日、霜降村饗庭茂八郎殿、名字帯刀御免披露

又左衛門<sup>二</sup>改名

半切沓包来

九月十五日、松平越前守様御通行

但 十一・十二大津御泊 十三日衣川御泊

十四日小松御泊 鴨御小休 川原一御休ミ

今津御小休

十五日海津御泊

十六日疋田御泊

(注) 福井(越前)三十二万石藩主、松平越前守治好である。何故この街道を通ったのか不明であるが、或いは京に立ち寄ったためかも知れない。概ね現在の161号線沿いの街道を進み、衣川、小松泊(鴨)は安曇川右岸と思われ、しばしば出てくるが不明)、助郷を申し立てた川原一(河原市)、今津を経て海津泊としている。海津からは郡山藩の管理下にある「劔熊関所」を経て、敦賀疋田宿に抜けたようである。

右<sup>二</sup>付北新保村へ出役被仰付則

十五日朝方若党老<sup>一</sup>人・草履取・挟箱持召連出張、尤新保村

御通行ハ初夜<sup>二</sup>相成候故、庄屋<sup>三</sup>一宿致し、翌日帰村

同十八日右勤書海津へ持参ス

(注) この「出役」が誰から誰に命じられたのが不明だが、後日東右衛門から代官に書面を以て届け出ているところから、代官では無く越前守役人の可能性が有ろう。その場合公的に何の権限もない郷士(帯刀人)に仰付るのも、奇妙な話ではある。恐らく越前藩行列責任者から、宿場役人(或いは宿場庄屋)に依頼があり、そこから対応可能な有力帯刀人に回されたものかも知れない。なお初夜は概ね午後七時から九時ごろまでを言う。

## 57 (挿入)

若党老<sup>一</sup>人

草履取老<sup>一</sup>人

三拾石徒士席

## 58

乍恐以書付御届奉申上候

一 此度

松平越前守様御通行被為 遊候砌、当郡

新保村<sup>二</sup>為御馳走、罷出候様被仰渡奉

畏、則当月十五日 御下知之通手札差出し

相勤申候、右之段乍恐書付を以御届奉申

上候 以上 高嶋郡五十川村

文政五年九月十八日 足立東右衛門 印

御代官様

右出役<sup>二</sup>付、草履取へ式百文ツ、被下

金百疋 越前守様方被下之

右<sup>三</sup>江戶表方御国<sup>江</sup>廻り、海津御役所<sup>二</sup>て頂戴之

(注) この「御馳走」は文字通り「馳せ走って(お世話する)」の意味で、帯刀人から若党等を派遣したお礼として、当人たちに二百文(六く七千円)ツ、別に御礼金として一分(約五万円)が、江戸藩邸から代官所に送られてきた。

九月晦日出御廻状十月三日拝見 尚々来ル八日朝五ツ半時罷出頂戴

可被致候以上

以廻状申達候、然者昨巳年 殿様御川浚御用御勤

被為遊候処、万端御首尾能被為濟候二付、各方江御赤

飯被下置候二付、麻上下着来ル八日当 御役所江

罷出頂戴可被致候 以上

九月晦日 園崎園平 印

十四人連名

右二付村方へ茂鏝 被下之

此御酒代割賦廿四文、手前来ル十月十九日

(注) 関東川筋浚成就の祝(村々献銀御礼)として、当家にも酒代二十四文が下された。

十一日 柳沢兵部様御逝去二付、十八日方十二月三日迄鳴物停止

(注) 信復公 兵部公 御生母工藤氏八重子女 天真院殿祐寛清山大居士 三十構山 光伝寺

文政五壬午年十一月十四日 十一日(大過去帳・懷中本)

保光兄であるが、庶子のため控として一生を終える(この場合は当然「松平」は名乗れない)。

十二月廿六日、若殿様御逝去之由、来正月五日方十一日迄鳴物停止

久菊

(注) 保喜(チカ)公 久菊丸公 御年七歳 御本腹 真勝院殿寂然全堤大童子

文政五壬午年十二月二十三日 正寛山 月桂寺 文政(大過去帳)表向二十六(大過去帳)

文政六年

(注) 文政六癸未(1823)年。

未正月

御年礼例年之通四日朝相勤 此方方供源三郎

59

高嶋十五人 塩津善四郎同座

此わり八匁三分 南へ遣ス

去冬益田連蔵殿、御国勝手願二付引取

後役手代 大沢多内殿金堂方御出

御祝義此方三人・太田・霜降七人方南鎌沓片差出ス

(注) 塩津善四郎は塩津の平塚善四郎のこと。

益田は文化十二年に手代として赴任、後任は金堂代官所から大沢が赴任。

正月廿四日御召二付、南と兩人参候所、去秋越前守様

御通行之砌、御馳走役相勤候所、右越前様ヨリ為御挨拶

御目録被下之の間、相渡し申候と被仰、則百疋ツ、

頂戴して帰り候

(注) 前年九月に金百疋を頂戴しているが、今回は計金二百疋である。流石に越前中将と言うべきか。

癸未 当年 殿様御本厄二付、御祈祷去年同様二奉差上候事

(注) 56(挿入) 祈祷料参照。

四月七日御役所御召二付、帯刀人銘々村方庄や参上

此訳ハ去年 殿様関東筋御川浚二付、御用金調達

仕候所、去午暮当村分三々七百五十匁、月六朱之御利足加

元銀半銀御返済被成下候二付、残り半銀ハ献納二

仕度願申上候所、御満悦二思召手前共へ白金巾木綿一反

ツ、被下之、村方へハ御米十九俵被下、庄や治左衛門御上下、年

寄佐一郎へ鏝四百五十文被下之

(注) 54 参考「累年記事」199参照。錢四百五十文は換算約一万五千円に相当する。

金布(かなきん)は目の細かい薄地の綿製品で、高級着物の裏地などに使う。



太田村庄屋浅見畿右衛門帯刀御免為披露切紙来ル  
(注) 帯刀人の乱発がますます著しい。

以廻状得御意候、然者来申年始御礼之儀正月四日当  
御役所<sup>江</sup>罷出御礼可被申上候、右得御意度如斯候 以上  
十二月十八日 園崎園平 印

帯刀人十六人名当

(注) 何故か代官の文章が「得御意度」等と以前より丁寧になっている。

文政七

(注) 文政七甲申(1824)年。

申年 御年礼例之通四日朝相勤申候 此わり

60

殿様御後厄、当年迄三ヶ年同様ニ御祈祷御礼差上  
宮御祈祷御礼金三歩・臺式八分・参物壹匁八分〆五拾三匁三分五厘  
此十五人わり三匁五分五厘七毛ツ、

(注) 56(挿入) 御祈祷料参照。

合計金額が二匁八厘上がっている。これは臺が二分と金三分の銀価格が一匁八分八厘の増加を見  
ためであるが、つまり一両の銀相場が六十二匁四分九厘から六十五匁に下落した為である。た  
だし、割人数が一名増加したため個人負担は若干低下している。

十二月六日夜出之御廻状

以御廻状申達候、然者 殿様御厄年無御滞  
被為 濟候ニ付、来ル九日当於御役所、赤飯被下  
置候ニ付、麻上下着可被罷出候 以上

園崎——印

右ニ付九日朝早々参上、御赤飯頂戴仕候事  
村々庄屋・年寄・百姓惣代同断

(注) ここでは、帯刀人・庄屋・年寄の他に百姓総代を招いており、大衆勢力の懐柔だろうか。

後刻御召ニ付参り候ノ所、当秋村々御頼ミの  
寄貸講相調候ニ付、為御賞美大和柿木綿一反  
被下之候

(参考) 「累年記事」199)

同七年申閏八月

寄貸六十人講、壹口分、九百目ツ、二ヶ年ニ納

銀五十四貫目 成年方御戻しニ成

十一半 太田

四口半 下古賀

八口 田井

八口 三尾里

三口 梅原

十五口 霜降

十口 五十川

(注) これは藩が金融のため考案した村講の一つで、饗庭組七村の有力者六十人で設定、一口銀九百匁  
を二年間で集め、三年目に利子付で返還するものだが、これを集めるため様々な射幸的懸賞が付  
けられた。ここでは六十口がそろったので、銀五十四貫(一両〇銀六十五匁として約八百三十匁)  
現在換算一億六千万円の金融が成立している。

この実質金利は大坂の両替屋や豪商から借入れるよりはるかに安い、逆に七カ村でこれだけの  
余剰資金を集めうる経済力があつたという事である。ただこの資金を返却する財源は、結局別の  
形で村方から集める自転車財政であり、明治維新で藩はこの借金地獄から解放されたとも言える。  
ただ村方としても、安全な貸付先は容易には確保できず、藩であれば最後には年貢相殺という方  
法もあるので、一定の安心感があつたのではないかと思う。

同日衛門作へ名字帯刀御免被仰付候  
 下古賀松井与一右衛門苗字帯刀御免有之  
 塩津両儀孫十郎モ帯刀御免の由  
 当村庄屋次左衛門名字御免有之候也

(注) 衛門作は足立多右衛門の息子、次左衛門と共に足立一族である。

文政八乙酉年 廻状なし

(注) 文政八乙酉(1825)年。

正月御年礼 三日昼後方発足、四日朝相勤 手前 供善次郎

太平治

衛門作

献上御扇子廿三箱料銀十一匁五分

金百疋 御代官様 銀五匁 園崎太一郎様

銀三十匁七分 三手代衆 四匁 内同心甚平

金老歩 両書役衆 四匁 御門番

七分 かみ代

老匁六分五り 臺へぎ代

四匁六分 諸入用欠共

(注) 園崎太一郎は代官の息子で、代行を果たすことが有った。

金百疋(二分)は銀十六匁二分五厘(金一匁が銀六十五匁)

手代、銀三十八匁七分の一人割は銀十二匁九分。

書役、金一分の一人割は銀八匁一分二毛五糸。銀相場の計算により若干相違がある。

内 式匁 かけや兩人分

五匁 塩津組林・平塚・川越・中村・両儀 五人分

残り九拾五匁七分九り 此わり五匁九分八り七毛ツ、海津引かへ

(注) 一人割逆算によれば、十六人となる。帯刀人の増加により代官等への祝儀が増加している、

又四匁三分金や 太田三人・霜降二人・古賀一・此方 四人  
 老匁五分同 此十人わり五分八りツ、太平治引かへ

同五日之朝、於御役所 京都御講御取結御演舌有之候  
 二月三日、以廻状申達、然者京講之儀二付、申談度御用  
 有之間、其村々左之通

十二ヶ村廿三人

右名前之通、無間違当人印形持参、来ル

五日・六日右両日之内、当 御役所へ乍御太儀

可被罷出候 以上

二月朔日

園崎園平

右二印形して廻ス

二月五日、海津行、京講仕法帳二印形致し候事

三月七日、御召二付海津行、京講取結二付、出京いたし候様被仰候

同十二日立上京、初会四月朔日・同六日二相勤ル、御代官園崎園平様

支配名倉健治様

四月十四日帰村、御国方御勘定奉行渡辺弁蔵様・京留守居樋口与兵衛様

添役丸毛源次郎様

(注) 樋口与兵衛は28 文化七年で奥年寄となっているが、この京留守居は代替わりであろうか。

五月廿一日、殿様御下り御発駕

同日、御弟亀三郎様、越後 柳沢伊勢守へ御養子御下向

(注) 保光九男里頭、包三郎公 三田市藩主柳沢信濃守里世 養子

靖泰院殿維徳幽馨大居士 正覚山 月桂寺 天保十三壬寅年十二月十七日

三田市藩主は歴代「信濃守」で、「伊勢守」は黒川藩主であるが、黒川藩主柳沢伊勢守光被に養子に行ったのは保泰十男光昭であり、何らかの混同がある。

同廿九日、御召三付、海津行之所、御米三表但四斗入

右<sup>著</sup>京都調達銀集、出精三付、為 御称美被下之

同日、南ハ大庄屋格被仰付之

蛭口村松村庄左衛門帯刀御免 海津半切百 来

浦村 前川藤九郎帯刀御免、 小鷹半切五十 来

六月九日、調達金百兩納、海津行

(注) この調達金は京関係と思われるが、為替でなく現金持参か。なおここで、南の足立多右衛門が久々に「大庄屋格」に任じられているが、やはり本家筋と言うことであろう。

十二月八日、受取十一月切ノ所、大雪ニて延引也 利足月六朱添

(注) 「月六朱」は 54参考「累年記事」199(注)で示したが、この時代は「閏月」により、年十

二ヶ月と十三ヶ月があるため、年利では無く月利が基本であり、月六朱は銀一千匁に対して六匁を意味し、年利(十二ヶ月)7・2%を意味するが、藩への融資は概ねこれが適用されている。

なお閏年は十三ヶ月になるので年利は7・8%になる。因みに文政期十三年間で、閏年は五回である。

## 62 (挿入)

覚

一 米三俵 足立東右衛門

但四斗入

右<sup>著</sup>京都調達銀集出情

二付、為御称被下之

西 五月 園崎園平

(注) 東右衛門の京都講出精(原文は「出情」とあるが、これも当時は一般的)に対し褒賞として、米三俵が贈られた。なお郡山藩では一俵四斗の決まり(幕府はじめ一般的には三斗五升)。

63

当五月、御書付被下候御米三俵代銀七拾三匁八厘、十二月<sup>二</sup>来

(注) 五月三俵の報價は年貢清算の形をとるので、年貢上納の十二月に清算されて下賜されたのだろう。

なお三俵(一石二斗)の代銀価格から、当時の米相場は石当たり六十匁八分六厘と分かる。概ね米一石が金一兩というのが基本的価格基準であった。

十二月八日、海津行之節、取かへ相勤

高橋彦次郎殿席上り祝義、南鐐一片 当方十人方

名倉健治殿

同断

大沢太内殿 同断 古賀 松井氏相勤

(注) 高橋彦次郎は手代であるが、正式に小給人と認められたものか(大村・村田に例がある)。名倉健

治は翌年四月に園崎代官死去により後任となるが、この祝儀は不明。

大沢太内(多内)は文政六年に金堂から手代として転任しているが、同不明。

文政九丙戌年御年頭例之通也

(注) 文政九丙戌(1826)年。

南式人相勤候、手前不参書付出ス

御包物わり 五匁四分式分五りツ、 南へ遣済

外二金や祝義わり 五分五りツ、 同

(注) 「四分式分」は誤記か。

正月廿四日出御廻状、廿七日拝見、訳ハ去春秋御取結之京

御講、当年方二月・八月<sup>二</sup>相勤申候三付、夫々か入人先々へ

此段申達し候、且又退講いたし候者無之様談じ置

可申の趣也、則夫々書状差上候、尚又

御役所へハ承知之書付差出し候事 南

南<sup>二</sup>而認

手前 三人連名也

次左衛門

二月八日

(注) 足立次左衛門は五十川村庄屋で、文政七年に苗字御免(帯刀不可で帯刀人ではない)。

二月十八日立上京 三会目

廿三日・廿六日両日御講勤、海津方園崎氏・大沢多内殿上京

三月五日帰村、御賄銀七拾匁五分 訳 十八日方十八日ノ間三匁ツ、

道中上下荷物十六匁五分

四月朔日、川方高橋氏・那須氏来、南家 庄屋ノ始也

四月十八日、郡山表<sup>二</sup>園崎園平殿御死去之由、同廿三日出之

御廻状村方へ申来ル、御悔 衛門作・松井与一右衛門 兩人兼勤

64

廿日、右香儀金百疋 南組十人連名 南引かへ

此わり 老匁六分四りツ、

(注) ここでは金百疋(二分)が十六匁四分となり、金一両が六十五匁六分の銀下落相場である。

五月十五日、名倉健治内室死去、御悔惣代手前勤ム

松井与一右衛門同道

(注) 文政七年に下古賀松井は帯刀苗字御免。

十九日、右香儀金百疋、南組十人連名 南引かへ

此わり 老匁六分四りツ、

急廻状を以申達候、然<sup>者</sup>此度郡代中<sup>方</sup>別紙御廻状

を以御触之通、当 御役所御代官被 仰付

候<sup>二</sup>付、可被得其意候、尤右御代官来ル十日木戸御泊

翌十一日当方へ御帰着之積有之候、且右<sup>二</sup>付

村々御引渡有之候間、当十二日各方当

御役所へ可被罷出候、右可申入如斯候 以上

六月七日

海津役所 判

高嶋手廿人名当

右八日之昼拜見印形スル

御郡代中之御廻状ハ七日ノ七ツ時廻り候由承ル

追廻状来、右御代官発足延引<sup>三</sup>相成、十二日木戸泊り

十三日海津御着<sup>二</sup>相成、則三尾里村方小松迫迎人足出ル

出鴨小休、当村方人足川迄出迎、庄屋<sup>并</sup>組合同断

当村<sup>二</sup>御中食出ス、上老<sup>人</sup>下四人外組合・太田・霜降・田井庄や衆

手前ハ南天神前迄出迎、今津迄当村人足<sup>二</sup>送ル

十五日御引渡し<sup>二</sup>付、銘々参上(太右衛門殿・又左衛門・幾右衛門三人不参書

付差出し被申候也

(注) 足立太右衛門・饗庭又左衛門・浅見幾右衛門か。

御役所方御差図<sup>二</sup>付、昼後当手帯刀人参上ス、先御役園崎氏

65

御子息太一郎様方御引渡し之御演舌有之、夫方御代官

名倉健治様御宅へ参上、御祝義物金百匹・御酒三升切手

此わり式匁式分五毛ツ、

太右衛門 東右衛門 手前扣

太平治 又兵衛

平左衛門 又左衛門

新次郎 幾右衛門

衛門作 与一右衛門

同日河合鯉平様、手代被仰付候由御演舌<sup>二</sup>付、則御酒料・南鐙老片

手前扣

右十人名前<sup>二</sup>差出し候事、此わり式分式りツ、

(注) これは珍しい計算違いである。

次<sup>二</sup>北向帯刀人、次<sup>二</sup>饗庭組村々庄屋・年寄、次<sup>二</sup>水所山方同日済

浅井郡八十四日<sup>二</sup>相済、西浜・海津三町共十五日朝済

新書役岡田良平殿御越被成候、祝義四匁三分 南引かへ

新書役岡田良平殿御越被成候、祝義四匁三分 南引かへ

(注) これは銀一両であるが、公定通貨では無く恐らく藩札のため交換(引かへ)が必要だった。

宗門御改七月朔日、大沢多内殿・川合鯉平殿

(注) 「河合」を「川合」と誤記しているが、よく普通にこの種の誤りがある。

八月四日出御書到来、十二日京講之儀二付、御談し被成度旨

南・此方・霜降三人<sup>江</sup>

十二日海津行、夜分別席三て御談し有之、夜明<sup>二</sup>成

御役所六人、南・手前・吉兵衛・藤太夫・藤左衛門・大又・源兵衛

浅井ハ大浜太郎兵衛・横田佐兵衛・中川仁右衛門・中村佐右衛門 同席

十六日立上京ノ積之所雨降

十七日発足、南と手前同道山中越、九月五日京立勢田川一見シテ大津泊

九月六日暮テ帰る、御賄老両式朱被下

(注) 山中越は現在の天津市柳が碕から、同山中町を経て、京都市北白川に至る(府)道30号線

(通称下鴨大津線)で、京七口の荒神口(白川口)に繋がる街道である。山道では有るが最短の

直線距離で京中心部に至る。後に維新新政府の命で郡山藩が警護に当たっている。

十二月

西浜 井関汶輔 続目披露 海津半切

海津 松井又兵衛 帯刀御免 同

沢 岡本左傳次 同断 半切百枚

知内 中川市郎右衛門 同断 同断

山中村 粟津新蔵 同断 海津半切

(注) 引き続き和州本領を遥かに凌ぐ、帯刀人の大増産で、北近江領は藩の金蔵と化している。

十一月十日、御用状到来、和州早損二付、夫々金子御頼之由

当手五十貫之内拾老目、十三日迄<sup>二</sup>調達仕候様也

右二付、太田兩人共々色々相談いたし候へ共、不調<sup>二</sup>付

十二日新次郎殿・手前同道<sup>二</sup>御断申上、五拾兩南・太田出シ

調達仕候所、此度ハ右之余銀外へ頼<sup>二</sup>可申間

来二月二八貫目、太田と此方と<sup>二</sup>無間違相調

可申様御頼<sup>二</sup>御演舌有之候也

右二付十二日善五郎泊御賄御上<sup>方</sup>被下之

(注) 和州本領が早害不作のため年貢が減少するので、補填として海津手で銀五十貫(約七百七十両)、

内饗庭組で銀十一貫(約百七十両、換算約三千四百万円)を三日後に調達して欲しい、との要請

があり、流石にこれは拒否し五十両(約銀三貫二百五十目)を差し出した。

代官も是は承知したが、来年二月には銀八貫目を追加し、合計十一貫余を間違ひなく調達して欲

しいとの要請を受けた。

文政十亥正月年礼例之通也

(注) 文政十丁亥(1827)年。

手前ハ疝痛<sup>二</sup>付

不参書付差上ル

太平治殿・衛門作相勤ム

太右衛門殿ハ、御国表へ三日立<sup>二</sup>年礼出勤

献上、御扇子廿八箱、料銀拾四匁手前<sup>二</sup>認ム

并献上目録共認ム

海津御役方へ包物ハ掛屋<sup>二</sup>出来ル

(注) 当年は珍しく、郡山迄祝いに出て、扇子を献納している。

出席の足立太(多)右衛門は本家筋で、東右衛門と並ぶ足立一族の中心的人物となっている。

去十二月御頼<sup>二</sup>被仰聞候八貫目之口、当時金百金調達仕候様被仰聞

則太田<sup>二</sup>テ五十、当方<sup>二</sup>テ五十調達、但三十兩・式十東出し候

(注) 先に二月との要請があった、銀八貫目の追加調達(融資)について、金百両の調達に変更があつ

たので、南と東の協力を得て要請にこたえた。なお百両は銀八貫には及ばないが金価格が上昇基

調にあり、次第に金建てが増えていく。

京都御講出役被仰付、則二月十三日発足、大津<sup>二</sup>而私用調へ

十五日京着、十八日御講、廿一日御講相勤、廿七日昼後方帰国

海津方ハ御代官名倉氏・書役那須氏上京也

同二月廿九日、名倉氏後妻入嫁

(注)代官名倉の内室は、文政九年五月に死亡していた。

四月六日、宗旨改高橋彦次郎様・河合鯉平様

六月十一日、勢田川御見分御奉行、大津御着之由

67 (挿入)

文政十亥六月十二日大津御着

閏六月朔日寺辺村始御廻村

御勘定 池永鉄之助 様

御普請方 大木三七郎 殿

同 渡辺啓次郎 殿

見習 檜原百之助 殿

舟橋

外<sup>二</sup>石原御役人添

右七月九・十、海津泊 十一日、当浦御見分済

(注)「近世水利組織とその連合」福山 昭「勢多川浚え騒動」参照。

68

同閏六月朔日、寺辺村始浦々御廻村

御勘定衆池水鉄之助様 遠山左衛門様御手先之由申

御普請方 大木三七郎様・渡辺啓次郎様 見習 檜原原百之助様

外<sup>二</sup>石原御役人 舟橋作助 上下十七人斗 舟四艘

右七月九日十日海津泊十一日今津休 当浦御見聞深溝泊り

海津方御馳走役人那須庄平殿当村へ御越

(注)琵琶湖は周囲を比較的高い山々が連なり、雨季や台風時の流入量が多いが、流出が狭隘な勢多川

(瀬田川)のみであり、古来溢水による水難に悩まされてきた。従って沿岸農地では湖面水位を

下げるため、勢多川の浚渫による流出量増加が課題となり、これは沿岸農地の保全拡大となるの

で、幕府勘定方も強く推進したが、一方下流域では逆に洪水の危険性が増すので、強硬な反対

運動が起こった。勘定衆の池永は勝手方勘定奉行遠山左衛門尉景普(金さんの実父)の意を受け

て、下流域の説得に当たったが、十分な成果は上げられなかった。石原役人は大津十萬石代官

の石原清左衛門の配下であり、現地での先導役と思われる。

「深溝村」は庄屋藤本太郎兵衛が湖岸村々を説得し、勢多川浚渫に私財を投じ、三代にわたって

これを成し遂げた安曇川デルタ地域の北に位置する村である。

七月廿日夕、村統<sup>二</sup>而来候御用状

以書付申達候、然<sup>者</sup>申談度御用之儀有之間

明後廿二日当御役所へ可被罷出候 以上

七月廿日 名倉健治 印

手前

饗庭又兵衛

右<sup>二</sup>付廿二日早朝海津行 浅井方ノ船七ツ時<sup>二</sup>着

廿三日手前と野寺村横田佐兵衛一緒<sup>二</sup>御用談被仰聞候

同夕方海津三町役人・同谷七ヶ村役人・三町舟方一緒<sup>二</sup>御召被成候

右駅方舟方訴書・返答書手前共へ御下ヶ被成候<sup>而</sup>

左右方和談之取噉被仰付、奉承知則

右之書付受取書差上申候事

然ル所、海津ハ当晦日節季<sup>二</sup>而甚多用之由、三町

役人申聞候<sup>二</sup>付、左右方郷宿善五郎方<sup>二</sup>而一応

面会いたし置、追<sup>而</sup>寛々談じ可申と申合セ

廿四日朝帰村 浅井ハ京講相談<sup>二</sup>て滞溜之由也

九月十八日、右一件二付海津行 廿日帰宅  
十月四日同断 同十日帰宅

(注) 海津三町及び舟方と七ヶ村の争論についての仲裁調停の依頼であろう。代官(奉行)等は本来裁定権を持つが、出来るだけ有力者による仲裁調停で和解させることを望み、部外の有力者に委任した。

69

文政十一戊子正月年礼、廻状なし

(注) 文政十一戊子(1828)年。

例之通 三日昼発足 手前・太平治・衛門作、太田三人

四日昼御礼済帰宅

献上御扇子廿九箱料包物

目録 南<sub>二</sub>而認

但 廿四人 高嶋

五人 塩津

外<sub>二</sub>林 新左衛門

辻 弥兵衛

始<sub>出ル</sub>

金屋包物

西<sub>二</sub>而認

70 (挿入)

高嶋郡

足立太右衛門 御国行<sub>二</sub>付 当年除

足立東右衛門

足立太平治

角野藤右衛門

大村五郎左衛門

小荒路

饗庭又兵衛

井関吉郎治

野崎善兵衛

石庭

足立平左衛門

角野藤太夫

磯野源兵衛

伊丹易左衛門

足立新次郎

饗庭又左衛門

浅見幾右衛門

太田

足立衛門作

松井与一右衛門

古賀

松村庄左衛門

蛭口

前川藤九郎

浦

井関汶助

松井又兵衛

海津

岡本佐伝治

中川市郎右衛門

知内

栗津新蔵

山中

浅井郡

林 忠左衛門

平塚善四郎

川越伊兵衛

中村佐右衛門

両儀孫十郎

亥暮

林 新左衛門

辻 弥兵衛

両儀孫十郎

(注) これは郡山年賀の献上人名録であろう。高島郡二十四名中、六名が足立姓であり一族と思われる。なお献上人書きでは浅井郡では無く「塩津」となっているが浅井郡は塩津在住者が占めていたのだろうか(一部のみ村名付記)。

71 (挿入)

表二 銀拾四匁 包ム 献上御扇子料

- 一 式拾匁 位 御頭へ
- 是ハ成百疋ノ所 廿五人分 九分ツ、
- 十五匁 位
- 一 壹歩 高橋
- 一 〃 大沢
- 一 〃 河合
- 是ハ成銀三兩ノ所 七分ツ、
- 一 拾匁 ツ、 書役方
- 一 四匁四五分 内同心
- 同 御門

(注) 郡山への年賀祝儀等の計算書と思われるが詳細不明。

72 (挿入)

献上

- 一 御扇子 式拾八箱
- 右者當亥年始為
- 御禮乍恐奉献上候
- 以上

(注) 原文通りの旧字体表記とした。

69 (続)

高橋鶴藏殿見習被仰付、祝義百疋高嶋組之内廿一人

以廻状申達候、然著申談度御用之儀有之間、当廿六日四ツ時

当御役所へ乍御太儀可被罷出候 恐惶謹言 名倉——印

当方九人名当 廿二日

村方も同断 手前風邪ニ付不参

太平治・衛門作・太田式人行

右ハ原山御用地開発ニ付、御手当銀百貫目計仕法ヲ

以テ調達可致御頼被成候ニ付、段々減少相頼候所

七ヅ目 饗庭組

廿ヅ目 水所

山方

谷組七ヶ村

三ヅ目 塩津

十三ヅ目 浅井

(注) 百貫の要請に対して、四十三貫という事であろうか。

(参考) 「累年記事」 199〜200)

同十一年子正月

原山開発ニ付、御入用銀御頼ミ、銀凡百貫目ノ御積

饗庭組分

初会 銀七ヅ目 御上へ差上 式百目かけ

三十五人ノ積り

式会目 四ヅ目 式人へ渡

三会目 六ヅ目 三人へ渡

四会目方十二会目迄同断

十三会目 六ヅ五百目 三人渡

右之仕法帳御上様差上、奉入御高覧候也、七ヶ村印

丑年方十二ヶ年ノ間、銀四百目ツ、御上様方被下也

(注) この合計は銀七十七貫五百目であるが、開發仕法書については、資料不足のため解説を控える。



二月朔日海津舟方一件<sup>二</sup>付、海津行四日朝帰村、浅井ハ助郷<sup>二</sup>付七日五時

大津へ御召出<sup>二</sup>付帰村

(注) 昨年七月廿日過ぎから行われている舟方訴訟の調停用務、助郷は文政四年河原市宿助郷訴訟の用か、この様に訴訟の解決は殆どが非公式な有力者による調停に委ねられていた。

同十四日立

京都御講<sup>二</sup>付出役、十七日・廿日御講相勤、名倉氏・高橋氏揃出勤

廿七日帰、廿八日大津方帰村

五月廿八日海津行、舟方一件廿九・晦日、朔日帰村

八月十六日立京講出役、十九日廿一日御講、名倉氏・高橋氏御出勤

廿九日朝出、晦日帰村

御郡代

御勘定奉行

齊藤孫兵衛様御家老

内山半外様転役

渡邊弁蔵様御郡代並

(注) 幕末分限帳では齊藤は大寄合(家老から降格)、内山・渡邊は不明だが、本書では大通や京講に出役している。

73

(注) 70〜72は挿入。

十二月

帯刀御免

新保村

平山太右衛門

半切三百枚来

開田村

沢田太右衛門

森西村

水口作兵衛

文政十二年正月年礼廻状なし

(注) 文政十二己丑(1829)年。

例年ノ通也

但

去冬廿八日方雪降<sup>二</sup>而通路ナシ

不参書付差出ス

同六日立、村方年礼相兼、衛門作相勤ム

年頭献上<sup>并</sup>祝義物割、老人分四匁七分三厘

御頭名倉氏<sup>并</sup>高橋・大沢・川合、昇進祝義わり

式歩 老歩式朱ツ、

四匁式分式り

(注) 合計六分二朱で銀百五匁六分(一兩<sup>二</sup>銀六十五匁)、この二十五人割で四匁式分式厘となる。

外<sup>二</sup>金や祝義わり 三分五厘

正月廿八日御用状来

以書付申達候、然<sup>者</sup>申談度御用有<sup>之</sup>二付、各方之内より申合、老人

来月二日、当 御役所へ可被罷出候、右可申入如斯候 以上

正月廿七日

名倉

足立太右衛門殿

足立東右衛門殿

右<sup>二</sup>付二月二日罷出候所 大浜氏・横田・足立平・饗庭又・手前

同夜別席<sup>二</sup>而酒飯被下

角藤太・磯源・知内市郎右衛門・沢左伝次等也

御談し之趣ハ、段々御上様御儉約<sup>二</sup>付、御借財方減少<sup>二</sup>相成

候得共、今少し濟方遅キ<sup>二</sup>付、大坂方も是迄八年<sup>二</sup>七百貫匁

月七朱<sup>二</sup>差出し候所、当年方六朱<sup>二</sup>而六百匁目ハ差出し候得共

若其<sup>余</sup>御入用之節、御差支<sup>二</sup>相成候故、両手<sup>二</sup>而心当可致

被仰、銘々其手当相頼<sup>ミ</sup>候様被仰聞、尤利足月五朱<sup>二</sup>而

差出候様被仰、是<sup>二</sup>依<sup>而</sup>銘々御返答申上候<sup>而</sup>、段々御断申上

候<sup>而</sup>、太田と当方<sup>二</sup>而百金五朱<sup>二</sup>而、御用の節ハ差上可申

御受申上、尤其餘ハ其節に至り相働キ可申上候事

右之段申上、三日七ツ時方帰村

74

(注) 申談の趣は「上様(藩主)も儉約に努められ、借財は減少したものの、なお不十分であり、大坂

豪商分は年間七百貫目月利七朱(年利8・4%)のところを、今年は六百貫目月利六朱(年利7・2%)としたが、若し入用の節は浅井・高嶋両手に月利五朱(年利6%)で頼みたいとの仰せである」とのことであり、銘々から困難であると御断り申上げ、御用の節に百両(月五朱)は

承知げるが、それ以上は其の時に考えたと申し上げた・・・とのこと。なお百両は概ね六貫強に当たる。

75 (挿入)

月五朱御受口

- 一 六百 浅井
- 一 三百 大又
- 一 角藤
- 一 磯源
- 一 三百五十 長法寺
- 一 四百 勘左衛門
- 一 貳百 七郎左衛門
- 一 百 中川市
- 一 百 太田
- 一 百 当方

(注) この一覧表は、太田・当方で百となっているところから、金(両)建てで各方面の受諾額を示したものである。なお長法寺は高島市マキノ町の真宗大谷派寺院であるが、何故ここで大口出資者となっているのか分からない。なお深清水藤原勘左衛門、七郎左衛門はやはり当地の分限者と思われる。なおこの表の合計は二千五十両で、概ね銀百三十貫に当たる。

74 (続)

同十四日、発足京都御講相勤、同晦日帰宅

御代官様・河合氏大坂行

以書付申達候、然<sup>著</sup>先達<sup>而</sup>申談置候、其元働金御入用之節、金百両月五朱<sup>二</sup>出金可致御受有之候所  
此度右金子入<sup>二</sup>付、出府御代官<sup>方</sup>申来候間、火急  
<sup>二</sup>八有之候得共、乍御太儀被申合来月二日迄<sup>二</sup>、当所御掛処へ日限無間違可被相納候 以上

三月廿八日 役所

右<sup>二</sup>付、五十金太田出金 四月朔日<sup>二</sup>納候

五十金八当方・南・西方御出金 衛門作

(注) ニヶ月も立たないうちに、百両入用に付、三日後には納付を求めているが、彼等は右から左に百両を納め得る程の現金を保有していたことになる(それならば元金保証さえあれば、年利6%で融通するのも理解できる・・・藩への融通はいざとなれば、年貢米を押さえることも出来るので、他に貸付るよりはある意味で安全であったか・・・)。

以書付申達候、然<sup>著</sup>申談御用有之間

明後四日、当 御役所へ可被罷出候 以上

四月二日 名倉健治

足立太右衛門殿

〃 東右衛門殿

〃 平左衛門殿

同四日朝、手前海津へ参り候処、歩安之金御頼候処、承知致し  
相働候段、為御称美大和柿木綿壹反ツ、御書付被下  
平左衛門殿も同日<sup>二</sup>被出候

(注) 低金利(月五朱)融資を早速承知したことに對し、大和柿木綿一反ツの書類を下賜された。なお大和柿木綿は 50 (注) 参照。なお太田は新次郎では無く、平左衛門が代表している。

76 (挿入)

覚

□□

77 (挿入) I

覚

一 大和柿木綿一反 足立東右衛門

右<sup>者</sup>為御称被下之

丑四月 名倉健治 印

四月廿七日、村方庄屋御召<sup>二</sup>付、衛門作参り候所、当三月廿一日方廿二日迄

78

江戸表出火<sup>二</sup>御座候へとも、御屋鋪御無難<sup>二</sup>御座候<sup>二</sup>付、御祝として金堂手方銀三十拾六<sup>〆</sup>目献上之由、海津手も同様<sup>二</sup>致し度

被仰出、饗庭組へ四<sup>〆</sup>五百目御請申上ル、老石<sup>二</sup>付老<sup>二</sup>式分ノわり

当村内高<sup>二</sup>割付、老石<sup>二</sup>付老<sup>二</sup>式分六七リツ、

外<sup>二</sup>帯刀人も銘々献納被致候由被仰聞、大浜ハ金千疋

横田佐兵衛ハ百両献上之由、

饗庭方<sup>二</sup>ハ松井与一右衛門三両、南ハ兩人<sup>二</sup>三百疋

(注) 文政十二年の江戸の大火。佐久間町火事、己丑火事ともいう。三月二十一日昼前、神田佐久間町

二丁目の材木商尾張屋徳右衛門の材木小屋より出火、西北の強風にあおられ、日本橋・京橋・芝一带を焼き、焼失面積は幅二十町、長さ一里に及んで、翌朝鎮火した。大名屋敷七十三、旗本屋敷

百三十、町屋の類焼約三万軒、船や橋も多数焼失し、二千八百余名が焼死した。

この江戸大火で藩邸が無事だったことの祝儀として金堂手が銀三十六貫を献上したので、海津手も同様献上スベシとして督促されたので、次の通り集めた。

饗庭組 銀四貫五百目

当村は石割一匁六分七厘で約八百匁か

帯刀人 大浜金千疋 (金二両二分、銀約百六十二匁)

横田佐兵衛 金百両、 銀約六貫五百匁

松井与一右衛門 金三両、 銀約百九十五匁

南兩人金三百疋 (金三分、 銀約四十九匁)

大口献納の野寺村横田佐兵衛は文政元年帯刀御免であるが、何故か突出している。

(参考 「累年記事」 200)

文政十二己丑年

乍恐以書付奉願上候

一 銀四貫五百目

右者当夏

若殿様御儀、初<sup>而</sup>江戸表<sup>江</sup>御出府被為 遊候

趣奉承知、恐悦至極<sup>二</sup>奉存候、右為御歎乍聊

書面之通、奉献納度奉願上候、何卒宜被

仰上被成下候様、此段奉願上候 以上

文政十一己丑年四月

饗庭組 七ヶ村名前

此割当、銀九百四拾老<sup>二</sup>式分式り 当村分

七百四十七石<sup>二</sup>老<sup>二</sup>式分六<sup>二</sup>り掛

(注) 奇妙なことだが、本文ではこの四貫五百匁は大火無事の祝儀として記載されているが、この累年

記事では火事には全く触れず、若殿出府の祝儀としている。或いは大火見舞いとしてしまつと若

殿出府と言う本来の祝儀を別途求められることを懸念したものでしょうか。

抑々類焼を免れたとして多額の祝儀と言うのは如何にも奇妙な話である。

78 (続)

其書上ハ乍恐以書付奉願上候

一 金百疋 足立東右衛門

一 金百疋 足立太平治

一 金百疋 足立平左衛門

一 金百疋 浅見幾右衛門

一 金百疋 足立新次郎

右者、当三月江戸表、近来無御座大火之処、御殿様御屋鋪御無難<sup>二</sup>

御座候段奉承知、恐悦至極奉存候、且当夏<sup>者</sup> 若殿様初<sup>而</sup>

御出府被為遊候御祝儀奉申上候折柄、前頭御屋鋪

御無難<sup>二</sup>被為有候御儀ハ、乍恐 御殿様御仁徳被為入候

御儀故と、重々恐悦至極奉存候、依之右御祝儀奉申上  
度、書面之通乍聊奉献上度奉願上候間、宜御執成  
被仰上可被成下候、此段奉願上候 以上

文政十二丑年五月 足立東右衛門

足立太平治

御代官様 足立平左衛門

浅見幾右衛門

足立新次郎

(注) 前項の饗庭組等と別個に行われたこの献金の意味は良く分らないが、足立東右衛門一派で計五百疋(銀約八十一匁)の献金を行なっている。或いは若殿祝儀四貫五百目とは別に、これが大火見舞いであるという事か。

五月七日、夜川方御泊り、高橋彦次郎様・那須庄平様

六月右為称美、御酒料被下之、銀式匁五分 手前へ

### 77 (挿入) II

覚

一 銀式匁五分 足立東右衛門

右為御酒料被下之

丑六月 名倉健治

### 78 (続)

六月、寺久保村黒川吉郎右衛門、帯刀御免為披露、半切百枚来ル

八月七日、御代官村方御中食、大沢多内殿・岡田良平殿

右ハ七月十八日大風雨<sup>二</sup>而、安曇川大水・井口水門いたミ<sup>一</sup>ふキ替<sup>二</sup>付

御見分、下古賀村堤切百三十間計之由。右御見分

文政十三庚寅正月四日快晴

(注) 文政十三庚寅(1830)年、十二月改元、天保元年

年礼当方手前老人 供茂へえ

相勤

包物わり 五匁四分九厘 南へ差引済

金屋祝義 三匁九分 手前扣

下男女 老匁五分 此わり五分四厘 外ニ七り金相わり

去冬 小荒路村 加藤正伯 帯刀御免之由、半切紙百枚正月廿八日ニ来

二月、若殿様御目見御乗出 為御祝郷中ハ銀十四匁四百八十七匁一分

高嶋分石ニ九分ツ、

此わり持高老石ニ付、老匁老分九厘ツ、四拾式匁老分六厘納

右都合廿三匁目 浅井郡

高嶋郡

右御祝として村方へ御酒料 被下之

(注) この負担計算については、次の「累年記事」に詳細記事あり。

(参考) 「累年記事」201)

文政十三庚寅年 御乗出

一 当二月十五日

若殿様、首尾能御目見被 仰上候ニ付、先例も有之

定<sup>而</sup>御用銀等可被 仰付と存候、然所近年度々献納

も被致候、尚又凶作打続候ゆへ、此度御用銀被

仰付候<sup>者</sup>、村方難渋<sup>ニ</sup>可相成と被存候間、仰付無<sup>之</sup>

先<sup>ニ</sup>村方難渋<sup>ニ</sup>不成程、為御祝儀献納可被致候

右之通三月十六日御代官名倉健治様ハ被仰聞、則御内意

も有之、両郡申合献納仕候 銀高

銀式拾三貫目 兩郡ニテ 壹万六百七拾九石三斗八升五合 浅井  
 内拾四ノ四百八拾七匁分 高割ニして高嶋郡分 高嶋  
 此割 三ノ百三拾壹匁式分五リ 饗庭組  
 三千五百七拾壹石九斗 高ニ九分打

六ノ四百八十匁式分五リ 水所組  
 壹ノ九百六匁式分五リ 山方組  
 式ノ百八拾七匁五分 谷組  
 六百八十匁式分五リ 三町  
 内 六百七拾式匁参分 当村わり当  
 今高ニ割付、壹匁分九リ 打ニ成

(注) 村々の負担は表石高で割り振られるが、村内個々の負担は現実性を持った「持高」で算定されるので、当然別建てでの計算になる。

79 (続)

六月十日 太右衛門病死ニ付届書左之通

乍恐書付を以奉申上候

一 私父足立太右衛門義、当春以来風邪ニ而引籠罷居候所、当六月十日病死仕候、乍恐此段書付を以御届ケ奉申上候 以上

文政十三寅年六月 足立衛門作 印

右之書付差上 手前御届ケ申上候事

六月十五日

(注) 衛門作が父太(多)右衛門と並んで帯刀人となったのは文政七年であるが、太右衛門は次第に衰弱して行ったのであろう。なお太右衛門は東右衛門の父平五郎の長兄筋である。

隠居願候事 乍恐書付を以奉願上候

一 私義近年病身ニ相成候、遠路歩行難仕候ニ付、帯刀差

上隠居仕度奉存候、何卒右願之通御聞濟披 成下

候様、乍恐奉願上候 以上  
 文政十三年寅年八月 御代官様

右之通差出候所、何分今暫差引替候様被仰聞、御毛見御巡村之節書付下り候事

(注) 東右衛門は、太右衛門の死により隠居を願ひ出たが、受理されなかつた。帯刀人も藩士と同様に隠居は許可事項とされている。「差引替」は「さしひかえ」と読む。或いはこの申し出は衛門作と同様に父子帯刀人を求める意味もあつたと思われる。

(参考) 「累年記事」 200)

文政十三庚寅年

御役所御修覆銀八ノ目、御上様方被下

錢七ノ文御酒料被下

此わり当、壹ノ百四十三匁七分七リ 饗庭組七ケ村分預リ

銀郡中割之格を以、村々預り覚

一 七十五匁式分式リ

百六十五匁五リ 太田

ノ式百四十匁式分七リ

一 七拾五匁式分式リ

百三十六匁九分三リ 五十川

ノ式百十式匁壹分五リ

一 百七十九匁八分四リ

三尾里

一 百廿匁六分八リ

梅原

一 百四十七匁三分三リ

霜降

一 五十一匁壹分

古賀

一 百九拾式匁四分

田井

(注) この御役所は海津代官所と思われるが、その修復費銀八貫(約二千四百万円)と、同時に錢七貫

文(約二十五万円)が下され、これを高島郡・浅井郡傘下の村々に分散して預けたようである  
(饗庭組七ヶ村の合計が銀一貫百四十三匁七分七厘)、この意味は分りにくい、或いは修復費が八貫を超過しても、この割合で村々で負担しろという事だろうか。  
大和本領では三手の代官役所は城下にあり、村々の負担は無かったため、振り合いは負担無しとしながら、超過分は村々の負担で何とかしろと言う意味では無いだろうか。

80

### 雨宮加右衛門様寺社奉行被仰付

(注) 雨宮嘉右衛門(同一人物)は郡代として大通に出向しているので、これはかなりの昇進である。但し幕末分限帳には記載されていない。

十一月

名倉氏御加増、高橋・河合・奈(那)須氏等も同断之由

天保二年

(注) 天保二辛卯(1831)年

卯年ノ年頭、御廻状到来拝見、霜降村へ廻ス

大雪<sup>二</sup>而路次不宣<sup>二</sup>付不参

太田三人も不参

霜降も不参

右<sup>二</sup>付人足仕立、不参書付

為持、源三郎三日ノ昼前方遣ス

年頭わり

四匁七分五り

三匁八分八り

去冬御昇進祝義わり

壺匁五分五り

金や年頭祝義遣之

并年頭不参書為持人足ちん

四匁七り五 金や平三郎、頼母子頼<sup>二</sup>付一朱一ツ宛遣ス  
拾四匁貳分六り

南へ遣し濟

但 金屋祝義三匁六分

人足ちん式匁四分 手前扣出ス

去十二月十六日

天保改元ノ日

若殿様 御叙爵被為蒙 仰、御名

造酒正様<sup>与</sup>御改披遊候

右之趣村中大小之百姓末々至迄、悉可為申聞者也

卯正月朔日

(注) 「家譜附録 文政十三年二月十五日、保泰由病、名代柳澤伊勢守光被、及嫡男・保興登城。公方様・内府様出御于白書院。保興・・・初拜謁。

十二月十六日、保興叙從五位下。於白書院縁類、老中列座・・・傳旨。」

なおここで公方と内府(内大臣)が併記されているが、公方は左大臣兼征夷大将軍家斉、内府は嗣子内大臣家慶で、この二人の官位は江戸時代を通じて、極めて異例である。

(参考) 「累年記事」(201)

天保元寅年十二月十六日

則改元ノ日也

若殿様、御叙爵被為蒙 仰、御名造酒正様<sup>与</sup>

御改披遊候

乍恐以書付奉申上候

一 当卯年年始御礼例之通参上仕、可奉申上候様

被 仰聞、難有奉畏候、然ル所私義此節風邪<sup>二</sup>罷在候

<sup>二</sup>付、乍恐書付を以御断奉申上候 以上

正月三日

二月廿四日出御廻状廿五日拝見、霜降村へ遣ス

以書付申達候、然<sup>者</sup>相頼度義有之間、乍御太儀来廿七日

無間違当方へ被罷出候様致度存候 以上

二月廿四日 名倉健治 印

松村庄左衛門殿 蛭口

岡本左傳次殿 沢

中川市郎右衛門殿 知内

鳥居七郎右衛門 不明(苗字のみ御免か)

足立東右衛門殿 五十川

饗庭又兵衛殿 霜降

太田村 幸助 太田(庄屋 苗字御免なし)

日置 市三郎 三尾里(庄屋 苗字のみ御免)

松井与一右衛門殿 古賀

尚々早々順達之上、当方へ可相返候 以上

(注) 帯刀人には一応敬称「殿」が付されているが、苗字御免のみの鳥居・日置は呼捨て。

81

右二付廿七日海津行、其夜郷宿<sup>二</sup>而御談候

御国表御家老 様方御頼ミ<sup>二</sup>付、百五十匁かけ

六十人講取結呉候様、御演舌<sup>二</sup>付、色々

内談御断申候て、老会切差上可申儀承知仕

其旨書付<sup>二</sup>印形いたす、手前<sup>二</sup>八京<sup>二</sup>而

印形

(注) 六十人講については60(参考「累年記事」文政七年八月199)参照。

本件は九貫目(約百三十両、換算約二千六百万円)で少額だが、左の通り二日要請出状で、五日期限はかなりの緊急性が感じられる。

以廻状申達候、然ハ当二月各方<sup>江</sup>及内談候

銀百五十匁懸之六十人會調達之儀、同三

月書付を以被申出候次第、御国表<sup>江</sup>相伺

候処、此砌御聞濟之旨申来候<sup>二</sup>付、右調達

銀来ル五日迄<sup>三</sup>、乍太儀当所御掛所<sup>江</sup>

可相納様<sup>二</sup>申来り候次第も有之<sup>二</sup>付、委

細者其節可申談候、右申入如此候 以上

六月二日 名倉健治

名当 廿一人

六月五日酉刻来

卯

十二月八日平五郎同道<sup>二</sup>罷出候様、同月五日御代官様

御国表方御帰リ之節御書付被下、則八日早朝方

同道<sup>二</sup>而、年寄善次付添罷出候所、たまり<sup>二</sup>差引かへ居

御役所より御書付被下、則三人御役所へ出

せかれ平五郎帯刀苗字御免被 仰付、即刻御礼廻り

(注) 本書冒頭、寛政十二(1800)年、藤(東)右衛門の帯刀人御免の緊張感に比し、三十年後の

82

息子平五郎の安直な御免取扱に、この間の帯刀人の濫造による地位低下を感じざるを得ない。

なお「平五郎」は東右衛門の父の名であり、隔世継名のようなのである。

82

御代官名倉氏へ百疋 高橋彦次郎様・大沢多内・那須庄平

書役 岡田良兵へ 五匁ツ、 田中甚平 三匁 御門 式匁三分

川合竹蔵

見習 高橋鶴蔵 式匁四分五り 郷宿金や平三郎 式匁五分

仲間中 海津・西浜・知内 半切百枚ツ、遣

ベ七軒 外十式軒ハ郷宿へ頼置

南方ハ後日為持遣ス也

(参考「累年記事」201・203)

55

同二年卯年

勢田川 浚

右御入用、大津石原清左衛門様御役所納

- 一 銀八百式拾七匁五分七リ 卯年分十一月十五日納
- 一 銀九百式拾九匁五分三リ 辰年分十一月十六日納
- 一 銀八百四拾匁五分五リ 巳年分十一月十四日納

(注) 本書には何故か記事が無いが、これは深溝村庄屋藤本太郎兵衛の四代にわたる嘆願により、天保二年に松平定信への直訴で決定された「御救大浚」の負担金と思われる。残念ながら詳細が分からないが、金額から見て五十川村の負担金では無いかと思われる(石原御役所は琵琶湖周辺に管轄地を持つ大津代官所で、工事の差配を行った)。

去ル子年勢田川浚願人共入用之由ニ付、御代官名倉様

御取持ニ而、海津藤太夫方銀五匁目 水所六ヶ村・太田・五十川 八村

印形ニ而借入候所、右銀子利積ニして当年ニ至り

九匁目余ニ相成候由、御役所へ願出候ニ付、色々応対いたし候

得共、名倉氏取持ニ而不入聞、水所ノ内六ヶ村と離れ此方

二ヶ村ハ割退ニして頼母子を結び式百掛十二口興行して

藤太夫方ハ返済いたす、会席掛戻し入用ハ太田・五十川

高割ニして相勤候也 加入人ハ太田六口・五十川四口・田井二口

(注) 本件年代が不明確であるが、代官名倉は文政九戌(1826)年から天保五年(1834)年の八年間勤務であり、子年は文政十一年、午年は天保五年と思われるので、ここに挿入した。

海津藤太夫は、海津中小路町の町人角野藤太夫と思われるが、文政十一年に太田・五十川等八ヶ村で川浚分担銀五貫を代官名倉の仲介で借入れた。ところが天保五年には元利ともで九貫となっていた。あまりに高利なので種々折衝したが、代官の仲介で成立した正当なものであるとして、受け入れなかった。で、止む無く太田等の三村は頼母子講を組んで返済したというもの。折悪しく天保五年八月に代官名倉は急死しているので、藤太夫の言い分が通ったものだろう。

文政十三年

去ル寅年勢田橋かけ替ニ付、木方請負大口村伊兵へ

今津善五郎、木津新五郎、五十川利助等請負候得共

元手無之京・大津にて工面いたす所、三月下旬御普請始り

候得共、用木不調夫ニ付、四ヶ村役人京都へ召れ、御材木

セ話仕候様被仰、御請申金子工面し木ヲ買出し当村

佐十郎、浦村塩津等へ行木材出ス

七月下旬、御普請成就、八月御金被下候由ニ而治左衛門等

上京仕候所、惣請負頭近江屋長三郎へ御下ケニ成候故、即

長三郎へ受取ニ被参候所、御普請材木□ニ相成候ニ付

高値成材木買入、御普請御間ニ合ス旁以損合出来

候間、金子其方へハつかハさぬ也と申、少しも不被下

次左衛門等ホウノノ躰にて帰村

借入金ハ印形人・治左衛門・佐十郎・多右衛門等割出し返済ス

損割合百金計也、利助家屋敷賣、其餘ハ親類より

可出候所、村方取計として頼母子興行

結高六貫四百目、但式百目ニ付参拾式人掛戻し式百匁ツ、

利助親類中方出ス

外ニ浦藤九郎、木材四ヶ村連印有

此割五十川より十両余り村方年賦ニ而返済

(注) 事情は分かりにくい、橋普請に際して材木思惑買いの失敗から地元の仲買人たちが大損したという事か。

82 (続)

天保三辰年御年礼 村方同日ニ相成候様取立

(注) 天保三壬辰(1832)年

庄平殿・良兵衛殿

御役人様ニ願ひ置、村役を兼

多右衛門

平五郎 相勤



郷宿祝義 三匁四分 銘々不参故減少也 年頭割 七匁二分五リツ、

老人分

式□□ 下女男

(注) 恒例の年頭儀礼も、その記録も粗略さを感じる。手代那須庄平と書役岡田良兵衛。

なお足立多(太) 右衛門・同平五郎は何れも世代交代の息子たちである。

乍恐書付を以御断奉申上候

当辰歳年始御礼、例之通参上仕可申上様被 仰聞

難有奉畏候、然所私義此節足痛<sup>二</sup> 歩行難仕候<sup>二</sup> 付

乍恐書付を以、御断奉申上候 以上

辰正月三日

一 御上様御古借之口々 当国八幡灰屋甚兵衛

京都 高田武助

兩人<sup>二</sup>て当卯年方来ル酉年迄七ヶ年之間、年々御返済被為遊候

銀合四拾式<sup>レ</sup>九百六十三匁御座候<sup>二</sup> 付、右之分両郡村々引受済方

仕候様、御示談被仰聞承知書付差上候所、御上様御満足<sup>二</sup>

思召、為御称美として庄屋へ大和柿木綿一反、年寄へ鏢四百三十文ツ、

平へえ・善治へ 被下之

(注) 灰屋梅村甚兵衛は近江八幡(金堂手)で石灰を扱った豪商、京都の高田は不詳。

この文章では約四十三貫が天保二卯年から同八酉年まで、年々返済額か、その七年返済額の合計  
かが分かりにくい、挿入文の当村負担十一両から見て、一応単年度返済額金額として置く(約  
六百六十両、換算一億三千万円弱)。なおこの頃から金融の主導権が帯刀人から村役人(庄屋)  
にうつりつゝある様に思う。鏢四百三十文は約一万四千元。

83 (挿入)

八幡灰屋甚兵衛方

御借入金、郷判引受ノ口

天保七申年 九月、七分済<sup>二</sup>相成候由

当村割当 金十一兩

(注) 五十川村七百四十七石が十一兩であれば、両郡二万八千七百石で四百二十三兩となる。

84 (挿入)

覚

五十川村

一 大和柿木綿老反 庄屋 足立東右衛門

右者為御称被下之

辰

正月 名倉健治 印

(注) この辰は天保三(1832)年、返済開始から二年目である。なお「庄屋」に注目。

85

六月廿三日御代官名倉氏之一子騏太郎様、御死去<sup>二</sup> 付

廿五日御悔、村方と兼<sup>而</sup>相勤、香儀南鐮老片

南組帯刀九人

此わり 老匁八分ツ、太田三人・霜降一人

古賀一人・当村四人

(注) 一匁八分の九人合計は十六匁二分、概ね南鐮二朱銀二片であり「二片」は誤記入か。

以廻状申達候、然ハ来巳年始御礼之義、正月七日例之通当御役所へ

(注) 天保四癸巳(1833)年

罷出御礼可被申上候 以上

十二月十五日拝見

名倉健治 印

(注) これに対する出欠及び祝儀の取扱いは86以下に記載されている。

一 平岡宇右衛門殿御病氣<sup>二</sup> 付、御願通御家老職御免

被 仰出候

渡 内蔵允

辰閏十一月十九日

林 彦太夫

岡 祖右衛門

村々へ

(注) 本件は前天保三年暮の事項で、郡代クラスからの廻状である。

一 松平但見殿御家老職被 仰付候

右之趣大小之百姓末々<sup>二</sup>到迄、悉可為申聞者也

辰閏十一月廿五日

一 今立六郎寺社奉行御免被 仰付候

一 近藤図書寺社奉行<sup>二</sup>被 仰付候

右之趣被得其意

雨宮加右衛門

閏十一月廿六日

(注) 雨宮は天保元年に郡代から寺社奉行に昇進しており、その他の寺社奉行の人事を傳達している。

乍恐以書付御断奉申上候

一 当已歳年始御礼先例之通参上仕、可奉申上候様

被 仰聞難有奉畏候、然ル所私義此節風邪<sup>二</sup>引

籠罷在候<sup>二</sup>付、乍恐書付を以御断奉申上候 以上

天保四年巳正月三日 足立一

御代官様

巳 年頭わり

御扇子箱六分ツ、

老人前

御屋敷包物四匁一りツ、 合五匁式分八りツ、

金屋三匁三分五り

下男女 式百文

此割六分七りツ、

右之通正月六日立七日朝御礼、村役相兼

平五郎

供忠藏

(注) 東右衛門は何かと理由を付けて欠席し続け、息子平五郎が勤めている。

一 雨宮加右衛門寺社奉行 御免被 仰付候

一 豊原丹下寺社奉行<sup>二</sup>被 仰付候

右之趣被得其意、寺社領門前借屋<sup>并</sup>召仕等迄可被申

聞候 以上

辰十二月十七日

近藤図書

寺社

(注) 天保三年閏十一月に雨宮が今立と近藤の交代人事を発表し、十二月にはその近藤が雨宮と豊原の

交代人事を傳達しているが、一体何があったのだろうか。

右御廻状巳 正月七日 到来

凌右衛門

大沢多内殿、御国手代<sup>二</sup>成、書役 羽岡良右衛門殿御越被成候

村方<sup>方</sup>餞別式朱一片

村方<sup>方</sup>御祝義南簾老

ママ

以書付申達候、然<sup>者</sup>然<sup>者</sup>京都表調達銀集、当秋会

当月十一日・十二日會日<sup>二</sup>付、各方之内被申合、兩人無間違

同九日迄<sup>二</sup>出京可被致候、尤其組合村々掛ケ銀<sup>并</sup>

加入人へ貸附銀・利足銀共、饗庭又兵衛方へ来ル

五日迄<sup>二</sup>差出候様、此度廻状を以相触置候間、右

銀子持参出京可被致候、猶委細之儀<sup>者</sup>、無程出

京之上可申談候、右可申入如斯候 以上

巳八月二日

名倉健治

八月三日拝見

足立東右衛門殿

饗庭又兵衛殿

東儀上京八月晦日帰村

足立新次郎殿

式人不参

(注) 京講には郷村も参加しているので、精算分を持参する必要があった。

乍恐書付を以奉願上候

一 金千五百疋

右者今般

若殿様御儀、御婚礼万端御首尾被為遊御整候

御触之趣奉拝見、恐悦至極奉存候、依之乍聊私共方右

為御祝義、書面之通献上仕度奉願上候、乍恐宜御執成

被 仰上被成下候様奉願上候 以上

(注) 若殿(保興)と薩摩藩主重豪の十一女淑子との婚儀祝金上納願いである、当家は伝統的に十方石格の譜代大名との婚儀が普通であったが、頼朝以来と称する外様大名島津家との婚儀で、縁戚大名が一気に拡大するとともに、家斉御台所広大院篤姫(淑子姉)を通じて將軍家とも繋がりを持つことになった。

金千五百疋は金十五分(三兩三分)である(銀約二百四十匁)。なお「疋」は17(注)参照。

天保四巳年十月

高嶋郡小荒路村

大村五郎左衛門

五十川村

足立東右衛門

同

足立太平治

中小路丁

角野藤右衛門

霜降

饗庭又兵衛

西浜

井関吉郎次

太田

足立平左衛門

石庭

野崎善兵衛

同

伊丹易左衛門

太田

足立新次郎

五十

足立多右衛門

古賀

松井与一右衛門

沢

岡本佐伝次

西浜

井関汶輔

東町

松井又兵衛

新保

平山太右衛門

上開田

澤田太右衛門

寺久保

黒川吉郎右衛門

中小路

角野藤太夫

蛭口

松村庄左衛門

五十

浦

東町

前川藤九郎

磯野源兵衛

知内

中川市郎右衛門

森西

山

栗津新蔵

加藤正伯

大沼

高木新右衛門

(参考) 「累年記事」 205)

四年巳

若殿様御婚礼 薩州御姫君

87 (続)

村方分ハ

高嶋郡三十一村金百兩献上、此割饗庭組高割ニして

式拾兩之書付差上候所、太田村・五十川村不作難波

二付、御救米拝借米等御願申上候ニ付

御上様方御斟酌ニテ難波願イ等いたし候村方、献上

之段御満足ニハ思召候得共、無用ニ可仕候様被 仰出候

段、御代官様方被仰候、乍併少分ニても差上申度

(注) この祝儀献納が前例なしとして却下されているが、これを受理すると保泰正室の婚儀とのバランスが保てないので当然のことであり、むしろ何故今回について前例を無視して帯刀人のみでの祝儀献納を申し出たのかが分からない。

所存候ハ、又々可申上御内意被仰候ニ付、饗庭組之内五ヶ村方ハ金十兩太田・五十川兩村方五兩献上仕候段十二月皆済候御、書付差上申候也  
是又同断

(注) 一方で村方からの祝儀献納については、高島郡で金百兩、このうち饗庭組で二十兩の書付を出したところ、太田・五十川は不作のため年貢減免(御救米等の名目)を申出ている状況であり、無用との指示があった。そこで太田・五十川の負担分を十兩から五兩に半減して献納したいと申し出たが、やはり拒否された・・・と言うものである。

(参考「累年記事」203)

天保四巳年

琉球人参府ニ付、御入用国役金 武蔵・相模・伊豆・駿河

遠江・三河・美濃・近江

高百石ニ付、永式百五十文 掛り金壹兩六十四匁替

此掛り金 壹兩三歩 廿七石三斗壹升壹合

永五十文四分四厘八毛 但 大工高引残り

七百廿石壹斗七升九合也

外ニ拾石六斗本多下総守 越石

平井村方上納

(注) 「永銭勘定」については21「累年記事」195(注)で概略説明しているが、兩・分・朱の四進法の欠陥を補うための「仮想通貨永樂銭」を使った計算方法である。ここでは百石に対する賦課が「永銭二百五十文」となっているが、これは本来の賦課は「金一分」と言うことである。従って永銭勘定では・・・

五十川村表石高 七百四十七石四斗九升

同大工高 二十七石三斗一升一合

同賦課石高 七百二十石一斗七升九合

百石賦課永二百五十文で、永千八百文四分四厘八毛、即一兩三分と残が五十文四分四厘八毛

(千文が金一兩、残八百文のうち七百五十文が金三分 残五十文四分四厘八毛)

従って納入は金一兩三分 と銀三匁二分二厘九毛 となる。

なお、本多下総守云々は、江州膳所藩との相給領についての取扱いである。つまり、幕府からの武蔵外七か国に課された国役金は百石当り金一分であったのを、石高七百二十石一斗七升九合の村に如何に算定するかと言うことである。ところで幕府勘定方はこれを正確に検算出来たろうか？

88

天保五甲午年御年礼七日村方一緒ニ願

(注) 天保五甲午(1834)年

乍恐以書付御断奉申上候

正月

当午歳年頭御祝義、先例通参上仕可

難有

奉申上旨被 仰聞奉畏候、然ル所私義、旧冬

より足痛ニて歩行難仕、依之不参仕候、此段

乍恐書付を以御断奉申上候 以上

足立東右衛門

天保五午年正月三日

御代官様

以書付申達候、然者京都表調達銀集当春云

来ル廿四日・廿六日兩日ニ相勤候ニ付、引請元之もの共

近日方夫々出京いたし候間、其許ニも乍御太

儀、当廿一日京着之積、無間違出京可被致候、右

可申入如是候 以上

三月七日 役所

足立東右衛門殿

以廻状申達候、然者申談度儀有之候間、来月六日午御太儀  
当御役所江可被罷出候、尤名代<sup>二</sup>而者難相分次第有之

間、萬一名前之内少々不快たり共、押<sup>而</sup>可被罷出候、且

此節他行等有之候ハ、急々被呼寄、本人相揃被

罷出候様いたし度存候、右可申入如斯候 以上

四月廿九日 名倉健治

中川市郎右衛門殿 松村庄左衛門殿

沢村庄屋太次右衛門 深清水藤原勘左衛門

足立東右衛門殿 饗庭又兵衛殿

足立新次郎殿 三尾里村庄屋日置市三郎

松井与一右衛門殿

猶々程能順達可被致候 以上

(注)「家譜附録」天保五年四月朔日、於白書院縁類老中列座、水野越前守忠邦伝旨曰、不賜保泰今年帰

邑暇、且於其宅以書附達曰、可使保泰家臣等防御京師火災也、同十五日於白書院縁類老中列

座・伝命曰、保泰家督以来、平常之外不奉格別之御用、今春鍛冶橋・数寄屋橋両御門焼失、且

今年於処々御普請繁多、因窃願献金之旨達上聞、乃許願、命奉献三万金之事給、可被加御普請御

用也

七月廿五日、・・・頂戴鞍鏡、由往日献金也、水野越前守忠邦伝旨

「甲午火事」天保五年二月七日に神田佐久間町より出火し、北西風に煽られ延焼。二月十三日まで

の間に、日本橋・小石川・駒込などから相次いで出火した。この火事による死者は四千人以上と

されている。本件は保泰の帰郡を留め、火災復興の資金三万両の献金を強要したものである。

因みに「殿」付きは帯刀人、呼び捨てでも「苗字」付きの日置・藤原は苗字御免である。

以廻状申達候、然者先達<sup>而</sup>申談候働金之内、残金

銘々割合之通当月納候分、来ル十五日午御太儀当

御役所江可被相納候、右可申入如此御座候 以上

六月八日 名倉健治

猶々此廻状程能早々順達之上、留村方可相返候 以上

六月十日拝見

(注) 何故か、蛭口村松村庄左衛門の名前が欠けている。

右訳

五千両 海津手御引請

内五百両京<sup>二</sup>而御借入

残四千五百両

内 千七百両浅井 内四百七十五両 五月上 十一月 七百五十両

内 二千八百両高島 内七百七十五両 五月上 外<sup>二</sup> 式百両

内 同 同 六月上 外<sup>二</sup> 三百両

内 同 同 六月上 外<sup>二</sup> 三百両

右わり当

一 四百両 大又へえ 一 五十 白谷平 一 五百両 三町十二人

一 式百廿両 藤太夫 一 五十 藤九郎 一 百 東右衛門

一 百八十 磯源 一 五十 吉郎左衛門 一 百 新次郎

一 式百七十 市郎右衛門 一 五十 五郎右衛門 一 八十 市三郎

一 百 新蔵 一 百 庄左衛門 一 五十 与一右衛門

一 百 五郎左衛門 一 百 太次右衛門 内 九十老両 五月初

一 百 下村 一 百 勘左衛門 五十四両 六月納

一 百 西浜八人

(注) 何故か一貫して村方では無く、帯刀人名義の献金リストである。なお末尾の添書きは饗庭組の献

金予定と思われる(本件は「西矢田宮座年代記」には記録が無い)。饗庭又兵衛(大又へえ)の拠

出が目立っている。

当五月

殿様江戸表方御帰国可被成候所、今一年御勤被成候様御老中方

被 仰出、御暇不被下候段、御苦勞奉存且又去冬方当春村々凶作

御救米并拝借米等仕、百姓相続仕難有奉存、為御冥加

浅井郡ハ竹生嶋<sup>三</sup>一・七日御祈禱、北方廿四ヶ村ハ海津天神<sup>三</sup>御祈禱

当組七ヶ村白髭大明神<sup>三</sup>御祈禱、則七月廿四日方八朔マテ

八朔<sup>三</sup>組合老入ツ、社参

(注)「家譜附録(再掲)」天保五年四月朔日、於白書院縁類老中列座、水野越前守忠邦伝旨曰、不賜保

泰今年帰邑暇、且於其宅以書附達曰、可使保泰家臣等防御京師火災也、

なお八朔は陰曆八月朔日、田の実の祝日であったが、家康の江戸開府の祝日として重視された。

「一・七日」は「ひとなぬか」と読む。

(参考「累年記事」205)

天保五甲午年

同五年甲午年五月、御殿様江戸表方御帰国可被成候所

今一年御勤被成候様、御老中方被仰出、御暇不被

下候段、御苦勞御儀奉存、且又去巴冬方当春

村々難渋<sup>三</sup>付、御救米・拝借米等仕、百姓相続

仕難有奉存候<sup>三</sup>付、為御冥加、御武運長久

御祈申上度、浅井郡ハ竹生島<sup>三</sup>一・七日、北方ハ海津

天満宮<sup>三</sup>一・七日、当方ハ白髭大明神社頭<sup>三</sup>一・七日

御祈禱七月廿四日方八朔迄修行、満日<sup>三</sup>参詣

御札 献上

願文

奉於白髭大明神社頭

御領主

松平甲斐守様益御機嫌克、御壽算御延長

御武運御長久、御役儀首尾克被為遊

御勤、御願円満之旨一・七日之間祈所也

天保五甲午年八月

願主 三尾里村

太田村

霜降村

田井村

五十川村

下古賀村

梅原村

祈所社家

入江右近 印

右願文相添

御札箱入台<sup>三</sup>載 献上

八月三日

外<sup>三</sup>願書老通 御代官様

(参考「累年記事」206)

願文

奉於白髭大明神社頭

御領主

松平甲斐守様益御機嫌克、御壽算御延長

御武運御長久、御役儀首尾克被為遊

御勤、御願円満之旨一・七日之間祈所也

天保五甲午年

願主

八月

三尾里村

太田村

霜降村

田井村

五十川村

下古賀村

梅ヶ原村  
百姓中  
祈所社家  
入江右近 印

七月廿五日 殿様御登城披為遊候処、御上納金無  
御滞披為濟候<sup>二</sup>付、御懇之 上意之上、御鞍鐙  
御拝領被遊候  
右之趣、村中大小之百姓末々<sup>二</sup>至迄、悉可為申聞  
者也

午八月十一日 岡 祖右衛門  
渡 内蔵允

(注)「家譜附録 七月廿五日、於白書院縁類、老中列座頂戴鞍鐙、由往日獻金也水野越前守忠邦傳旨  
十二月十六日、補侍従、於白書院縁類、老中列座、大久保加賀守忠真傳旨……」  
幕府による、郡山藩年収の約半分(六十億円)に達する悪辣な恐喝である。因みに郡山藩の表高  
十五万石は江戸初期の藩主により二割五分水増されており、仮に四割の美質税率でも税収は六万  
石未満である。当時の米一石価格は概ね金一両であるから概算六万両となるが、ここから藩士の  
給米を支給するので、可処分所得はとも三万両には及ばない。

八月廿四日夜八ツ時御代官名倉健治殿急病<sup>二</sup>而  
死去被成候由、郷宿金屋より申来  
御送式ハ廿九日九ツ時、御悔申上御送り申候事

香儀金三朱此わり壹匁五分一リツ、  
東右衛門 太平治  
又兵衛 平左衛門  
新次郎 多右衛門  
与一右衛門 平五郎  
八人

外二村方香儀 金貳百疋 手前村方 兼勤ル

松井与一右衛門名代弥五郎殿  
其外六ヶ村同断<sup>二</sup>相勤之

(注) 東右衛門はこれら帯刀人と共に、村方代表(庄屋)としても参列している。  
三朱は(一両銀六十四匁五分として)銀十二匁九厘で、八人割一匁五分一厘。これは足立一族  
六名と饗庭・松井と思われる。村方金二百疋(金二分)は同じく銀三十二匁二分五厘である  
が、帯刀人連と村方の差が著しい。

以急廻状申達候、然<sup>著</sup>当五月御請有之候別段働金之  
儀、追々御入用之儀江戸表方申来ル旨、此度御国表方  
被仰遣候間、各方御請之分左之通  
金三百三十兩 内 百四拾五兩 五月・六月納  
残金百八拾五兩

内 六十匁兩 九月十七日迄納  
百貳十四兩 十月十四日上納

右之通兩月日限迄<sup>二</sup>被致調達、金高無間違当方<sup>江</sup>  
相納可被申候、尤右金子外夫々納方都合次第、大坂  
店<sup>江</sup>掛ケ入、江戸□□<sup>二</sup>相成候<sup>二</sup>付、乍御太儀出金之処  
無間違取計、各方之内被申合、為惣代老入当方<sup>江</sup>為  
御請、来ル七日迄<sup>二</sup>可被罷出候、右可申入如此候 以上

九月四日 海津役所  
足立東右衛門殿  
足立新次郎殿  
松井与一右衛門殿  
三尾里 日置市三郎<sup>江</sup>  
尚々急々順達之上、留り方可被返候 以上

(注) 本件は89に示された三万両の幕府献金に関するものであるが、これを海津手で五千両、その内  
高島郡で二千八百両を負担することとなり、五・六月に計千五百五十両を納付したが、おそらく  
饗庭組七ヶ村の帯刀人での負担金が三百三十両であり、五・六月に百四十五両(五月九十一両、

六月五十四両が付記されている)で、その残金百八十五両について、九月六十一両、十月百二十四両の納付を督促(確認)したものであろう。ただここで饗庭組最大の負担者である饗庭又兵衛の名が無いが、これは特に別便を出したのかも知れない。なおこの調達については一貫して村方では無く、帯刀人となっている。□□部分は「御送」の意味かと思われる。

急廻状を以申達候、然者名倉健治跡代り、御代官加役

今中幸右衛門<sup>江</sup>被 仰付候<sup>二</sup>付、可被得其意候、尤来ル十六日当方<sup>江</sup>

御着<sup>二</sup>而、翌十七日村々御引渡有之候間、各方<sup>二</sup>も相揃右

十七日<sup>三</sup>、無間違当役所<sup>江</sup>可被罷出候 以上

九月十日

海津役所

西浜 井関吉郎次 始 饗庭方帯刀人名当

92

右之通御触有之候得共、大津御出駕十四日小松宿御泊り相成候段

十四日夕海津方迎ひ人立寄、夜通し<sup>二</sup>三尾里村方人足遣し候

十五日川迄御迎<sup>二</sup>出、御中食当方<sup>二</sup>而差上、今津迄送り候也

午九月廿八日出御廻状 此度塚田太助・白井衛七郎 郡代並被

仰付候間、可被得其意者也 渡 内蔵允

岡 祖右衛門

(注) この塚田太助は郡山古文書クラブ発刊「和州郡山藩 幕末代官記録」の著者「塚田夫治太」の親類と思われる。因みに夫治太は文化七(1810)年に亡父平兵衛の跡目で、大小姓席御用金方出仕しており、当天保五(1834)年には馬廻席勘定奉行となっている。

九月廿四日休泊太田

同廿五日休 五十川

大通

渡部内蔵允 様

志村藤七 様

酒造三分二減 三分一造 御改

丸茂兵左衛門様

又十一月 御触、巳年以前之通三分一酒造

(注) 酒造規制は米の作柄によって見直されている。

此度名倉健治代り今中幸右衛門、其村々支配

御代官被 仰付候間、可被得其意者也

廻状郡山役所

御年五十三 保泰様

当十六日 殿様侍従被為蒙 仰候

右之趣村中大小之百姓末々至迄悉可為

申聞者也

午十二月廿二日 白 衛七郎

塚 太助

岡 祖右衛門

渡 内蔵允

右未正月朔日夕村方へ来拜見

(注) 「家譜附録(再)」。十二月十六日、補侍従、於白書院縁頼老中列座、大久保加賀守忠真伝旨

幕府も藩主の帰城を差し止めて三万両を脅し取つたら、今度は官職昇進とは恐れ入る……。

(参考) 「累年記事」(207)

同五年甲午年十二月十六日 御年五十三 保泰様

殿様侍従被為蒙 仰候

92 (続)

酒造三分二造 御改御役人 郡山ヨリ

小堀雄之丞様

天保六乙未年二月二日 小人目付 窪大助様

海津北ヨリ 川合竹蔵様



(93(97) 挿入 略

98

天保六乙未正月御年礼七日

(注) 天保六乙未(1835)年。

村方兼 多右衛門

平五郎 勤

当年饗庭組帯刀人八人

献上并包物此方二而拵

御代官今中幸右衛門様 目録台ハ金屋二而調

六匁尅分

三手代衆

四匁八分ツ、

書役 壹朱ツ、

見習鶴藏様 貳匁五分

同心 貳匁 三匁五分郷宿祝義

御門 貳匁 貳百文 同下女

(注) 代官并手代が銀で、書役が手代と然程変わらない額の「金」となっている。

また見習に「様」を付けるのは異例である(特殊な身分か・・・理由不明)。

以廻状申達候、然著 旧臘

殿様被為遊 御任官候二付、為御祝儀

御酒・御吸物被下置候間、各方来ル廿四日朝五ツ時、麻

上下着当御役所江罷出、頂戴可被致、尤此度之

義著 格段之御昇進二付、何れも無不躰被罷出

頂戴可被致候、右可申入如斯候 以上

二月十七日 今中幸右衛門

足立東右衛門 始

外十一人江 十九日拝見

右二付差上もの

乍恐奉申上候

殿様結構被為蒙

仰、恐悦至極奉存候、依之為御祝儀金三百疋献上仕度奉存候

間、此段宜御執成被 仰上可被成下候 以上

99 (挿入)

乍恐奉申上候

殿様結構被為蒙

仰、恐悦至極奉存候、依之

為御祝儀金何疋献上

仕度奉存候間、此段宜

御執成被仰上可被成下候 以上

江州——村

天保——二月

御代官様

奉存候、依之為御冥加

100 (挿入)

献上

金何疋

高嶋郡五十川村

足——

天保六未年二月 江州高嶋郡五十川村

御代官様 足立東右衛門

足立平五郎

献上

外ハ南と西と一枚ニして納

金三百疋

金老両 目録同断

太田も平左衛門殿、新次郎殿

高嶋郡五十川村

金老両同断 一枚ニして

足立東右衛門

同せかれ

足立平五郎

右之通「拵へ、打へぎ」のせ差上候也

当方四人 太田新次郎殿

南 浅井六人 同席ニテ

御酒・御吸物頂戴、八ツ時相勤夕方帰村

一 為御祝御領分

海津手へ 銀拾枚被下候由<sup>二</sup>而、此わり当村へ銀五匁被下之

(注)海津手に銀(丁銀)十枚、丁銀一枚は銀十両(銀四十三匁)であるから、十枚で銀四百三十匁となる。この五十川村割が銀五匁・・・基準不詳。

村方ハ海津手両郡合銀百貫目献上

当村分式<sup>レ</sup>五百九拾匁六分五厘掛る 村高石<sup>三</sup>三匁四分六り五毛八才

三月朔日海津納

(注)五十川村高七百四十七石四斗九升で石当三匁四分六厘五毛八系では、二貫五百九十匁六分五厘

同海津両郡総石高二万八千八百五十三石で同右では、百貫目(約三億円)

右為称美、酒料被下之、村方へ鏝拾貳貫九百文被下之

四月十二日、内 貳貫九百文酒ノ代<sup>三</sup>引

拾貫文高割<sup>三</sup>成 此わり手前持高へ六百三十六文頂戴

(注)なお、五十川村には別に鏝十二貫九百文が下されているが、これは概ね銀百三十匁に当たる。

このうち二貫九百文(約銀三十匁で概ね九万匁)を酒代とし、残十貫文は高割で支給。東右衛門家に六百三十六文が配分されているので、当家の持高は約四十石強となる。

同 覚

一 御扇子貳対

足立東右衛門

足立平五郎

右為御称被下之

未四月 今中幸右衛門 判

(参考「累年記事」207)

右<sup>二</sup>付銘々恐悦、御祝儀献上可致御内意被仰聞

海津手より差上候書付

海津御代官今中幸右衛門様

乍恐

一 銀百貫目

右者旧臘

殿様結構被為蒙

仰、恐悦至極奉存候、依之為御祝義、乍聊書面

之通奉献上度候、宜御執成被 仰上被成下候

様、奉願上候 以上

天保六未年二月

江州高嶋郡 村々庄屋 印

同 浅井郡 村々庄屋 印

右割合 当村分 村高石<sup>三</sup>三匁四分六り五毛八才掛り

銀式<sup>レ</sup>五百九拾匁六分五厘

未二月廿四日、於 御役所御酒・御吸物被下之、此方御祝義金三百疋献上

右為御祝、先達<sup>而</sup>御領分中へ

御上様より被下之候由、海津手<sup>江</sup>銀拾枚被下之

此わり当村へ銀五匁被下

猶又村方御祝義献上<sup>三</sup>付

為称美御酒料被下之、当村へ鏝拾貳貫九百文被下之

其外帯刀人銘々献納金、各差別有

寺社銘々

御扇子式本ツ、被下之

101 (続)

以廻状申達候、然<sup>著</sup>其許共去年御臨時働金

七ヶ年半御返済之積<sup>二</sup>而御借入<sup>二</sup>相成、則去十二月

102

老ヶ年割御元入有之候残金之分、此度元利御返済<sup>二</sup>

相成候間、銘々印形<sup>并</sup>証文持参、両三日之内申合

両人右金子為請取、可罷出候 以上

四月廿四日 今中幸右衛門 印

同廿五日拝見 足立東右衛門殿

足立新次郎殿

日置市三郎殿

下古賀村庄屋

年寄

尚々此廻状無遅滞早々順達

留り村方可相返候 以上

(注) 去年は天保五卯年と思われるが、その臨時働金は灰屋等からの藩の借財を、天保三辰年に肩代

わりし天保八酉年まで年々返済を受けるべき約定であったが、今般それを繰り上げ一括返済するという事の様だが、詳細は良く分からない。なお下古賀は従来帯刀人松井が名を連ねていたが、

本件は「庄屋・年寄」となっており、日置市三郎が「殿」となっているが、104では敬称抜きになっている。

六月二日、扇子式対幸便<sup>二</sup>来ル

同日、石庭村庄屋野崎源左衛門、帯刀名字御免披露半切百枚来ル

(注) 従来、石庭には野崎善兵衛がいたが、その跡目か。「幸便」は「態便」の対で、ついで便のこと。

当三月、京都調達銀集、十二・十三日会日

三月十一日京着之積出京可致申来、上京三月六日立同廿六日帰村

八月同断十二日・十三日会日

十一日京着之積上京可致、八月六日申来

同十日出立廿九日帰宅

九月三日、御毛見御昼休、同七日大通休 渡部内蔵允様

志村藤七様

天保七申年

(注) 天保七丙申(1836)年

正月七日御年礼包物 献上御扇子七箱 足立東右衛門 不参

同 太平次 //

饗庭又兵衛 //

足立新次郎

同 多右衛門

松井与一右衛門 不参

足立平五郎

此わり老人分六匁八厘ツ、

乍恐以書付御断奉申上候

一 当申年年始御祝儀、先例之通参上仕可奉申上旨被 仰聞、難有

奉畏候、然処私義旧冬より風邪<sup>二</sup>罷有候<sup>二</sup>付、不参仕候  
此段乍恐書付を以御断奉申上候 以上

天保七年申年正月

一 正月十一日、若御前様御男子御安産

兵部様<sup>与</sup>奉唱候、依之兵之字ヒヤウと唱候名前可改

(注) 兵部公 二歳夭折(保興正室島津重豪娘淑子長男)

春岸院殿碧水照空大童子 天保八丁酉年三月十二日 正寛山 月桂寺

103

以書付申達候、然<sup>者</sup>京都調達銀集、当春会来ル十六日

十七日兩日<sup>二</sup>相勤候<sup>二</sup>付、其許毎々乍御太儀、同十四日京着

之積出京可被致候様存候、右可申入如斯御座候 以上

二月六日 今中幸右衛門

右同七日拝見

以書付申達候、然<sup>者</sup>当夏

殿様御帰国被遊候儀<sup>二</sup>付、相尋度儀有之間

帯刀人中為惣代、其許此差紙着次第、当方<sup>江</sup>

可被罷候、猶委細<sup>者</sup>其砌可申談候 以上

二月八日 今中

右九日昼後拝見、十日早朝方海津行

訳ハ此度甲州路方中山道<sup>二</sup>御通行可被遊候間、柏原宿へ

御出迎申候哉、大津へ出候哉と被仰候故、何れ<sup>二</sup>ても宜敷候

得共、私共勝手ハ先例通大津表宜敷と申上候

則関東表へ御窺被成候御書付<sup>二</sup>、印形仕候事

(注) 甲州路<sup>二</sup> 江戸<sup>一</sup>八王子<sup>一</sup>小仏<sup>一</sup>甲府<sup>一</sup>下諏訪<sup>一</sup>で中山道に合流。

を選んだのは、甲府にある藩祖吉保の墓所詣のためかと思われる。

中山道<sup>二</sup> 柏原<sup>一</sup>醒ヶ井<sup>一</sup>番場<sup>一</sup>鳥居本<sup>一</sup>高宮<sup>一</sup>愛知川<sup>一</sup>武佐<sup>一</sup>守山<sup>一</sup>草津<sup>一</sup>大津  
柏原(米原市)は関ヶ原の西にあり、ここから近江国で郡山藩領でも有るが、近江八幡(金堂代  
官所)からもかなり遠く、出迎の地としては不適と考えたもの。

乍恐以書付奉申上候

殿様倍々御結構被為蒙 仰被遊、恐悦至極奉存上候

依之為御祝銘々出情献納物等被致候様、承候得共、私義

近来不勝手<sup>二</sup>付、何事も不任心底罷在候故、為御冥加之

於 白鬚大明神之神前、乍恐 御武運長久

御壽算延長之御祈祷相頼<sup>ミ</sup>申候所、社人より

御札差上候様申候<sup>二</sup>付、前以右之段御窺も不奉申上、此度

押<sup>而</sup>右御札持参仕候段、御高免被成下、何卒御受納被

遊被下候ハ、如何計難有仕合奉存候、右之段御願奉申上候 以上

天保七申年三月

104

以急廻状申達候、然<sup>者</sup>此節御代官御国表<sup>江</sup>伺御用<sup>二</sup>付

御越被成候処、彼地<sup>二</sup>而御談有之候御用向、此度右御代官方

被仰越候儀<sup>二</sup>付、申談度儀有之候之間、来ル廿八日乍

御太儀各方、当 御役所<sup>江</sup>可被罷出候、尤名代

<sup>二</sup>而<sup>者</sup>難相分次第<sup>二</sup>有之間、萬一名前之内少々不快

たり共、押<sup>而</sup>可被罷出候、且此砌他行等有之候ハ、急々

被招呼、本人相揃被罷出候之様致度存候、猶委細<sup>者</sup>

其節可及談合候、右可申入如斯候 以上

三月廿五日 海津役所

足立東右衛門殿

同 太右衛門殿

饗庭又兵衛殿

足立新次郎殿

日置市三郎<sup>江</sup>

尚々此廻状次第不日<sup>二</sup>有之候得共、程

克急々順達之上、留り之者方可被

相返候 以上

右同廿六日午時御役所方態<sup>与</sup>飛脚到来、則御請取差上申候事

廿八日海津行夕方郷宿<sup>二</sup>、御支配中御出座御演舌ノ訳

此度若殿様御舍弟、元之助様肥前唐津城主

小笠原主殿頭様へ御養子被為成候<sup>二</sup>付、御入用金

壹萬五千兩ノ内

三千五百兩 金堂手

貳千五百兩 海津手

訳 九百廿五兩 浅井 三分七厘割

千五百七十五兩 高嶋 六分三厘割

酉年方五ヶ年賦元利

御返済

(注) 藩主の座の買取資金一万五千兩の四割となる六千兩を北近江領で負担しており、近江が郡山藩の金蔓となっていたことが分かる(「西矢田宮座年代記」には何の記録もない)。それにしても天保五年の公儀献金三万兩に続く一万五千兩であり、この二件で郡山藩総収入約六万兩の可処分所得の殆どが吹っ飛ぶが、これでは藩財政が持つはずがない。まさに借金地獄である。

(参考) 「累年記事」208

天保七丙申三月廿八日御演舌

此度御次男元之助様、肥前唐津城主小笠原主殿頭様へ

御養子、御入用金御頼割<sup>二</sup>付

三千五百兩 金堂手

貳千五百兩 海津手

内三分七厘 浅井郡 九百廿五兩

六分三厘 高嶋 千五百七十五

(注) 唐津六万石藩主小笠原長和、文政四(1821)年〜天保十一(1840)年。  
郡山藩主柳沢保泰の九男。官位は従五位下佐渡守。幼名元之助。先代の唐津藩主小笠原長会の養

子となり、長会の死去により跡を継いだ。天保の大飢饉により領内で大飢饉が起こり、その救済に尽力したが、家臣に不逞な輩がいたことが原因で、天保十年に領内で一揆が起こった。これを鎮めるために尽力していた翌年十月失意のうちに二十歳で死去した。郡山藩は一万五千兩もの持参金で藩主の座を手に入れたが、僅か四年で後継者を保つことも出来なかった。なお唐津藩は封建領主制度破綻の典型的な例で、棚倉から転封の初代長昌には嫡子長行が居たが幼児であるとして庄内藩酒井忠徳六男の長泰、長泰の次に一族旗本から長会、次に郡山藩保泰九男の長和、次に松本藩松平光庸長男の長国、次に藩内抗争の結果長昌嫡子の長行が廿九歳で長国嫡子となり、四十歳で嗣子のまま老中として長州戦争小倉口の総指揮官となり惨敗した。主従の恩顧奉公等は有り得べくもない酷い藩主座の大売り出しである。

104 (続)

借用申金子之事

一金七拾兩也 但利足月六朱

訳 三十五兩 四月上納

三十兩 五月上納

右者当申年働金調達被相納請取之候、然ル上返済之儀<sup>者</sup>、当申暮方来ル子年迄五ヶ年<sup>二</sup>割合、元金返済可申候、尤利金者其年之元金<sup>二</sup>応シ是又相渡し可申候、為後証仍如件

(注) 明確なことは分からないが、働金の調達のための借金であろうか。なお月六朱の金利については、54「累年記事」199(注)参照願うが、月六朱は年利7・2%である。

105 (挿入)

覚

一 壹万五千兩 被仰出

内 三千五百兩 金堂手

一 貳千五百兩 海津手

内 九百貳拾五兩 浅井手

三分七厘割

六分三厘割

千五百七拾五兩 高嶋手

訳

七十兩 五十川式人

四十兩 太田

三十五兩 三尾里

百兩 知内 市郎右衛門

三十兩 深清水 勘左衛門

〃 新保 孫左衛門

五十兩 蛭口 庄左衛門

〃 沢

廿兩 石庭 源左衛門

四拾兩 寺久保 吉郎右衛門

百貳拾兩 西浜村

百六拾兩 中小路町

百八拾兩 中村丁

貳百兩 東町

106 (挿入)

百九十兩 谷組

四百三十兩 貳百廿 大又

百廿 酒藤

九十 磯源

(注) 合計が十兩相違するが、海津手高島郡 千五百七十五兩の出資者明細(殆どは帯刀人)である、

なお苗字省略者は次の帯刀人と思われる。

知内中川市郎右衛門・深清水藤原勘左衛門・新保黒川孫左衛門・蛭口松村庄左衛門・石庭野崎源左衛門・寺久保黒川吉郎右衛門・大又饗庭(大黒屋)又兵衛・酒屋角野藤太夫・磯野源兵衛

高嶋郡惣代

大村五郎左衛門

足立東右衛門

足立新次郎

中川市郎右衛門

庄屋長次郎

浅井郡惣代

大浜太郎兵衛

中川仁右衛門

平塚善四郎

天保七丙申三月廿八日夕

御演舌

右者此度

御次男元之助様

肥前唐津城主

小笠原主殿頭様へ御養子

御入用御頼ミニ付割付

但半金 四月十日 納

〃 五月五日 納

107

天保七甲申四月

今中幸右衛門

足立東右衛門殿

足立太右衛門殿

急廻状を以申達候、然者 殿様御儀一昨年

御転任被為遊候段、格別之恐悦之御儀ニ付、当夏

御帰国被為遊候砌、大津駅 御止宿ニ付、御省略中<sub>二</sub>者候

得共、右駅<sub>江</sub>各方罷出 御通行之節御出迎

御機嫌御伺申上、猶又於御本陣 御目見被  
 仰付被下置候様、銘々組合惣代連印を以、願書  
 被差出候<sup>二</sup>付、則其節外伺御用<sup>二</sup>付、御国表<sup>江</sup>  
 罷出申上置候処 御目通り罷出候儀者御聞濟  
 有之候段、此砌江戸表方申来候得共、此度之儀者  
 御帰国之砌、甲州恵林寺<sup>江</sup>御参詣之上、木曾路方中  
 山道筋御通行被為遊候得者、右中山道筋之内  
 柏原駅・醒井駅之儀、御領分之儀<sup>二</sup>付、右両駅之内<sup>江</sup>  
 罷出 御目通り仕儀御聞濟<sup>二</sup>付、柏原駅  
 御止宿<sup>江</sup>罷出候之様、当手之儀者手合致候之  
 間、各方<sup>二</sup>も大津駅<sup>者</sup>止メ<sup>二</sup>相成、柏原駅<sup>江</sup>被罷出候  
 様致度候、将又各方之内病気差合、又者遠足  
 等難相成銘々も可有之義<sup>二</sup>付、此儀も前以取究  
 置度存候得者、別紙名前帳壱冊指遣候<sup>二</sup>付、差  
 合之銘々<sup>者</sup>、各右帳面<sup>二</sup>病気差支<sup>二</sup>而、不参之次第  
 相記可被差贈候、尤差掛り病気之次第<sup>二</sup>而差支<sup>二</sup>  
 相成候儀<sup>二</sup>付、若不明之病気<sup>二</sup>候得者、病気取究<sup>一</sup>  
 其段相記可被置候、江戸表 御発駕<sup>并</sup>柏原駅  
 御止宿御日限之儀者、尔今 御沙汰無之候得者、  
 追<sup>而</sup>江戸表方御沙汰次第、急廻状を以相触候間  
 其節申入候得ハ、銘々麻上下持参、右日限<sup>二</sup>柏原駅  
<sup>江</sup>可被罷出候、尤役所方も自分<sup>并</sup>手代之内、罷出候  
 儀<sup>二</sup>付、是亦兼<sup>而</sup>可被相心得候、右可申入如斯候 以上  
 五月廿五日 今中幸右衛門  
 右廿六日拝見  
 —— 足立東右衛門殿 五十川 松井与一右衛門殿 古賀  
 〃 太平次殿 五十川 松村庄左衛門殿 蛭口  
 饗庭又兵衛殿 霜降 井関紋輔殿 西浜

井関吉郎次殿 西浜 中川市郎右衛門殿 知内  
 足立新次郎殿 太田 平山太右衛門殿 新保  
 〃 太右衛門殿 五十川 足立平五郎殿 五十川  
 (注) 文化十一(1814)年以後儉約のため、43伊賀路を利用するので大津出迎停止の決定があ  
 ったが、今回は転任(保泰侍從叙任)祝儀のため出迎を願ったところ、今回は藩祖吉保の甲府墓  
 所(乾徳山恵林寺)参詣のため、甲府路から中山道を経ての帰郡となるため柏原止宿となるの  
 で、出迎希望者は自身の体力を考慮して記帳することを求めたものである。

## 別紙帳面

右名前之内病気差支<sup>二</sup>而、難罷出銘々<sup>者</sup>、名前之上<sup>江</sup>

其旨相記可被申候、 以上

私義此節足痛<sup>二</sup>て遠路歩行仕兼候<sup>二</sup>付不参仕候、乍恐宜

御執成奉願上候 以上 足立東右衛門 印

外 井関吉郎次 同汶輔 太平次 同断

五月廿九日明六ツ時前、熊与飛脚到来式人

尚々本文柏原宿<sup>江</sup>被罷出候儀者、右宿方

吉村佐八郎<sup>与</sup>申者方へ向ヶ被罷出申べく候 以上

以急廻状申達候、然<sup>者</sup>此間相触候

殿様弥来ル朔日、柏原宿 御止宿<sup>二</sup>而、御

御通行被為遊候之段、金堂役所方申越候間

其許方無差支、弥右 御通行之節、柏原

## 109

宿<sup>江</sup>被罷出候儀有之候ハ、来ル晦日迄<sup>二</sup>右宿<sup>江</sup>

無間違可被罷出候、尤病気又<sup>者</sup>無抛差支

等<sup>二</sup>而、不参之者有之候得者、銘々名前之下<sup>江</sup>

付紙<sup>二</sup>而、断書相記可被申候、右可申入如斯候 以上

五月廿八日 今中幸右衛門 判

足立東右衛門

太平次

饗庭又兵衛

足立新次郎

〃 多右衛門

〃 与一右衛門

平五郎

当申年夏中雨天<sup>二</sup>、湖水大込前代未聞之事

八月十三日夕方大風<sup>二</sup>、稻大損し実不入、志賀高嶋山寄セノ村大<sup>二</sup>凶作也

依之村方金子入用<sup>二</sup>付、京都方借用証文之写

(注) 天保七申年は長雨出水により、全国的に大飢饉で一時米価が二百匁を付けた。

借用申金子之事

一 金二百五拾両也 但利年一割

右<sup>者</sup>当年大凶作<sup>二</sup>、村方一統来酉年飯米手当無御座

難洪仕候<sup>二</sup>付、御地頭様御年貢米致買納、飯米手当

仕候処右代銀差支、致方無之候<sup>二</sup>付、無抛御願申上候

所、早速御承知被成下、右之金高槪<sup>二</sup>借用仕候処実正也

御返済之儀者、来酉年霜月切<sup>二</sup>、元利急度相立て可申候

右<sup>二</sup>付小百姓之者<sup>者</sup>、所持之田地為質物、庄屋・年寄・組頭

方へ取置候間、万一反済都合難出来候共、貴公様へハ印

形人之者共引受、右田地を以無相違都合、返済可申上候

為後日連名請印証文仍<sup>而</sup>如件

庄屋藤兵衛

年寄伝兵衛

天保七丙申年十一月

組頭足立多次右衛門

〃 足立東右衛門

外<sup>二</sup>五十兩京升安口入返済 〃 足立太平次

式百兩太田口入酉十月返済 〃 半右衛門

〃 善次

〃 丹藏

(注) あれだけ献金等で経済力を示した五十川村が、凶作で年貢米を買い入れて納める必要があるとして、二百五十両を借り入れているが、おそらく敢えて他所から借入れる方策を取ったものと思われる。

110

天保八酉年正月御年礼七日

(注) 天保八丁酉(1837)年

乍恐以書付御断奉申上候

一 当酉年年始御祝儀、先例之通参上仕可奉申上旨、被

仰聞難有奉畏候、然ル処私義此節足痛<sup>二</sup>歩行

難仕罷在候<sup>二</sup>付不参仕候、乍恐此段書付を以御断奉

申上候 以上 足立東右衛門

天保八酉年正月

御代官様

(注) この年春に大塩平八郎の決起があり、郡山藩も倉銀峠に出兵待機させている。

「家譜附録」天保八年丁酉二月廿六日、水野越前守忠邦以書付伝旨曰、於大坂地有結党用火器以乱妨市中者、速出人数可補之、且臨事可出馬、(時保泰在郡山)江府家臣等、以急使注進其事、前是同十九日朝、大坂市中失火既而火勢盛、往々逼于御城、使家臣出人数于倉峠……

乍恐以書付奉願上候

一 去春も御願奉申上候通、為御冥加之於白鬚大明神之神前

乍恐 御上様御武運長久・御壽算延長之御祈禱相頼

申候所、右社人より御札差越候<sup>二</sup>付、去春同様<sup>二</sup>奉差

上度候、乍恐御受納被為遊被下候ハ、難有仕合奉存候



右御願奉申上候 以上

足立東右衛門

天保八酉年二月 右廿六日御札共持参

御代官様

廻状を以申達候、然者申談度儀有之候間、明七日当

御役所へ可被罷出候、右可申入如此候 以上

三月六日

今中幸右衛門 印

足立東右衛門殿

〃 太右衛門殿

〃 新次郎殿

以書付申達候、然者此度 御上調達銀之儀<sup>二</sup>付、足立新次郎・足立

太右衛門登京致候処、尔今帰村無之哉、何卒調不調之義否承知之上

早々御国表<sup>江</sup>御伺申上度<sup>二</sup>付、帰村次第当方<sup>江</sup>被罷出候様、可被取計候

右

111・112

可申入如此候 以上

今中幸右衛門

三月十七日

(注) 本件は極めて奇妙な文意で、代官と帯刀人に何らかの不調和を感じるが、或いは前年凶作時の

取立てに関する不満の意志表示か。

猶々京都表御講会之儀、当月廿三日・四日両日<sup>二</sup>相勤候<sup>二</sup>付、乍御太儀

其許儀同廿二日着之様、出京被致候様致度存候 以上

右廿日立<sup>二</sup>登京廿一日四ツ時京着、海津方岡田良兵衛様出役

(注) 岡田は文政九(1826)年赴任の書役である。

以廻状申達候、然者<sup>著</sup>当月働金、各方<sup>二</sup>金百両調達之義

御請披申置候処、御都合<sup>二</sup>付、来月御借入之儀申来候間

此段承知之上、来月中旬調達被致候様致度候、右可

申入如此候 以上

今中

四月十二日

足立東右衛門殿

〃 太右衛門殿

128 (附紙)

一 先達<sup>而</sup>被 仰聞候当月調達金之儀

私共五十金ツ、調達仕候様被仰聞奉

畏御請奉申上候、然ル所当年之年柄<sup>二</sup>付、私

義甚不廻り<sup>二</sup>此節調ひ兼、難<sup>二</sup>罷在候

何卒御繰替被成下候義も御出来候<sup>者</sup>、減少

之義、御願奉申上度候、一旦御請申上候義

故、甚以恐入候義<sup>二</sup>御座候得共、不得止事奉

と思召

願上候、相成候義<sup>二</sup>御座候<sup>者</sup>、御憐愍を以

減少被成下候ハ、誠以難有仕合奉存候

右之段乍恐各様迄奉願上候、且執成

被遊被下候様、奉願上候 以上

西四月十三日

高橋

那須

岡田

(注) この附紙は、錯簡しているので、番号はそのまま、挿入位置を変更した。

(付紙)

京御留主居 今立六郎

番頭御年寄 藪田熊之允 十九才

天保八酉年四月 月番

九月廿七日

御毛見大通御休 岡野祖右衛門様・塚 夫治太様

(注) 塚 夫治太については929月二十八日(注) 参照。この時は「勘定奉行」である。

天保九戌年正月七日御年札

(注) 天保九戌戌(1838)年

多右衛門相勤 六日立<sup>二</sup>而、村方同道舟<sup>二</sup>而

浅井同席之由 八日夕方帰村

八日立<sup>二</sup>而

乍恐以書付御断奉申上候

平五郎ハ愛宕山代参<sup>二</sup>付不参

一 当戌年年始御祝義、先例之通参上仕可奉申上旨、被

仰聞難有奉畏候、然ル処私義旧冬方足痛<sup>二</sup>而遠路歩行

難仕候<sup>二</sup>付無抛不参仕候、此段乍恐書付を以御断

奉申上候 以上

天保九年戌正月

御代官様

113

乍恐以書付奉願上候

昨年

一 去春も 御願奉申上候通、為御冥加之、於白鬚大明神之神前

乍恐 御上様御武運長久・御壽算延長之御祈禱

相頼申候所、右社人より御札差越候<sup>二</sup>付、奉差上度候、乍恐

御受納被被為遊、宜敷御執成被成下候ハ、難有仕合

奉存候、右御願奉申上候 以上

天保九戌年二月

御代官様

二月廿五日白鬚大明神御祈禱御札持参旁

乍序隠居願ひ書付を以、内々高橋氏へ申談候所

隠居願之義ハ、無用ノ事可有御座、此俟<sup>二</sup>而随意<sup>二</sup>相勤候様

厚く被仰聞候間、願書持帰り候事

(注) 手代 高橋彦次郎からの助言により隠居願は提出せず。

以廻状申達候、然者各方<sup>江</sup>申談儀有之間、当

御役所<sup>江</sup>召呼可申談処、幸 御用向<sup>二</sup>付、手代岡田良兵衛

明八日五十川村<sup>江</sup>差出候間、委細之義<sup>者</sup>同人方可申談<sup>二</sup>付、右

村役宅<sup>江</sup>夕七ツ時迄<sup>二</sup>可被罷出候、右可申入如斯候 以上

四月七日

今中

足立東右衛門殿

新次郎殿

太右衛門殿

同十五日御巡見様へ御馳走出役之事也

(注) 本件用務は十五日の巡見接待用務の依頼であるが、そのために海津へ呼付けらるべきところ、岡田

が五十川に行く機会があるので、村役宅に来るようとのことであるが、全体的に権柄づくの感が

ある。

以廻状申達候、然者<sup>江</sup>江戸表より被申越候<sup>二</sup>ハ、此度西丸

炎上<sup>二</sup>付、御臨時御入用金之儀、当手<sup>二</sup>おゐて金四千両

程臨時調達取計候様、御国表御用金方<sup>ハ</sup>被仰

遣候<sup>二</sup>付、談合<sup>二</sup>およひ度儀有之間、来ル十六・七日之

内、乍御太儀当方<sup>江</sup>可被罷出候様致度存候、右可申入

如斯候 以上

今中

四月十三日

114

足立東右衛門殿

饗庭又兵衛殿

右同人支配人可罷出事

足立新次郎殿

〃 太右衛門殿

日置市三郎殿 尚々此廻状早々順達留り之方々

可相返候 以上

(参考「累年記事」208)

同年三月十日 西丸失火<sup>二</sup>付、御見舞御入用金

海津手<sup>三</sup>而四千兩調達、内 千六百兩 浅井郡

式千四百兩 高嶋郡 引受調達

四月十六日割合

(注)「家譜附録」三月十日朝、西丸御城中失火、保泰因病、名代保興率人数到詰場……

四月三日、於白書院縁類、井伊掃部頭直亮<sup>并</sup>老中列座、脇坂中務大輔……伝命曰、由西丸御

城御普請、窃願献金之旨達上聞乃許願、命奉献三万金之事給、可被加御普請御用也

114 (続)

右<sup>二</sup>付四月十六日昼後方太右衛門海津行

訳 四千兩 内 千六百兩 浅井郡

式千四百兩 高嶋郡

此割 六百五十兩 海津三町

六百兩 饗庭組

五百三十 水所組

二百五十 谷組

式百廿 山方組

百五十

六百兩 饗庭組

わり 百九十 霜ふり

百四十五 五十川

同五月 百十 太田

上納 七十五 三尾里

五十五 田井

十 下古賀

十五 梅原

(注) 前回三万兩(高島郡二千八百兩)の恐喝においては大又(霜降)が四百兩と大口であったが、今回の二千四百兩では百九十兩と大幅に減少している。江戸大又も火災被害を受けたか。

天保九戌年

四月十四日御巡見、大溝御立<sup>三</sup>而今津休、海津御泊り

十五日 同 海津御立 今津休、朽木御泊り

右<sup>二</sup>付十四日八ツ時より深清水村<sup>江</sup>出役

十五日朝同村北ノ入口<sup>二</sup>而御機嫌窺 黒縮緬羽織<sup>三</sup>野袴着

木下内記様 御取次 最上十五郎様

石尾織部様 同 高井作衛門様

筧 新太郎様 同 菊田忠司 様

右出役相勤<sup>二</sup>付

覚

銀老両 足立東右衛門

右者御巡見御通行之砌、罷出相勤候<sup>二</sup>付

為御賞被下之 今中幸右衛門 □

戊六月

(参考「累年記事」208)

天保九戌四月十四日今津休、海津泊、十五日今津休、朽木泊

御巡見 二千石 木下内記様 御用人 佐田直右衛門

二千五百石 石尾織部様 同 村田友之輔

千五百石 筧新太郎様 同 福井喜平次

同 菊田武右衛門 中山泰輔

右十五朝、海津御立ノ節

沢村 足立多右衛門 出役  
 新保村 同 新次郎 出役  
 深清水村 々 東右衛門 出役

114 (続)

急廻状

急廻状を以申達候、然者御出郡御代官方被仰越候

急御用之儀<sup>二</sup>付、申談度儀有之間、今日中<sup>二</sup>

乍御太儀、当 御役所<sup>江</sup>可被罷出候、尚委細<sup>者</sup>

其節可申談候、右可申入如此候 以上 役所

五月十一日 足立東右衛門殿

々 新次郎殿

三尾里村 日置市三郎殿

115

右十一日八ツ時方新次郎・市三郎・平五郎、海津へ参上候所、此度

殿様御病氣<sup>二</sup>被為有候<sup>二</sup>付、役所始銘々村々白鬚大明神<sup>江</sup>

参詣仕、御祈祷相頼可申間、此段相心得可申被仰候<sup>二</sup>付、則翌早朝

市三郎・平五郎白鬚へ参上、社司へ此段相願候処、即刻取掛り

当十二日方一・七日御祈祷

当村<sup>二</sup>八十二日夕方千文祓御百燈祈念

十四日 参詣 海津方川合・高橋参詣

十五日 雨降

十七日 御札到来

願文

殿様御儀、被為有御不例候段、奉恐入為

御病氣御本快、於当

白鬚大明神社頭一・七日之間、抽丹精御祈

奉申上候、依之御祈祷御札奉差上候 以上

願主——

天保九戌年五月

社司 入江右近 印

右之通 今中幸右衛門殿一枚 御支配・書役中一枚

帯刀人廿一人一枚 三十一村 杓杖

外二社司入江氏一枚 御札五枚

(参考「累年記事」208)

同五月十一日八ツ時、急御召<sup>二</sup>付海津行

殿様御病氣<sup>二</sup>被為有候<sup>二</sup>付、役所始銘々村々白鬚大明神<sup>江</sup>参

詣仕、御祈祷相頼<sup>ミ</sup>可申間、此段相心得可申被仰候<sup>二</sup>付、則翌

早朝白鬚へ参上、社司へ此段相願候所、即刻取掛り当十二日

方一・七日御祈祷、当村<sup>二</sup>八十二日夕より宮様<sup>二</sup>御百燈千文祓祈念

十四日参詣 川合作左衛門・高橋鶴藏 十五日北方帯刀人村々参詣

十七日御札 願文

殿様御儀、被為有御不例候段、奉恐入為 御病氣御本快

於当 白鬚大明神社頭一・七日之間、抽丹誠御祈奉申上候

依之御祈祷御札奉差上候 以上 願主——

天保九戌年五月 社司 入江右近 印

(同 209)

右之通御代官今中氏一枚 同御支配三人・書役二人一枚

見習高橋杓人

帯刀人廿一人一枚 三十一ヶ村より 一枚

外二社司方一枚 都合五枚各箱入

右御札 今中氏方式百疋 高橋彦次郎 川合作左衛門

那須宗平 羽岡凌右衛門 方三百疋

岡田良兵衛 高橋鶴藏

帯刀人廿一人方三百疋 三十ヶヶ村方金三百

(注) 合計五兩一分で、ほぼ百万円の出費である。村方三兩は過大のように思う。

外二茶料 百疋 外二茶料

115 (続)

十七日海津方御使、此度御札献上三付、惣代として願書可差上三付

乍恐書付を以御願奉申上候

一 殿様御儀於江戸表、被為入御太病候段、承知仕奉恐候、依之被為遊 御平癒候様、当国白鬚大明神於社前、乍恐御祈願之儀相頼候二付、右御札壹枚奉献納度奉存候間、何卒此段御聞濟御座候様、宜御執成被仰上被成下度、奉願上候 以上

江州高嶋郡村々

大庄屋格帯刀人廿式人

天保九戌年五月

惣代 大村五郎左衛門

小荒路村

角野藤太夫

中小路丁

松井又兵衛

東町

足立東右衛門

五十川村

中川市郎右衛門

知内村

野崎源左衛門

石庭村

御代官様

右印形いたし遣候

116

右御折袴御札

一金貳百疋 今中氏

一〃三百疋 高橋彦次郎様 一金三百疋

大村五郎左衛門

小荒路村

足立東右衛門

五十川村

那須宗平殿

〃 太平次

五十川村

岡田良兵衛殿

角野藤右衛門

中小路丁

川合作左衛門殿

饗庭又兵衛

霜降村

羽岡凌右衛門殿

井関吉郎次

西浜村

高橋鶴藏殿

角野藤太夫

中小路丁

一金三兩 三十一ヶ村

外二御茶料 村方

御茶料 百疋 帯刀廿一人

老人分式匆九分八り壹毛ツ、

右十八日満願日

伊丹易左衛門

石庭村

足立新次郎

大田村

足立多右衛門

五十川村

松井与一右衛門

下古賀村

松村庄左衛門

蛭口村

井関汶助

西浜村

黒川吉郎左衛門

寺久保村

松井又兵衛

東町

中川市郎右衛門

知内村

粟津新蔵

山中村

沢田太右衛門

上開田

水口作兵衛

森西村

足立平五郎

五十川村

野崎源左衛門

石庭村

磯野源兵衛

東町

(注) 帯刀人人数は二十二人(一名多い)、二匆九分八厘一毛で二十一人であれば六十二匆六分、二十二人であれば六十五匆五分八厘で完全に一兩(四百疋)になる。茶料百疋と祈袴料三百疋となるので、これが妥当な気がする。

戊五月廿五日、殿様御病氣不為成御叶、御逝去之由

六月六日出御廻状鳴物停止触

117 (挿入)

従四位侍従前甲州刺史源朝臣保泰

俊徳院殿仁嶽高猷大居士

(注) 保泰公 信近公 光雄公 勝三郎公 右八郎公 将八郎公 御実母大内氏初子様

俊徳院殿仁岳高猷大居士 天保九戌戌年五月十日 正覚山 月桂寺

「俊」は「俊」・「峻」の字も使われている。

参考「累年記事」209)

五月廿五日 御逝去之由

從四位侍從前甲斐守 源朝臣保泰君

俊徳院殿仁嶽高猷大居士

116 (続)

同十日早朝ヨリ発足御悔申上候事

東右衛門・新次郎・多右衛門、外<sup>二</sup>神主伊織

尤麻上下<sup>二</sup>テ御役所へ 組合庄屋同道

右御霊供献上 此わり三匁四分九り七毛ツ、

例之通御暇叶、五月十九日御発駕御手当之所、御病氣<sup>二</sup>附

公儀より為御見舞、河野権右衛門様御越被下候由

(注) 家譜附録「五月廿五日、保泰疾既危篤之状達上聞、上使河野権右衛門通訓来臨、蒙御問同日酉時

保泰卒」恐らく上使来訪時は死亡していたと思われるが、上使見舞い迄は危篤として置く。

なお御霊供については計算不能。

七月十二日、殿様御家督被為蒙 仰付候由、村方へ御廻状来

八月三日、海津行麻上下着<sup>二</sup>而、御役所へ出 東右衛門

多右衛門、供巳之助

御家督恐悦申上候事

外<sup>二</sup>神主勇藏同道

右御祝儀献上、此わり四匁三分八り五毛ツ、 御扇子料へき上出ス

(注) これは二名で八匁七分七厘で、南鐐<sup>二</sup>朱銀とへぎ代と思われる。

当七月十六日御伺之通、殿様御名甲斐守様<sup>与</sup>御改被遊候  
右之訳、村中大小之百姓末々至迄、悉可為申聞者也

七月廿九日

白 衛七郎

渡 内蔵允

岡 祖右衛門

(参考「累年記事」209)

七月十二日、御家督被為蒙 仰候由、八月三日 恐悦申上候事

(注) 「家譜附録 天保九年戊戌七月十二日、於脇坂中務大輔安董宅、井伊掃部頭直亮并老中列座、中

務・・・伝命曰、賜亡父保泰遺領於保興」

118

以廻状申達候、然<sup>者</sup>

殿様当秋 御帰国之砌、大津駅御本陣

御止宿被 仰出候処、当時<sup>者</sup>御省略中之義<sup>二</sup>付

御目見等無之候得共、当年之儀<sup>者</sup> 御入部之事故

御目見等致度銘々も有之候得<sup>者</sup>、取究早々可被申出候

右可申入如斯候 以上

七月廿二日 今中幸右衛門

廿式人

追<sup>而</sup>病気差支等<sup>二</sup>而<sup>不</sup>参之面々<sup>者</sup>、其段別紙帳面可被相記候以上

右八月二日昼拝見、八月三日海津行

(注) 大津宿での御目見は省略中であつたが、入部(藩主の初入国)の特例として実施。

八月四日昼過 以廻状申達候、然<sup>者</sup>

殿様 御入部之砌、大津表<sup>二</sup>おゐて御目見被 仰付候間

病気差支等無之候<sup>而</sup>、罷出度銘々有之候得<sup>者</sup>、別紙

帳面<sup>二</sup>相記可申段、先達<sup>而</sup>相触候処、尔今罷出候共

病気差支<sup>二</sup>而<sup>不</sup>参共難相分<sup>二</sup>付、態飛脚を以申

入候、且又大津表<sup>二</sup>おゐて 御目見相濟候上

御国表<sup>江</sup>罷出 御家督<sup>并</sup> 御入部御歎申上候

義も、是又同様差支之筋も有之歟、又<sup>者</sup>罷出候義<sup>二</sup>

有之候得<sup>者</sup>、其段別紙帳面雛形之通、右帳面<sup>二</sup>書

記可被差越候、右申入度態飛脚を以如此候 以上

八月四日

今中

足立東右衛門

太平次

多右衛門

平五郎

饗庭又兵衛

足立新次郎

御触之趣奉畏候、御止宿之節、無間違私義大津表方

直様 御国表へ罷出可申候、為其御請申上候 以上

八月四日

足立東右衛門

多右衛門

八月九日立京講登り

平五郎

太平次ハ不参

御断書付

119

以廻状申達候、然者 殿様御儀、来月四日江戸表御発駕<sup>二</sup>、御道中

御差支も無御座候得者 同十六日大津 御止宿之旨、御内決被仰出候

段、大津御蔵屋鋪方申来り候、依之各方之内<sup>江</sup>先達<sup>而</sup>相触

候通、出津之上 御目見被致候義、相違も有之間鋪候得共

為念今一応申達候、弥無指支等出津被致候ハ、十四日大津

着之上、同所御屋鋪戸沢太右衛門方<sup>江</sup>相届被申候、乍併

先達<sup>而</sup>相触候後、病氣指支等も出来候<sup>而</sup>、罷出候之義

難相成義有之候得者、来ル廿九日迄<sup>二</sup>可被申出候、差支

無之義<sup>二</sup>候得者、罷出候儀<sup>二</sup>者不及候之間、此段承知可被

致候、右可申入如斯候 以上

八月廿四日

今中幸右衛門

足立東右衛門殿

足立多右衛門殿

足立平五郎殿

廿五日拜見

足立新次郎殿

(注)「間鋪」は「まじく」、「罷出候儀<sup>二</sup>者」は「届出・・」の誤写、「相届被申候」は「可」脱か。

九月二日、御毛見御休

大津行之儀

東右衛門不参申上

〃 七日 大通り渡部内蔵允様・志村藤七様御休ミ

弥 十六日御止宿<sup>二</sup>付、十四日未明<sup>二</sup>出立、平五郎大津行多右衛門同道

十六日、雨降 石場出迎、御本陣<sup>二</sup>御目見有之

十七日朝七ツ御出立<sup>二</sup>テ京都へ御出 二条御城 御拜見<sup>二</sup>テ

壬生御屋鋪御一宿

(注) 壬生屋敷は京都火消役の拠点として、享保九年(吉里の郡山転封)に購入した抱屋敷。

御家督御入部御歛として、海津手両郡より金千両差上候

右上納仕候所 殿様御満足<sup>二</sup>ハ思召候得共、近年凶作<sup>二</sup>難渋之百姓共

御いたはり遊し、不残御下<sup>二</sup>相成申候得共、金堂手も追願いたし候趣<sup>二</sup>

又々追願いたし候事、此高割手前分百疋分四り 九月上納

(注) 家督相続・入部祝儀として、海津手から千両を上納したが、近年の凶作の中での祝儀無用だと

して辞退された。しかし金堂手も追願したので当手も追願し受納された。

東右衛門の負担分は約一兩二分程度であり、高割り逆算からして当家石高は約四十石強となる。

十一月廿三日、郡山着之積り<sup>二</sup>て、当方方新次郎・多右衛門出郡、浅井

ハ大浜太郎兵衛・横田佐兵衛、北方ハ大村五郎左衛門・角野藤右衛門、

都合十五日分日役六匁

御繁用<sup>二</sup>付、廿八日御祝義申上候由、御国元大庄屋・帯刀人・村役人<sup>并</sup>町

方共一統、凡二百四五十人計之由、右御扇子箱献上<sup>并</sup>諸入用三十六人割

一人分廿三匁三分四り九毛、村方へも御祝御酒料被下、凡疋石<sup>二</sup>疋分程

也、庄屋<sup>二</sup>而十二月十四日酒頂戴

又手前共ハ別<sup>二</sup>

御酒料銀疋匁 足立東右衛門

但是ハ御家督御歛献金

右者此度為御称被下之 御返礼ナリ

(注) この「凡一石に一分」は金一分(銀十六匁強)では有得ず、銀一分と思われる。この様な混乱を避けるため「金一分」を「金百疋」と言い換えたのであろう。

120

来亥正月御年礼前々通り四日

十二月十七日取立、高橋彦次郎殿

川合作兵衛殿 演舌也

同五日二八殿様御家督御祝ノ御酒被下候旨、但御国表へ不参之銘々

天保十己亥正月四日、御年礼

(注) 天保十己亥(1839)年

三日発足

包物ハ海津<sub>二</sub>而拵 多右衛門

献上御扇子料<sub>并</sub>海津御屋敷中包物わり 平五郎 勤

四匁四分六毛

外<sub>二</sub>金平 祝義ハ此方<sub>二</sub>拵此わり

九分壹りツ、

五日、御祝御酒・御吸物・御肴被下 平五郎―頂戴五日<sub>二</sub>帰ル

准 東右衛門ハ不参

去戌十二月知内村中川市次郎、苗字帯刀御免<sub>二</sub>付、半切来八十八枚有

(注) この文の「帯刀」の横に「准」とあり、他所出等の制限付「准帯刀」である。

正月十九日御用書来

以書付申達候、然<sub>者</sub>是迄御借入<sub>二</sub>相成候働金式百両、各方被申合候<sub>而</sub>

乍御太儀調達被致、来ル六月五日迄<sub>二</sub>当方へ相納候様、尤右金高

少々<sub>二</sub>而も不足致し候<sub>而</sub>者、御差支<sub>二</sub>相成、御間欠ケ候之間、何れ<sub>二</sub>も

御当<sub>二</sub>相成居候<sub>二</sub>付、前頭式百両右六月五日迄<sub>二</sub>相納候様、取計

可被申候、右可申入如斯候 以上

正月十八日

今中幸右衛門

足立東右衛門殿

太右衛門殿

新次郎殿

尚々本文御請之義、各方之内被申合、来廿二日迄<sub>二</sub>当方へ可被申

出候、右等之処取極メ御国表<sub>江</sub>申上候事故、無間違右日限<sub>二</sub>可

被申出候、且又別紙饗庭又兵衛へ之差紙壹封差遣候間、着

次第五十川村方急々可被相達候 以上

右<sub>二</sub>付多右衛門・平五郎海津行、百両御請申候事

(注) 本書中「太」と「多」はシバシバ混用されるが、同一文での混用は珍しい。

乍恐以書付奉願上候

一 毎歳御願奉申上候通、為御冥加之於白鬚大明神之神前、乍恐

御上様御武運長久・御壽算延長之御祈祷相頼申候処、右

社人より御札差越候<sub>二</sub>付奉差上度候、乍恐 御受納被為

遊被下置候ハ、難有仕合奉存候、右之段奉願上候 以上

121 (挿入)

乍恐書面を以奉申上候、先以各様愈御壮健

被成御座、珍重御儀奉賀悦候、然<sub>者</sub>此度

御用状奉拜見候所、働金調達仕候様被仰下奉

承知候、然ル所私義近年内分不勝手<sub>二</sub>相成、其上

打続凶作<sub>二</sub>甚困窮仕候<sub>二</sub>付、働金之義難調

甚恐入候、何卒暫之所御有免被成下候様、御願申

上候 御上様之御儀毛頭籠略<sub>二</sub>存候<sub>二</sub>而ハ、決<sub>而</sub>

無御座候、追々工面出来候得<sub>者</sub>、少々<sub>二</sub>而も調達

御用向相働申上度存心<sub>二</sub>御座候得共、先頭申上候

通、今暫御宥免御願奉申上候、乍恐此段



御代官様へ旨御執成被仰上、御聞濟被成下  
候様御願申上候、右御願申上度、乍失敬書  
面を以奉申上候、恐惶謹言

亥正月廿一日

高橋彦次郎様

那須宗平様

岡田良兵衛様

122・123

天保十亥年二月

四月十三日宗門御改、高橋・那須両氏

当正月<sup>二</sup>被仰聞候調達金、手前御断申上減少願申上候事、尤六月調達

被仰候得共、村方ノ工面<sup>二</sup>付、五月上納<sup>二</sup>相成則四月廿九日上納新次郎海  
津行御証文ハ霜月切 五十両新次郎一通、同五十両東右衛門・多右衛門

一通来

(貼り付け挿入)

訳 三十両多右衛門出

廿両手前かり立

一 江戸表<sup>二</sup>而御名代武田左京太夫へ御代替ノ御印物、無滞御頂戴被成

御国表へ当着之趣、御廻状有之

(注) 代替御印物は將軍交代に伴う封地確認状(天保八年九月家慶將軍就任の分)。

「家譜附録 天保十年己亥四月廿八日、保興名代武田左京太夫信之登城、御着座于白書院上段、信  
之拜謁、有上意、賜保興領地之御判物、脇坂・・授之」

武田左京太夫信之(文化四年〜明治四年)は幕末の高家旗本。郡山藩主柳澤保光の七男で、官  
位は從四位下侍從。

五月殿様御下り

藪田五郎左衛門様、御家老被蒙仰候廿一才

(注) 柳澤(藪田)五郎右衛門と思われる。

一 昨々申年、違作<sup>二</sup>付下方飢食御願申上候所、御救米并御借米被下置又

其上西之春御国表方御廻米、当村へ式百俵被送下、代銀米一石<sup>二</sup>付

百人拾匁差上候処、諸御造用御引被成候<sup>而</sup>、過納<sup>二</sup>相成候由<sup>而</sup>此度御米

壹石<sup>二</sup>付七匁 御下被下候由

亥九月

(注) 代金が過分だとして返金があった。この辺の律義さは郡山藩らしいところである。

九月十三日、御毛見昼御休 雨降

十七日大通 岡野祖右衛門様・小林俊左衛門様、御昼休 雨降

十二月廿二日、以書付申達候、然<sup>者</sup>其許<sup>江</sup>被仰渡御用之儀有之間、明後廿

三日、当 御役所<sup>江</sup>可被罷出候 以上

今中幸右衛門 判

十二月廿一日

右<sup>二</sup>付、角ノ浜方舟<sup>二</sup>而廿三日早朝方行、日和よろしく昼前<sup>二</sup>參上御役

所<sup>二</sup>而

一 御紋付麻御上下一卷 足立東右衛門

右<sup>者</sup>京都年賦濟調達銀集<sup>二</sup>付、年限中会毎上京之上、出情

相勤、其上平日御上之儀大切<sup>二</sup>奉存候段、奇特至極<sup>二</sup>付、右両様為御称  
被下之

亥十一月

今中幸右衛門

右之御書付頂戴いたし、直様御家中へ礼廻り、舟<sup>二</sup>而帰村七ツ過

御礼包物銀五匁、御代官今中氏

外酒式升切手<sup>二</sup>而、高橋・那須・岡田・川合・羽岡ノ五軒ノ壹斗

代巻ノ四百三十式文

子正月御年礼之節、多右衛門頼ミ遣ス

(注) 二升酒切手を五軒に配っており。一升が百四十三文になる(凡そ換算三千円程度か)

亥十二月五日、殿様御儀上使仁賀保右京様を以、御鷹之雁御拝領被遊候

同六日御 登城之節、御上納金無御滞被為濟候ニ付、御懇之

御上意之上、御刀御拝領被遊候段、右村方へ御廻状来

(注) 「家譜付録 十二月六日、由去年四月西丸御城御普請父保泰献金、頂戴重行刀一腰、於黒書院保

興拝領、有御懇之上意。」

124

天保十一庚子正月四日御年礼

(注) 天保十一庚子(1840)年

多右衛門老入 四日未明ニ発足

相勤 同日帰村

手前不参断書付差上

供ハ此方与惣遣ス

平五郎も同断

去亥十二月廿三日

角野藤太夫

息 太蔵

苗字帯刀

同 藤右衛門

息 齊五郎

旅帯刀也

御免

饗庭又兵衛

息 文蔵

右披露として半切紙百枚ツ、三人方来

正月廿一日

(注) 齊五郎は「旅帯刀」で准帯刀であるが、或いは嫡子ではないのかも知れない。

乍恐以書付奉願上候

一 毎歳御願奉申上候通、為御冥加之、於白鬚大明神之社前、乍恐御上様御武運長久・御壽算延長之御祈禱相頼申候所、右社人

より御札差越候ニ付、奉差上度候、乍恐御受納被為 遊被

下置候ハ者、難有仕合奉存候、右之段奉願上候 以上

天保十一子年二月

右之御札三月五日高橋氏へ書状相添、源三郎遣し候也

四月二日、宗旨御改之節、去暮御上下代銀ニ而三拾四匁被下之

(注) 去年十二月紋付麻上下称美の書附があり、四月に交付が有つたもの、換算約七、八万円程度。

四月八日、浦村行、九日海津へ行、那須氏御宅へ行、十日帰村

六月廿二日 殿様大津御止宿之由、夜大雨

廿三日 木津川満水ト云

(注) この木津川は恐らく高島郡木津村で琵琶湖に注ぐ河川(1438月訴訟参照)。

九月廿五日 御毛見御泊

廿九日 大通り 渡部内蔵允様・鈴木為右衛門様

急廻状を以申達候、然者御出郡御代官方態飛脚を以、過急之調達

金之儀、被仰遣候ニ付、其組合村々為惣代御自分方、乍御太儀

来廿七日当役所へ印形持参、無不参名前之通可被罷出候、猶委

細之儀ハ、其節可及談合候 以上

十一月廿五日

役所

饗庭組惣代、五十川庄屋

藤兵へ

足立東右衛門殿 太田村庄屋

同夕飯後拝見

田井村庄屋

太右衛門

青五郎

足立新次郎殿

霜降村庄屋

三尾里村

彦三

日置市三郎との

饗庭又兵衛殿

(注) 饗庭組七ヶ村のうち古賀と梅原(以下についても)が消えているが理由不明。

125

右当十九日、仙洞御所崩御<sup>二</sup>付、京都御固メ御役可被 仰付旨、御内意<sup>二</sup>付 御手当金也

十二月廿日、御送式之由 御殿様泉涌寺御固メ御役、被成 御勤候  
右御手当金五千両内 貳千七百両 金堂手

貳千三百両 海津手

丑正月十日御引取被遊候由 又内 八百七十両 浅井手

千四百三十 高嶋

内訳 六十 五十川

貳十 田井

百三十五 霜降

七十 太田

四十 三尾里

三百廿五

(注) (西矢田宮座年代記)「去子十二月廿日仙洞御所御多(他)界被成、御葬式被遊、仙如(泉湧)寺

御勤番郡山松平甲斐守様御勤被遊、上下数千式百八拾五人・・・御領分人足相懸かり参百人被仰

出相勤申候、御仕度之銀子五萬両、御城下御領分重立候分へ御用銀被仰出候」

この年代記によれば、銀五萬両(銀二百十五貫で、約三千三百両)が領内の主立った者に掛けられ

(村には掛かっていない)、村方は人足を出しているのみである。これに対して近江領は両手で五

千両と極めてアンバランスである。近江領帯刀人への過大な負担が表れている。しかし葬式の警護

に総計八千両を越える費用は明らかに過大であり、他に流用されたのではないか。

(参考 「累年記事」209)

天保十一庚子十一月十九日、御崩御

十二月廿日、仙洞様御送式<sup>二</sup>付、泉山御固メ御役被成御勤候

右御手当金五千両 内 二千七百両 金堂手

二千三百両 海津手

内 八百七十両 浅井

千四百三十両 高嶋

内訳 六十 五十川

廿 田井

百三十五 霜降

七十 太田

四十 三尾里

(注) 天保十一年十一月十八日光格上皇六十九才崩御。上皇は閑院宮家から後桃園院の養子となり即位、朝廷の権威を高めることに尽力し、文化十四年三月仁孝天皇に讓位。

「家譜附録 天保十一年庚子十二月二日、有仙洞御所御葬送・御法事泉涌寺勤番、且可鎮禦火災之

命。所司代牧野備前守忠雅伝旨、同十八日、保興発郡山。同十九日、到于京師、宿于泉涌寺宿坊

安樂光院。同廿日、由先帝御葬送勤供奉。畢奉勤番之事。天保十二年辛丑正月八日、由先帝御法

事畢、泉涌寺勤番之事止。同九日、保興発安樂光院。同十日、帰于郡山。」

125 (続)

天保十二年辛丑正月、三日ヨリ追々雪降積

(注) 天保十二辛丑(1841)年

年礼六日立<sup>二</sup>而、村方同道<sup>二</sup>而多右衛門相勤、大雪<sup>二</sup>テ九日<sup>二</sup>帰ル

年頭わり式人分拾四匁式分四り

三月三日、例之通書付添、使を以海津高橋様へ藤吉遣ス

白鬚大明神御札箱入差上

三月八日、川除御見分、高橋・川合

三月十日、御飛脚来

以書付申達候、然ハ申談度御用有之間、各方之内耆人

明十一日、当 御役所へ可被罷出候、右可申入如斯候 以上

三月十日

今中幸右衛門

足立東右衛門殿

足立太右衛門殿

十一日、多右衛門海津行、白谷白蓮寺天倪、大本山直末願ひ書付、御差戻し<sup>二</sup>成、天倪事後<sup>レ</sup>慈光寺へ行と云捨、出奔之事

(注) 何故こんなことで帯刀人が呼び出されるのか理解できないが、県道287号沿いの白谷にある曹洞宗明王山白蓮寺(享保年間に再興)の住職が、大本山直営の末寺になる希望が拒否されたとして出奔したので、その処置を相談したようである。

乍恐以書付御届奉申上候

私倅平五郎儀、先年方結構<sup>二</sup>被為 仰付、難有仕合奉存候、然ル所

昨年より病身<sup>二</sup>相成、去月十七日相果申候<sup>二</sup>付、乍恐以書付

右御届ケ奉申上候 以上

天保十二年丑年六月

足立東右衛門 印

御代官様

右村方次手を以差出ス

(注) 東右衛門の跡継ぎとして帯刀人となっていた平五郎が病死、東右衛門の悲嘆が察せられる。

七月六日、初夜頃海津東ノ奥出火、十軒計

御役所へハ、三人連名<sup>二</sup>而<sup>三</sup>二手代衆へ書状差出ス、七日朝村方ハ善次行。

(注) 善次は村年寄(組頭)。

九月九日、御毛見御休 雨降

十三日、大通 岡野祖右衛門様・志村藤七様 雨降

126

天保十三壬寅年正月

(注) 天保十三壬寅(1842)年

乍恐以書付御断奉申上候

一 当寅年、年始御祝儀先例之通参上仕、可奉申上旨、被 仰聞

難有奉畏候、然ル所私義旧冬より、足痛<sup>二</sup>而<sup>三</sup>步行難仕候

二付不参仕候、乍恐此段書付を以、御断奉申上候 以上

年頭わり六匁式分五り

下男

正月晦日晚、海津中村丁加賀領火事四十六軒計、即刻多右衛門・手前代与惣吉同道<sup>二</sup>而<sup>三</sup>御役所并御家中御見舞申上、明方<sup>二</sup>帰村

(注) 海津中村町は加賀藩との相給領となっており、琵琶湖水運の拠点となっていた。息子平五郎が亡きため東右衛門の替わりに下男が多右衛門に同行している。

乍恐以書付奉願申上候

一 毎歳御願奉申上候通、為御冥加之於白鬚大明神之社前、乍恐

御上様御武運長久・御壽算延長之御祈祷御頼ミ申候所、右社人

より御札差越候<sup>二</sup>付、奉差上度候、乍恐 御受納被為 遊被下

置候<sup>者</sup>、難有仕合奉存候、右之段御願奉申上候 以上

天保十二年寅年二月

右之通御札<sup>二</sup>添拵置候所、川除御見分として岡田良兵衛殿・羽岡凌左

衛門殿御越被成、南<sup>二</sup>御泊<sup>二</sup>付、右御頼ミ申上相納候也

二月廿四日

御用状三月廿二日拝見

一 急廻状を以申達候、然<sup>者</sup>申談度儀有之間、当廿六日各方、当

御役所へ乍御太儀可被罷出、右可申入如斯候 以上

三月廿二日 足立東右衛門殿

足立新次郎殿

村方ハ組合惣代として五十川・太田二ヶ村へ申来、惣代多右衛門勤

右八当二月七日、江戸表駒込御屋敷御類焼之旨申来候

夫二付、為御見舞心持にて差上可申趣御披露

(注) 駒込屋敷は六義園がある藩下屋敷であるが、この下屋敷類焼については詳細不明。

(武江年表) 三月七日西大風、昼時過、牛込通寺町より出火にて、小石川・小日向・駒込・巢鴨・西が原迄、武家・町屋・寺院多く焼亡す・・・焼死・怪我人夥し。

127 (129)

(注) 128は錯簡につき112に移した。

右二付、海津手両郡方金千両、此わり 老石二付式匁七分一り程

外二殿様御代始出雲大社御祈祷、十式貫目、此わり当村へ四十六匁余り掛ル

(注) 千両の村割は二貫二十五匁(約三十一兩)となる。祈祷料の換算価格は約三千万匁で如何にも高すぎる。十二貫文(約四十万匁)の間違いかも知れない。なお「西矢田年代記」には駒込下屋敷類焼について、村負担はおろか類焼記事そのものが記録にない。

(参考「累年記事」209)

同十三壬寅年

当三月七日、江戸駒込御屋敷御類焼二付、御普請御入用御手伝

両郡方金千両

又帯刀人中方銘々金百疋ツ、献納、為御称美御扇子料被下之

先月廿六日、於江戸表 殿様御儀 御政治向

御改革之御趣意二付、御譜代衆御取締被為蒙 仰候

(注) 水野忠邦による株仲間の解散・人返令・江戸大坂所領上知令等の「天保改革」の始まりである。

(家譜附録)「天保十三年壬寅二月廿五日、奉由御政事改革御普第衆取締之事、水野越前守忠邦伝

旨。」

寅三月十九日 寺社奉行 丹羽與太夫 村方へも同断

寺社へ 関根藤左衛門

一 此度江戸表御屋鋪御類焼被為遊候段、恐入奉存候、右御普請為

御入用、乍聊為御冥加差上奉り度、宜御執成被遊被下候様、奉願上候

寅三月

金五両老歩 高嶋郡帯刀人 廿老人

老人分百疋ツ、献上

右調印いたし霜降へ為持遣し候也

四月四日

(注) 高嶋郡帯刀人が二十一一人、金一分づつで計二十一一分、即ち五両一分になる。

以廻状申達候、然者此度問屋株并組合杯と相唱候義ハ不相成段、被 仰出候儀二付、尚又此度於御国表御調之儀二付 当手支配所之内、問屋共并下方二而申合仲間組合之分、其外為御冥加 公儀并 御地頭所江上納致し候村々有之候

得者、早々可申出様御沙汰二付、於村々前頭下方申合仲間 組合等有之候有無之儀取調、来ル十三日迄二、当 御役所江 書付を以可申出候、右可申入如此候 以上

四月十一日

今中 村々江

(注) 天保改革による株札・問屋・仲間・組合廃止令、組合解散令等が厳しく徹底されている。

当月二日、於江戸表 殿様被為 召、御登城被遊候处、御老中

様方御列座二而 日光 御名代被為蒙 仰候、右之趣村中

大小之百姓末々二迄、悉可為申聞候也

四月八日 岡 祖右衛門

渡 内蔵允

北 弥一右衛門

右四月廿日、無御滞 御名代被為濟候而、御目見被 遊 御拝領物有之 候由

(注) (家譜附録)

「天保十三年壬寅二月廿五日、奉由御政事改革御普第衆取締之事、...

四月二日、芙蓉之間、老中列座、保興当為日光御靈屋御名代使、真田信濃守幸貞伝旨、

同十二日、於御座敷、賜日光御名代使之御暇。有御懇之上意。同廿日...参詣于日光御靈屋

同廿四日、於御座敷拝謁、有御懇之上意、由勤保興日光御名代使也」

\*真田家はれつきとした外様であるが、幸貞は松平定信の二男（先代の幸専は井伊家）で願譜代

として老中になっている。なお保泰正室（保光生母）輝子は真田家から嫁しており、次代幸良

の正室は保泰娘で、両家の関係は深い。

(参考 「累年記事」 209)

同四月二日、於江戸表 殿様被為 召御登城披遊候所、御老中様方御例座

二而日光御名代被為蒙 仰候、同廿日無御滞被為濟、御目見被遊、御拝領

物有之候由

130

五月十四日、宗門御改 高橋彦次郎様・那須宗平様

六月二日、殿様御帰国之由

八月廿一日、壹朱銀通用停止御触

(注) 貨幣改鑄の効果を上げるため、文政銀貨(草字二分・二朱・一朱銀貨)の通用を停止したもの。

この様な措置が幕末貨幣価値の混乱(インフレ)を招いた。

九月十八日、毛見御泊り 土用三日目

(注) 土用は四立(立秋・立冬等)の前十八日間であり、旧曆立冬土用に入ってから三日目か。

廿四日、大通り御休、渡部内蔵允・志村藤七様

十月十五日、湖東騒動アリ 甲賀郡川筋新開役人 市野茂三郎

藤井鉄五郎

三上ノ遠藤家ノ臣、加藤周治十六才鎮之卜云

明頃 比叡山僧衆徒京二入卜云

卯正月 江戸方御役人両人大津へ来、甲賀郡之者御吟味

同二月五日、江戸へ御引取之由、甲賀郡ノ者十三人江戸行

(注) この騒動は「近江天保一揆」と称される野洲・栗太・甲賀群を巻き込んだ大規模な地域一揆で、

幕府と江戸豪商が結託した新田(琵琶湖水位の低下による)開拓と新基準(江戸尺)での検地に

よる増収策に地域農民が抵抗し、大混乱の結果、一応検地の無期限延期を勝ち取ったが、指導者

の多くが拷問により死亡するという凄惨な結果を招いた。市野・藤井は幕府勘定方、藤井は普請

役である。この失敗が老中水野の失脚の一因であるとも言われている。

准也

十二月十三日、新保村黒川孫左衛門 帯刀苗字披露 半切百枚

御扇子料 式匁五分

右者被為 御称被下之 卯六月庄屋方受取

寅十二月

131 (挿入)

覚

一 銀式匁五分 足立東右衛門

右者為御称御扇子料被下之

寅十二月 今中幸右衛門

(参考 「累年記事」 210)

同壬寅十月、琉球人参府

右御入用国役金 石二付

式分六厘ツ、掛り

同卯十一月

公儀 上納 陰徳金高割 八分六り御掛

130 (続)

天保十四癸卯正月

(注) 天保十四癸卯(1843)年

雪なし

供平八

年礼 惣代多右衛門

三日立<sup>二</sup>四日<sup>二</sup>勤帰村

此わり

乍恐書付を以御断奉申上候

一 当卯年年始御祝儀先例之通、参上仕可奉申上旨、被 仰聞難有奉畏候

然ル処、私義旧冬より足痛<sup>二</sup>歩行難仕候<sup>二</sup>付不参仕候、乍恐

此段書付を以御断奉申上候 以上

卯正月

准也 旧冬

正月廿日、饗庭又兵衛次男岩蔵殿 帯刀苗字御免之由披露半切百枚

(注) 長男文蔵は天保十年に正規の帯刀苗字御免。東右衛門には次男等はいないようである。

乍恐以書付奉願上候

一 毎歳御願奉申上候通、為御冥加之於白鬚大明神之社前、乍恐

御上様御武運長久・御壽算延長之御祈禱、相頼<sup>二</sup>申候所、右社人より

御札差越候<sup>二</sup>付、奉差上度候、乍恐 御受納被為 遊被下置候<sup>者</sup> 難

有仕合奉存候、右之段御願奉申上候 以上

天保十四年卯年二月

此書付添

御代官様

箱入之御札ヲ又伊豫奉書紙<sup>二</sup>包ミ、水引ヲカケ又紙<sup>二</sup>包ミ封して  
差上候也

132

三月五日、川除御奉行 須宗平様・川合作左衛門様へ御頼<sup>二</sup>申差上候

四月朔日、宗旨改 岡田氏・那須氏

日光御社参<sup>二</sup>付、当四月十二日ヨリ鳴物音曲停止、神事・仏事等も止

漁獵・普請等ハ勿論、煙を立候職、惣<sup>而</sup>人寄御差止、自身番

右為見廻り海津方岡田良兵衛様巡村、猶又村内<sup>并</sup>田井村見廻り候様

被仰付手前相勤、多右衛門ハ下古賀・梅ヶ原へ見廻り、新次郎ハ三尾里

へ見廻ル

廿一日迄

(注) 四月十二日將軍家慶、日光社参のため江戸城出發、十六日日光發、二十一日江戸城帰着

九月廿八日御毛見、田井村御休当村御泊り

閏九月四日、大通御休<sup>二</sup>小野市左衛門様・小林俊左衛門様

同月廿九日、家造建方御見分、那須宗平殿当村御泊り

天保十四年

卯十一月廿八日御用状到来

以書付申達候、然<sup>者</sup>其許孫多喜蔵へ、御仰渡之御用有之間

来月二日召連、当 御役所へ可被罷出候、右可申入如斯候 以上

十一月廿六日 今中幸右衛門 判

足立東右衛門殿

以手紙得御意候、然<sup>者</sup>其許孫多喜蔵殿<sup>江</sup>、被仰渡之儀<sup>二</sup>付

御呼出有之間、被罷出候之砌、御同人麻上下<sup>二</sup>大小所持

<sup>二</sup>可被罷出候、此段御心得迄<sup>二</sup>、拙者共方得御意候 以上

十一月廿六日 岡田良兵衛

那須宗平

高橋彦次郎

足立東右衛門様

右二付十二月朔日昼前方発足、海津郷宿金屋行

其夜御屋敷五軒へ、御届旁御見舞申上

133

翌二日朝、御奉書来

御用之儀有之間、孫多喜藏江麻上下着為致、其許

同道、只今当 御役所江可被罷出候 以上

卯十二月二日 今中幸右衛門

足立東右衛門殿

右二付即刻御役所参上仕候所

一 帶刀苗字

足立東右衛門

御免

孫多喜藏江

右者平日御為筋心懸ケ、万端御用向出情相勤候二付、格段厚

御思召を以、書面之通為御称被 仰付之

卯十二月 今中幸右衛門 判

(注) 東右衛門には平五郎以外に息子は居なかったのか、孫の多喜藏が後継者として帯刀人になった。

或いは年齢的に特例措置だったのかもしれないが、東右衛門の年齢から特任措置か。

右之通之御書付頂戴いたし、即刻帶刀二て

御役所江御礼二上り、夫方御代官様御内始、外五軒江御礼申上

則 包物御代官様、金百疋水引二而結、へぎ二載持参

(注) 代官 壹分(銀約十六く七匁 改鑄下落により約三く四万円)

高橋彦次郎様 弐朱ッ、 高橋鶴藏様 銀三匁

那須宗平様 〃

岡田良兵衛 〃

河合作左衛門 五匁

同心田中新助殿 弐匁五分

羽岡凌右衛門 〃

御門新兵衛 弐匁五分

郷宿金や平三郎 弐匁五分

(注) 手代は代官の半額(銀八匁)、書役銀五匁等々

右之通御礼相済、二日夕帰村

帶刀人中ハ

角野藤右衛門殿 角野藤太夫殿 松井又兵衛殿 磯野源兵衛殿

井関吉郎次殿 井関汶助殿 中川市郎右衛門殿

右七軒其日半切紙包持参、外北九軒ハ郷宿へ頼置

134

大村五郎左衛門殿 栗津新藏殿 松村庄左衛門殿 黒川吉郎右衛門殿

沢田太右衛門殿 伊丹易左衛門殿 野崎源左衛門殿 水口作兵衛殿

黒川孫左衛門殿

右九軒金平へ頼候、賃銭弐百文遣ス

饗庭又兵衛殿 足立新次郎殿

天保十五甲辰年正月御年礼、

(注) 天保十五甲辰(1844)年(十二月改元、弘化元年)

六日立七日相勤、八日村方同道二而帰ル

多右衛門

多喜藏 供平八

乍恐以書付御断奉申上候

一 当辰年年始御祝儀、先例通参上仕可奉申上之处、私義

風邪二罷在候二付、無抛不参仕候、此段乍恐書付を以御断奉

申上候 以上 足立東右衛門 印

天保十五 辰年正月

御代官様



右年頭わり

乍恐以書付奉願上候

一 毎歳御願奉申上候通、為御冥加之、於白鬚大明神之宝前、乍恐

御上様御武運長久・御壽算延長之御祈禱相頼申候所、右

社人より御札差越候<sup>二</sup>付、奉差上度候、乍恐 御受納被為

遊被下置候<sup>者</sup>、難有仕合奉存候、右之段奉願上候 以上

天保十五年辰年二月 足立東右衛門

御代官様

五月八日、宗門御改

当五月十日、江戸御本丸火事<sup>二</sup>付、御見舞として郡山様方三万両差上

可被成候<sup>二</sup>付、此わり当海津手方式千五百両、此わり当方三人方五十両

ツ、調達

辰巳午<sup>二</sup>ケ年

十一月<sup>二</sup>差上申候様、被 仰付

右之金子不用之由、十月廿七日被 仰聞候 \*

(注)「家譜付録」天保十五年甲辰五月十日、保興名代武田左京大夫信之登城、於白書院縁類、老中列座、

牧野・・・伝命曰、由御本丸御普請、窃願献金之旨達上聞、乃許願、命奉献三萬金之事給、可被

加御普請御用也。

十一月三日、阿部伊勢守正弘伝旨、大目附・・・達曰、往日、由御本丸御城御普請、雖被命献金、

近年諸国五穀不登、且往年西丸御城御普請、被命献金手伝之事、公役繁多也、今次以格別台慮、

減往日被許献金額之員数、命一万石献五百金為度之事給、由是、各宜勉励文道武備、且献金以三

箇年為期。前件之事、一万石以上雖被許献金額之両面、無脱漏可達也。

\*本件の正式通達は十一月三日だが、その趣意は十月廿日までに内聞か。

135 (挿入)

乍恐書付を以奉申上候

一 金百五拾両 太田

一 金百五拾両 五十川

右<sup>者</sup>此度無御扱、御臨時

御入用<sup>二</sup>付、当辰年方来ル午

年迄三ケ年<sup>二</sup>割合、年々十

一月上旬<sup>二</sup>調達之儀被

仰談候段奉畏、無相違調達

之儀御請奉申上候、尤御下之儀

調達年々之翌年方五力年<sup>二</sup>

割合年々元利御下被成下候

段、被仰渡奉畏候、為其御請

書奉差上候 以上

天保十五辰年

六月

右<sup>者</sup>一統献納止<sup>二</sup>相成不用之由、十月

御代官様御出府之節被仰聞

覚

一金 三万両 御献納

136 (挿入)

内

老万両宛 辰巳午

右之内

三千年 金堂手

式千五百両 海津手

内

内

内

内

八百四拾兩 辰十一月上納  
巳方五力年<sup>二</sup>  
割合元り御下  
り足月五朱

八百三拾兩 巳十一月上納  
午方御下

同断

八百三拾兩 午十一月上納

未方御下

同断

(注) 当初五月十日に本丸普請のため三年分割で三万兩(一年一万兩)の献金が決定し、海津が二千五百兩(一年八百四十兩)の負担とされ、返済は五年分割(年利6%)として十一月に当年分を納入した処、十一月になって幕府から負担軽減のため四分の一に減額指示があったもの。

### 137 (挿入)

乍恐書札を以奉申上候、秋冷之  
節各様御壮健被成御座奉喜悦候 前年方  
然<sup>著</sup>足立多右衛門父、先多右衛門儀先年より  
宗旨御改別紙証文被 仰付難有奉  
存候所、先年父多右衛門相果候以後、村方惣人数帳<sup>二</sup>  
相成来候義<sup>二</sup>御座候、何卒父多右衛門  
同様<sup>二</sup>別紙証文被仰付被下候様、御願  
奉申上度乍恐奉存候、宜御時節  
御座候ハ、可然御執成被 仰上被下  
父多右衛門同様<sup>二</sup>、後相続仕候様被  
仰下候ハ、難有仕合奉存候、右參上仕  
御願奉申上度存候得共、遠路歩行難義<sup>二</sup>

御座候<sup>二</sup>付、重々乍恐以書付  
各様迄奉願上候、宜御執成  
之程奉希候、恐惶謹言

辰八月九日

高橋彦次郎様

那須宗平様

岡田良兵衛様

(注) 別紙証文(宗旨一紙改)については30文化八年三月六日(注)参照。

これは(南)多右衛門家の家格に係る重要事項であった。

### 138

九月十二日、御毛見御泊 藤兵衛方<sup>二</sup>

十七日、大通御休 渡部内蔵允様・志村藤七様

急廻状を以申達候、然<sup>著</sup>

殿様御儀、当廿一日頃江戸御参駕 御帰国<sup>一</sup>付、美濃路

海道御通行<sup>二</sup> 柏原宿 御止宿被遊候段、被仰出候

<sup>二</sup>付、各方之内御同所へ罷出、御目見へ被致度義も有

之候得<sup>者</sup>、別紙名前之帳面<sup>二</sup>御請印形可被致候、若

病気差支等之儀<sup>二</sup>、不参被致候得<sup>者</sup>、名前之下

<sup>二</sup>不参之旨、断書付可被致候、留り名前之もの方、来ル

廿五日迄<sup>二</sup>、当方へ可被相戻候、右可申入如斯候 已上

九月廿三日 今中幸右衛門

(注) 103天保七年二月参照。保泰は侍従任官の報告のため、甲州路を経て吉保の墓参を行った後に、中山道を通り柏原に止宿したが、今回は理由不明ながら、東海道の脇街道(美濃路)で尾張を経て中山道垂井に入り、柏原止宿を図ったもの(後年真華院も海路を避けてこのコースを取っている)。

廿四日七ツ時拝見

水所・饗庭組帯刀人中 十八人

尚々、本文御発駕御日限御相違も無之候得者、来月

朔日・二日之内、柏原宿 御止宿<sup>二</sup>も可有之哉<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>存候共、暁与致候  
御日限之義ハ、<sup>三</sup>速急廻状を以可申入候間、是亦承知可有之候 已上

右十月三日、柏原御止宿<sup>二</sup>テ御帰国之由

十一月、齊藤孫兵衛様御願之通、御家老御役御免之由

十二月、高橋彦次郎様家内御国へ御帰り餞別式朱一書状相添 当村四人

霜降式人

太田老人

河合作左衛門様手代被<sup>レ</sup>仰付 新書役 益田連藏様

十二月十五日、西ノ寿作苗字帯刀御免

下上

(注)「下上」とあるのは苗字帯刀と記したが、正しくは「帯刀苗字」であることを示している。

139 (挿入)

一 筆啓上仕候、甚寒節弥以御壯

健被成御座、珍重御儀奉喜悦候、然<sup>者</sup>

今

貴所様御義此般御願通、御役御免被<sup>レ</sup>為

仰付、御国表御引取披成候趣承知仕

目出度御儀奉存候、乍併永々御当地

被成御勤メ候内、萬之預御苦勞忝奉存候

於私共<sup>者</sup>、甚御残多御義奉存候

銘々参上仕、御挨拶可申上候処、時分

柄勝手仕、乍失礼愚札を以右

御祝奉申上候 恐惶謹言

十二月

東右衛門 東

太平次 西

又兵衛 饗庭

新次郎 太田

多右衛門 南

岩藏 饗庭

多喜藏 東

高橋彦次郎様

(注) 太田が一名になっており、多喜藏は東右衛門の孫(継承者)。

カイ元

弘化元年十二月十三日、開元之由 江戸<sup>二</sup>テ御披露

(注) 珍しいことに「改」の字が思いつかなかった様子である・・・

弘化二巳年御年礼

(注) 弘化二乙巳(1845)年

乍恐以書付御断奉申上候

一 当巳年年始御祝儀先例通参上仕、可奉申上之処

私義風邪<sup>二</sup>罷在候<sup>二</sup>付、無抛不参仕候、此段乍恐書付を以

140

御断奉申上候 以上 足立東右衛門 印

弘化二巳年正月

御代官様

右年頭正月六日立、村方同道 多右衛門・多喜藏・寿作 供平八

(注) (東) 多喜藏、(西) 寿作は後継者である。

年頭わり<sup>并</sup>

七日相勤八日昼帰宅

河合手代 祝義

益田連藏 書役祝義 合式拾式匁式分式り 式人分

乍恐以書付奉願上候

一 毎歳御願奉申上候通、為御冥加於白鬚大明神社前、乍恐

御上様御武運長久・御壽算延長之御祈禱御頼申候所

右社人より御札差越候<sup>二</sup>付、奉差上度候、乍恐

御受納被為遊被下置候<sup>者</sup>、難有仕合奉存候、右之段奉

願上候 以上

弘化二巳年二月 足立東右衛門 印

御代官様

青山ヨリ

新堀

正月廿四日、江戸芝出火<sup>二</sup>付、殿様御中屋敷御類焼被成

シバマテ

候<sup>二</sup>付為御見舞、海津手<sup>方</sup>金千両献上、此わり当村<sup>老</sup>六<sup>百</sup>、

石<sup>二</sup>式匁八分三<sup>り</sup>

帶刀人中<sup>方</sup>壬寅年之例<sup>二</sup>献上仕度申上、銘々百疋ツ、献上

右三月廿日上納手前高掛り百八匁老分五<sup>り</sup>、両人分式百疋掛屋へ遣ス

右<sup>二</sup>付御上様より村方へ御酒料被下、四月十八日中ノ申ノ日

(注) 126天保十三壬寅年三月七日駒込下屋敷類焼の例に習い、海津手より千両献金。ただこの時は

石<sup>二</sup>匁七分一厘となっており、銀価格が僅かに変動している事が分かる。なお「西矢田宮座年代

記」には中屋敷類焼も献納も記録されていない。

(武江年表) 正月二十四日、北大風、砂石を飛す。昼八時過、青山……より出火して……大

名方屋敷百十五ヶ所……焼死・水死八千九百と云えり。

(参考 「累年記事」 210)

弘化二乙巳年正月廿四日

江戸新堀御中屋鋪御類焼<sup>二</sup>付御見舞

海津手<sup>方</sup>金千両献上 当村<sup>老</sup>六<sup>百</sup>匁余<sup>り</sup>

石<sup>二</sup>式匁八分三<sup>り</sup>

帶刀中<sup>方</sup>壬寅年ノ例<sup>二</sup>献上、銘々百疋ツ、手前式人分式百疋献納

右為称美村方へ御酒料被下

手前等銘々へハ銀老兩ツ、被下之

宮様へ御酒上ケ、村中不殘宮ノ芝ノ上<sup>二</sup>テ、御いたゞき祝ひ候也  
手前へハ別上<sup>二</sup>付、銘々銀老兩ツ、御書付被下之

(注) 地元の神社の前庭で宴会を持ったのだが「祝」は如何なものか……

四月十五日新御代官、小堀雄之丞様御中飯 多右衛門宅

御家内・娘式人・御子息・同嫁 藤兵衛宅

右<sup>二</sup>付手前等、南畑迄出迎ひ申候事

(注) 今中代官の更迭記事が無いようだが、どうなったのだろう。幕末分限帳には松之間席四十石役料  
五俵で今中禎三郎があるが関係不明。なお同席に四十石役料十俵中間頭兼役で小堀雄之丞の名が  
あるが、当人は嘉永三年六月に葬式記事があるので跡目継名であろう。

十七日多右衛門、宮ノ鳥井願相済候、御礼ヲ兼テ行 祝義ハ銘々此方ハ

手前と多喜藏、庄屋と神主と 為御酒料銀老兩頼ミ遣ス

(注) 銀一両(四匁三分)は当時銀価格低下のため換算約一万円程度か。

141 (挿入)

覚

一 大庄屋格

一 帶刀苗字

一 他所出之節帶刀苗字

一 苗字計

一 継目願<sup>二</sup>付帶刀苗字

一 せかれ年頃<sup>二</sup>相成帶刀苗字

- 一 宗旨一紙改
- 一 永々御扶持方
- 一 其身一代御扶持方
- 一 永上金<sup>三</sup>付御扶持方
- 一 先祖之者方当代迄御紋付類
- 一 諸御品物

(注)「他所出之節帶刀苗字」が「准帶刀」であり、これを含めて「帶刀人」とされる。「苗字計(ばかり)」は庄屋など苗字付敬称抜きで表記されるものである。

#### 142 (挿入)

- 右ヶ條之通、一躰何々之勤功<sup>二</sup>寄、何ノ何年何月何故<sup>三</sup>被 仰付<sup>并</sup>御品物被下置、且献金永上金其ノ員数<sup>并</sup>諸出入取喫之儀<sup>者</sup>、何村<sup>与</sup>何村何論之儀<sup>二</sup>付、右巨細<sup>三</sup>取調書上候様從
- 御国表被仰越候間、銘々一分之處、得<sup>与</sup>取調書付を以、早々可被申出候 以上
- 巳九月廿四日

弘化二巳年九月

右御毛見之節、此御書付被下候事

(注) これらの適宜乱発により、かなりの処遇アンバランスが生じ、確認が必要となったのだろう。

東右衛門家については、左記の文案に良く示されているが、(南) 多右衛門家が嫡子、(西) 太平治家が二男、(東) 平五郎(東右衛門)家が三男である。なお祖父多右衛門は大庄屋格で一代扶持方のようである。

(参考 別文書「御尋<sup>二</sup>付奉書上候」)

祖父 多右衛門

- 享保十五年、被召出、於御国表帶刀苗字御免被仰付御目見仕候、其後年頭御禮毎度御目見仕候
- 延享四卯年<sup>五</sup>、毎歳金子百疋宛、明和六年迄
- 右<sup>者</sup>御用銀調達仕候為御賞美被下置頂戴仕候

一 金百疋 頂戴仕候

右<sup>者</sup>宝曆六子年、太田村安曇川堤切候節、御普請被仰付相勤候<sup>二</sup>付、為御賞美被下

宝曆十二年、大庄屋格被仰付

御紋付麻御上下頂戴

御晒<sup>三</sup>疋 頂戴仕候

挑灯之内合印大小御合印等御免被仰下候

安永二巳年、病氣之節為御守、御菓子一折頂戴仕候

一 右嫡子権次郎 改多右衛門

明和元申年、被召出、帶刀苗字御免被仰付候

一 右二男 太平治

安永三年、被召出、帶刀苗字御免被仰付候

一 右末子 父平五郎

安永六西年三月、被召出、帶刀苗字御免被仰付候

右<sup>者</sup>京都<sup>三</sup>テ調達集銀御取結之節、為御賞美被下之

一 宗旨一本紙改

文化八末年、御用銀<sup>并</sup>御講等、出精相勤候<sup>二</sup>付、御思召を以被仰出之

一 御紋付麻上下

御米 頂戴仕候

文政元年寅十二月

右者先年安永五申年、多右衛門・太平治・平五郎  
調達仕候無御利息銀、四拾壹ノ目之御證文獻納  
仕候ニ付、右之通被下置頂戴仕候

一 大和木綿老反

文政元寅年十二月、頂戴仕候

右者御頼御用金獻納仕候ニ付被下之

○ 文政五年午九月十五日

松平越前守様御通行ニ付

同郡新保村江罷越、御馳走可申上被仰付、相勤申候ニ付  
鏗式百文下人共へ被下之

金百疋、是者越前様より被下候旨被仰、頂戴仕候

一 白金巾木綿老反 頂戴仕候

文政六未年四月

右者関東筋川浚御用金相働候ニ付、為御賞美被下之

一 大和柿木綿老反 頂戴仕候

文政七申年十二月

右者村々ニ而御講取結相調候ニ付、為御賞美被下之

一 御米三俵 頂戴仕候

文政八酉年五月

右者京都調達銀集出精ニ付、為御賞美被下之

一 銀式匁五分 頂戴仕候

同年六月

右者若殿様、初而御出府被為 遊、御祝義奉申上候所  
為御賞美御酒料被下之

一 帶刀苗字 セかれ 平五郎

天保二卯年十二月、被召出御思召を以仰付之

同十二丑相果申候

一 御扇子一對 頂戴仕候

右者大殿様侍從御任官被為遊候ニ付、聊御祝儀奉申上候所  
為御賞被下之

一 銀老兩

天保九戌年六月

右者御巡見御通行之砌、同郡深清水江罷出、相勤候ニ付  
為御賞 被下之

一 御酒料銀老匁 頂戴仕之

右者天保九戌年十二月、殿様御家督御入部、御歛

奉申上候所、為御称美被下之

一 御紋付麻上下頂戴仕候

天保十亥年十二月

右者京都年賦濟調達銀集ニ付、年限中会毎上京之上出精相勤  
其上平日、御上之儀大切ニ奉致候段奇特至極ニ付

右両様為御称被下之

一 御扇子料銀式匁五厘 頂戴仕候

天保十三年寅年十二月

右者江戸駒込御屋鋪御類焼ニ付、聊為御冥加奉差上候所  
為御称美被下之

一 帶刀苗字 孫多喜蔵

天保十四卯年十二月

右者平日御為筋心掛、万端御用向出精相働候ニ付  
御思召を以被仰付之

右奉書上候通、相違無御座候 以上

弘化二巳年十月 足立東右衛門

御代官様

右之内○印ハ除キ書上候事

御代官ハ巳四月より

小堀雄之丞 様

五月廿一日、宗門御改 那須宗平様・河合作右衛門様 宿藤兵衛宅  
 九月廿四日、御毛見御泊り 多右衛門宿  
 晦日、大通 御休 同断 鈴木為右衛門様・深井喜右衛門様

弘化三丙午年正月

(注) 弘化三丙午(1846)年

御年礼 六日二行、七日勤、八日帰ル 村方同道 多喜蔵 供伝四郎  
 寿作

献上わり拾四匁五分四り雑用共 東右衛門・多右衛門不参

但式人分

去巳十二月 四品御任官 被為 蒙仰候之由

御祝義海津手より金千両献上

此わり五十川内高割三匁壹厘ツ、

田井分高わり式匁式分八リツ、

同 帯刀人銘々百匁ツ、献上

(注) 「田井村」は庄屋不在となり、五十川村が代行しているのだろう。

(参考) 「累年記事」210)

御代官小堀雄之丞様

十二月 殿様四品御任官被為蒙 仰

御祝儀として海津手より金千両献上

此わり当村 高わり三匁壹厘ツ、

田井村分 同式匁式分八リツ、当ル

同帯刀人中銘々百匁ツ、献上

(注) 「家譜附録」十二月十六日、叙四品。於白書院縁類、老中列席、牧野備前忠雅伝旨。

当村高割は七百四十七石として、約二貫三百目(三十四兩二分)、五百石であれば二十三兩。

(西矢田年代記) 御殿様、去巳十二月十六日、從四位上御位に御登り被遊、依之和州御領分中より御祝儀として献金貳百貫目奉差上候、当村分銀貳百目奉差上候。

\*これによれば、和州領九万三千百石全体で約三千兩、西矢田村分が約三兩であり、極めてアンパランスである。

143 (続)

毎歳差上候 白鬚大明神御札、願書相添、三支配衆へ出状  
 二月十三日、村方五年寄罷出候に付、頼み遣し候也

四月十五日多右衛門、別紙宗門御改被 仰付

(注) 137天保十五年八月(挿入) 願書が認められたもの。なお「宗旨一紙改」については30の文  
 化八年三月六日(注) 参照。

同 御任官御祝義献金に付為御称美

銀壹両ツ、東右衛門に被下之

多喜蔵

村方庄屋

年寄

村中へ

御酒料九拾匁余被下之

(注) 村中への九十匁は貨幣価格が下落したとはいえ、十数万円はあっただろう。

(参考) 「累年記事」210)

右御称美として

丙午四月十五日銘々、銀壹両ツ、被下之 庄屋も

村方へ八九拾匁余り被下之

143 (続)

同日 隠居願書付差上

四月廿三日中ノ申ノ日御酒、宮様へ上、村中芝原にて、いたゞき候事

廿五日川除

閏五月十一日宗旨改、宿多右衛門方

午七月十日、鱗八郎様御死去二付、廿日方廿九日迄音曲鳴物

(注) 保泰子、信剛公 隣八郎 生母横川氏梶子女 隣八郎 (大過去帳・懐中本)

適心院殿無外玄光大居士 弘化三丙午年七月七日 正覚寺 月桂寺

八月廿八日、御毛見御泊り宿太平次宅

八月 土生山、木津村方横領ノ出訴二付

十一日多右衛門上京、十六日藤兵衛・惣左衛門上京

十八日善次・重右衛門上京、廿三日平兵衛・伝左衛門上ル

廿七日御前対決、東御奉行伊奈遠江守様

御掛り与力山田省三郎様

同心中川三九郎様

(注) 訴訟の内容は定かでは無いが、当地の木津村からの山論訴えで、京都東役所(町奉行)伊奈遠江守斯綏の御前対決となったようである(次頁参照)。翌年八月に和談となった。

(参考) 「累年記事」211)

去午八月、木津村庄や九郎右衛門、年寄忠蔵

当村土生山、横領ノ工ミ<sup>二</sup>出訴<sup>二</sup>及、十五日御裏判来

廿七日対決、東御奉行 伊奈遠江守様

かかり与力 山田省三郎

同心 中川三九郎

未八月廿七日 山論和談済

(注) 波爾布神社(はにふじんじや)は高島市新旭町饗庭に鎮座する神社であり、土生(はぶ)大明神・土生さんとも称される。木津村は五十川村から北東湖岸にあり小浜藩・大溝藩の相給であるがこの式内社は古来木津庄の惣社であり山論(境界争)が生じたと思われる。この様に領主が異

なる村間の訴訟は地方奉行所等が管轄し、奉行所の無い地域では幕府神社奉行の管轄となった。  
なお「工ミ<sup>二</sup>出訴<sup>二</sup>」は「たくらみにて」であろう。

九月五日大通り 志村忠太夫様

小林俊左衛門様 昼飯 同 太平次宅

144

海津御役所御建替御普請 為御見舞、大竹百束村方方

十二月十六日二切、十八日海津献上

(参考) 「累年記事」210)

同四丁末年、海津御陣屋建替御普請 為御見舞 大竹百束 村方方

已十二月十八日献上

手前高割百拾匁分式り当ル

(注) 手前高割については不詳。

144 (続)

弘化四丁末年

(注) 弘化四丁未(1847)年

御年礼七日雪降、皆不参

乍恐以書付御断奉申候

一 当未年年始御祝義、先例之通参上仕可奉申上候処、私共義

去冬方風邪<sup>二</sup>罷在候<sup>二</sup>付、無扨不参仕候、此段乍恐書付を以

御断奉申上候 以上

弘化四未年正月

東右衛門

多喜蔵

御代官様



(参考「累年記事」210)

二月 宮ノ拜殿瓦直し、北宮屋根直し入用<sup>レ</sup>廿<sup>レ</sup>五百十四文 四ヶ村割  
老軒之分四匁余り掛る、一はん長ハ用捨

(注) 二十貫五百十四文は、概ね銀二百匁に当たるので、価値変動を考慮すると約五十万円となり安価に過ぎるが、村方による労務提供が多かったのだろう。なお軒当たり四匁とすると五十軒程度になるが四ヶ村にしては過少に過ぎ、本百姓のみであろうか(或いは二十貫五百十四匁の誤記であれば約五千二百万円であるが、逆に軒数が五千軒になり、これもあり得ない)。

144 (続)

巳十二月

御任官御祝御赤飯代、鏝三十文ツ、兩人へ被下

(注) 143弘化二巳年十二月、四品叙任祝儀百疋の返礼として赤飯代が下されたもの。

毎歳奉差上候白鬢大明神御札、例年之通書付相添

御支配衆様へ差出し候也 未二月十四日

四月九日、宗門御改 那須宗平様・岡田良兵衛様、多右衛門宅

五月 足立修蔵殿、帯刀苗字御免為披露半切百枚ツ、  
二包ミ来

(注) 足立修蔵は文化九年四月に帯刀御免となり、その後帯刀人として種々記述されているが、さらに跡目継承となつたのであろうか詳細不明。

五月十四日、東本願寺門主御通行、十三日 海津 願慶寺泊

十四日 今津 西福寺昼休 鴨 慈敬寺泊

海津方御馳走 岡田良兵衛様御越 御鐘御供、御泊藤兵衛宅

先拂同心式人 <sup>レ</sup>上下五人

外<sup>二</sup>若党式人此方<sup>二</sup>拵 多喜蔵

寿作

(注) 真宗大谷派 梅靈山願慶寺(海津)、安養山西福寺(今津)、慈敬寺鴨御堂(鴨)、なお海津

代官所から手代岡田以下五名が警護に就いた(若手の帯刀人が若党役を務めたのか)。

(参考「累年記事」210)

六月七日、千賀太夫京都<sup>二</sup>テ位階上下四人、神主<sup>三</sup>一宿、  
寄進わり式匁八分ツ、

(注) 竹本千賀太夫は一般的に京都の浄瑠璃師を言うが、本文との関係不詳。

144 (続)

海津御陣屋御建替、八月廿七日御門御槌打

九月六日御家移

(注) 144弘化三年十二月建替普請に竹百束献上記事あり。

九月十二日、御毛見昼御休中飯

十九日、大通昼御休御中飯 渡部内蔵允様  
小林俊左衛門様

145

石庭易左衛門 息

十二月十七日、伊丹伴介帯刀続目、半切紙百枚ツ、兩人<sup>江</sup>来

(注) 石庭易左衛門は石庭村伊丹易左衛門の略称。

申年

(注) 弘化五戊申(1848)年、二月二十八日嘉永改元。

正月御年礼三日、二日発足角ノ浜<sup>舟</sup>多右衛門・寿作 三人供十蔵

多喜蔵

東右衛門ハ不参書付差上候

四日、御普請ノ御祝御酒被下

帯刀人中<sup>方</sup>

年頭献上わり廿老匁八分式人分 金式百疋御祝儀差上

(参考「累年記事」211)

嘉永元戊申 御陣屋御普請御祝御酒被下

145 (続)

毎歳差上候白鬚大明神御札、書付「相添」例年之通

三御支配衆迄差出ス 御初穂料ハ三月朔日 多喜藏 持参

申二月廿八日 上京之節

右三月六日、伊織<sup>殿</sup> 海津行<sup>二</sup>頼<sup>ミ</sup>遣ス

四月廿六日、宗旨改那須氏・河合氏、宿藤兵衛宅

保興君

八月廿一日、殿様御病氣之所、御逝去被遊候由

九月三日、鳴物停止御触来

六日海津へ御悔、多右衛門・多喜藏・寿作

御霊供わり三匁式分一り 式人分

老匁九分五り 雑用わり

(注) 保興公 信求公 銀之助公 造酒正公 御年三十四歳、実母野島氏遊良子様

天寧院殿鎮山全功大居士、嘉永元戊申年六月二日 正覚山 月桂寺

表向八月廿一日(大過去帳) 八月廿一日(系譜)

「家譜付録 八月十九日、保興疾日漸危篤、故欲讓家督于時時之助保申。保申生年三歳、幼而有

憚公務、且以慮後事、密窺于老中阿部伊勢守正弘

正弘密達于内聴、即有御懇之内命、伊勢守正弘以書附伝旨、於是願讓家督于保申、保申時在郡

山、由疾憚旅行、願以名代奉其事、達于阿部伊勢守正弘。八月廿一日。保興卒。」

逝去の日に二ヶ月以上のズレが生じているが、これは当時の慣習として(正室を憚つて)公儀

未届の三歳の幼児に無事家督相続を認めてもらうための工作期間であり、家譜附録には老中阿

部伊勢守の配慮が記されている(恐らく嫡母淑子から御台所姉篤子への工作もあつただろう)。

(参考 「累年記事」 211)

同八月廿一日、殿様保興君 御病氣之所、御逝去被遊候由

九月三日、鳴物音曲停止、御触来 御悔申上

外<sup>二</sup>雑用 老匁九分五り

145 (続)

九月廿二日、御毛見御泊

廿七日大通り御休 渡部内蔵允様

吉川幾右衛門様

十月十一日、若殿様 時之助三歳 御遺領無滞被為蒙仰候段、村方へ御廻

状同廿九日<sup>二</sup>来

(注) 「家譜付録 嘉永元年戊申十月十二日、保申名代柳沢弾正少弼康孝、於牧備前守忠雅伝命曰、賜亡

父保興遺領於保申、且以書附達宜今年中出府。

十一月朔日、保申名代柳沢撰津守光昭登城、於白書院捧太刀目録、拜謝継家督之辱。」

\* 柳澤康孝は第六代三日市藩主(保光孫)、柳澤光昭は第七代黒川藩主(保泰十男)

(参考 「累年記事」 211)

十月十一日、若殿様 時之助 三歳

御遺領無滞被為蒙 仰候段、村方へ御廻状来

十月廿九日

145 (続)

十一月三日、御役所へ御悦申上 多右衛門 入用わり老匁式分

多喜藏 供喜市

御祝儀金式両 帶刀人中此わり 拾匁八分三り 式人分

(注) 祝儀金二両の二名分が銀十匁八分三厘という事は、帶刀人が、二十四名で銀相場が一両銀六十五

匁の計算になる。

(参考 「累年記事」 211)

十一月三日、御役所へ御悦申上

御祝儀金式両 帶刀人中<sup>方</sup>献上 此割 式人分

145 (続)

殿様

御役御免之由

御家老 松平但見様

柳澤市正様

藪田五郎左衛門様

平岡宇右衛門様

柳澤新五郎様

柳沢権大夫様

御家督御祝、海津手を金千両献上

(注) この千両献金についての「累年記事」は欠けている。

146

乍恐以書付奉願上候

一 私義、段々結構<sup>二</sup>被 仰付、誠以冥加至極恐入難有

仕合<sup>二</sup>奉存候、然ル所段々及老年<sup>二</sup>多病<sup>二</sup>相成

申候<sup>二</sup>付、同苗多喜蔵<sup>江</sup>名前相讓、帯刀苗字

差上隠居仕度奉存候間、願之通御聞濟

被成下候様、奉願上候 以上

嘉永元申年九月

足立

御代官様 小堀雄之丞

同十二月御聞濟之由申来

(注) 寛政十二年、東右衛門跡目帯刀苗字御免から約四十八年の帯刀人任務を閉じることとなった。

西四月朔日、御国御発駕、二日大津御止宿

殿様関東御下り

柳沢市正様御付添

(注) 「和州郡山藩幕末代官記録(嘉永二酉年御用手控)」

三月廿八日

今日御発駕御歎<sup>二</sup>付朝五ツ時揃、何れも罷出候事

口達 但支配丈廻状相廻ス

殿様此度

御参府被為遊候上<sup>著</sup> 御入国迄暫御間も被為在候御義<sup>二</sup>付、御家中之面々何れも別而相慎

御成長被為遊候を奉仰、猶此上弥以前々被 仰出候通節儉を相守、御上<sup>五</sup>不奉掛御苦勞

御奉公精勤可被致候 右之趣、柳 新五郎殿被 仰渡候、以上

四月朔日

一 殿様益御機嫌能今朝六ツ時、御発駕被遊候事

一 茂之丞様御義益御機嫌能御出立、被為成候事

四月、御扇子料献上

四人分三匁八分六り

東右衛門

多右衛門

多喜蔵

太平次

(注) この文書に(家譜附録にも)無いが、塚田代官記録によれば、嘉永二酉年閏四月十二日、増上寺

安国殿其外御修復御用被仰付、金一万四千両(銀九百貫目)が必要となり、同二十二日に和州・

河州村々三百貫、町方百貫、金堂手百貫・海津手百貫が割り当てられている。

左の称美はこの見返りではないかと思われる。なお「家譜附録」にも次の記述がある

「同二年己酉十月十五日、保申名代柳沢撰津守光昭登城、於白書院縁頼老中列座、拝領時服十

五領。由勤往日増上寺安国殿御宮并本堂三門方丈御修覆御用也。」

西十二月、為御酒料 被下之

銀壹匁式分ツ、老人前

同 村方人別<sup>二</sup>御酒料被下

九十文ツ、

戊六月廿七日小堀雄之丞様葬式

(注) 嘉永三庚戌(1850)年

九月七日新御代官、小野莊七郎様 太田方小舟<sup>二</sup>而中嶋崎へ付  
当村方今津迄送  
今津方海津の御迎舟

147

当九月三日、安曇川大水大荒<sup>二</sup>付  
六日荒所御見分、岡田良兵衛様・益田連藏殿

乍恐以書付奉願上候

一 毎歳御願奉申上候通、為御冥加之於白鬚大明神之社前

乍恐御上様御武運長久・御壽算延長之御祈祷相頼<sup>ミ</sup>申候所

右社人より御札差越候<sup>二</sup>付奉差上度候、乍恐 御受納被

為 遊被下置候者、難有仕合奉存候、右之段御願奉申上候 以上

年号 日

御代官様

右箱<sup>二</sup>入、御札ヲ又伊与奉書紙<sup>二</sup>包、水引ヲカケ又紙<sup>二</sup>而上包  
封して差上可申事

(了)

(参考資料)

(蒲生郡) 林村・駕輿丁村・島村・綾戸村・東横関村・中小森村・八木村・東村・船木村・寺内村・東鍛冶屋村・多賀村・西之庄村・市井村・宇津呂村・中村・西庄浅小井村・多賀市井北ノ庄村倉橋部村・鷹飼村・杉森村・大手村・香之庄村・上慈恩寺村・下慈恩寺村・常楽寺村・清水鼻村

(神埼郡) 林村・猪子村・佐野村・佐生村・種村・神郷村・長勝寺・北ノ庄村・五位田村・和田村・石馬村・金堂村・河並村

(坂田郡) 長久寺村・柏原村・目河内村・上野村・本郷村・大鹿村・山室村・醒井村・能登瀬村・河崎村・乾村・国友村・勝村

(浅井郡) 今庄村・法楽寺村・佐野村・宮部村・唐国村・青名村・五ノ坪村・津ノ里村・小倉村・小観音寺村・香花寺村・弓削村・新井村・野寺村・河道村・大浜村・下八木村・杓掛村・祝山村・塩浜津村・上ノ庄中村・庄村

(高島郡) 海津東町・海津中村町内・海津中小路町・西浜村・知内村・蛭口村・石庭村・有原村・野口村・小荒路村・山中村・浦村・下村・白谷村・牧野村・上開田村・寺久保村・辻村・森西村・沢村・新保村・中庄村・深清水村・大沼村・梅ヶ原村・五十川村・下古賀村・田井村・霜降村・太田村・三尾里村